平成27年９月定例会

南伊豆町議会会議録

平成27年　９月29日　開会
平成27年　10月30日　閉会

南伊豆町議会

平成２７年９月南伊豆町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月２９日）

○議事日程……1

○本日の会議に付した事件……1

○出席議員……1

○欠席議員……1

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……1

○職務のため出席した者の職氏名……2

○開会宣告……3

○議事日程説明……3

○開議宣告……3

○会議録署名議員の指名……3

○会期の決定……4

○諸般の報告……4

○町長行政報告……4

○一般質問……12

漆　田　　修　君……13

加　畑　　毅　君……30

長　田　美喜彦　君……45

岡　部　克　仁　君……62

比野下　文　男　君……70

○散会宣告……83

○署名議員……85

第　２　号　（９月３０日）

○議事日程……87

○本日の会議に付した事件……87

○出席議員……87

○欠席議員……88

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名……88
○職務のため出席した者の職氏名……88
○開議宣告……89
○議事日程説明……89
○会議録署名議員の指名……89
○一般質問……89
横　嶋　隆　二　君……89
渡　邉　　哲　君…… 106
清　水　清　一　君…… 121
○報第６号の上程、説明、質疑…… 144
○報第７号の上程、説明、質疑…… 145
○議第４６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 149
○議第４７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決…… 150
○議第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 151
○議第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 155
○議第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 161
○議第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 163
○議第５２号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 165
○議第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 175
○会議時間の延長…… 177
○議第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 178
○議第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 181
○議第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 183
○議第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決…… 184
○散会宣告…… 186
○署名議員…… 187

第　３　号　（１０月１日）
○議事日程…… 189
○本日の会議に付した事件…… 190

○出席議員…… 190
○欠席議員…… 190
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名…… 190
○職務のため出席した者の職氏名…… 190
○開議宣告…… 191
○議事日程説明…… 191
○会議録署名議員の指名…… 191
○議第５８号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 191
○議第５９号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 200
○議第６０号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 202
○議第６１号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 205
○議第６２号～議第６４号の一括上程、説明、質疑、委員会付託…… 207
○議第６５号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 211
○議第６６号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 213
○議第６７号～議第６９号の一括上程、説明、質疑、委員会付託…… 215
○議第７０号の上程、説明、質疑、委員会付託…… 219
○散会宣告…… 226
○署名議員…… 227

第　４　号　（１０月３０日）

○議事日程…… 229
○本日の会議に付した事件…… 230
○出席議員…… 230
○欠席議員…… 230
○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名…… 230
○職務のため出席した者の職氏名…… 230
○開議宣告…… 231
○議事日程説明…… 231
○会議録署名議員の指名…… 231
○議第５８号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 231

○議第５９号～議第６１号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 239
○議第６２号～議第６５号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 243
○議第６６号～議第６９号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 245
○議第７０号の委員長報告、質疑、討論、採決…… 248
○各委員会の閉会中の継続調査申出書…… 249
○議員派遣の件…… 250
○閉議及び閉会宣告…… 250
○署名議員…… 251

平成27年9月定例町議会

（第1日　9月29日）

平成２７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２７年９月２９日（火）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長の行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	副　町　長	松　本　恒　明　君
教　育　長	小　澤　義　一　君	総　務　課　長	橋　本　元　治　君
企画調整課長	菰　田　一　郎　君	建　設　課　長	鈴　木　重　光　君
産業観光課長	齋　藤　重　広　君	町　民　課　長	渡　辺　雅　之　君

健康福祉課長	黒　田　三千弥　君	教委事務局長	大　野　孝　行　君
生活環境課長	飯　田　満寿雄　君	会計管理者	鈴　木　豊　美　君
総　務　係　長	山　本　広　樹　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大　年　美　文	主　　幹	渡　辺　信　枝

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

朝晩非常に過ごしやすくなりました。改選後の初の定例会でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年９月南伊豆町議会定例会を開会いたします。

クールビズの励行中でありますので、上着の脱着はご自由にお願いしたいと思います。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　議事日程は印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　これより、本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎会期の決定

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月30日までの32日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。よって、会期は本日から10月30日までの32日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（稲葉勝男君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

平成27年６月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告します。

以上、諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（稲葉勝男君）　日程第４、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　おはようございます。

平成27年南伊豆町議会９月定例会の開会に当たり、６月定例会以後の主な事項について行政報告を申し上げます。

１、自治体間連携による特別養護老人ホーム等建設・運営事業者の決定について。

自治体間連携による特別養護老人ホーム等建設・運営法人につきましては、５月15日付で公募を行い、応募のあった社会福祉法人に対し、南伊豆町自治体間連携による特別養護老人

ホーム等建設・運営実施候補者選定委員会設置要綱に基づき設置した選定委員会により、第一次審査（書類審査）を実施し配点合計５割以上の評価点を得た法人に対し第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）を実施いたしました。第一次及び第二次審査の配点合計から６割を超える法人の中から審議を経て実施候補者を選定し、同施設建設・運営事業者を８月31日に決定いたしました。建設・運営事業者は、法人名は社会福祉法人梓友会。理事長、川島優幸。所在地、静岡県下田市吉佐美1086番地。当日は、静岡県土屋副知事（伊豆半島担当）、静岡県山口健康福祉部長、東京都杉並区田中区長にもご同席をいただき、記者発表をいたしました。東京都杉並区と南伊豆町は、両自治体の介護施設の不足の課題を初め、本町の経済振興、両自治体の更なる交流の推進などの行政課題を双方で解決すべく、全国に先駆けて自治体間連携による整備を進めてまいりました。建設・運営法人決定に至るまでには、５年に及ぶ歳月を費やしましたが、静岡県・厚生労働省など、多くの関係者の皆様にご協力をいただきました。今後も、静岡県・東京都杉並区との連携を図りながら、平成30年１月の特別養護老人ホーム開所を目指し、事業を推進してまいりますので引き続き町民の皆様のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

２、杉並区との自治体間連携事業について。

７月10日・11日の２日間にわたり、北海道名寄市において、東京都杉並区との防災・交流に関する協定を締結する名寄市、南相馬市、青梅市、小千谷市、東吾妻町、南伊豆町、北塩原村の８自治体が一堂に会し、杉並区交流自治体スクラム会議、地方創生・交流自治体連携フォーラムが開催されました。同スクラム会議は、平成23年３月の東日本大震災直後の被災した南相馬市の支援に、杉並区と災害援助協定を結ぶ自治体が現地に集結したことに端を発しており、平成24年９月に杉並区と災害時相互援助に関する協定を締結した当町は、オブザーバーとして参加いたしました。東北地方の復興の状況、各自治体への防災への取り組み方などについて情報交換を行いました。また、同自治体連携フォーラムは、本格的な高齢化社会の到来を見据え、都市と地方の自治体連携により、それぞれが抱える高齢者問題や地域経済・コミュニティ問題などの解決を図ることを目的に交流自治体間で開催しているもので、今回、杉並区からは、当町との自治体間連携による特別養護老人ホーム建設の件が事例として発表されたほか、各市町村からは、クラインガルデンの整備、産官学連携、台湾交流等について報告がなされ、当町はアクティブシニアのお試し移住、いわゆるワープステイ構想について提言いたしました。この考え方は、これまでの移住・定住施策とは異なり、東京と地方、杉並区と当町とで、送り先、受け手を明確化するもので、両自治体が連携し移住促進の

ためのコンシェルジュを配置し、相談やあっせんを行います。また、初めから移住・定住を促すものではなく、開始日から５年間までをお試し移住期間とし、主に65歳から70歳の杉並区民に対して紹介を行うもので、一泊二日の旅行感覚から始めていただくことを想定し、住民票の異動等も原則伴いません。最終的には永住につながらなくても、これまでに見込むことのできなかった交流人口が町内に滞在することになります。現在、下賀茂地内において廃業旅館を借り上げ、その拠点となるビジターセンターとして整備を進めているところでありますが、今後、総合案内窓口として稼働を開始し、最終的にはゲストハウスとして15組程度の移住体験者が逗留できる施設にしてまいりたいと考えております。さらに当町では、平成24年９月から杉並区内において定期的に産直市を開催しており、平成24年度には２回、平成25・26年度にはそれぞれ３回ずつ、そして本年度は５回の開催を予定しております。このほかには、杉並フェスタ、区内自治会祭りにもブースを出しており、当町の海産物は杉並区内においては定番商品となりました。また、６月には関東圏最大のケーブルテレビ局ジェイコムの通信販売番組において石廊崎の沖イカが紹介されたほか、10月には伊勢海老が同番組で紹介される予定です。加えて、本年度から杉並区との間で小中学生交流事業も始まり、８月・９月のそれぞれの３日間で、合計104人の小学５・６年生が子浦に滞在し、南伊豆の自然を満喫していただきました。

３、南伊豆町まち・ひと・しごと創生事業について。

平成26年度中の地方創生法成立に伴う地域住民生活等緊急支援のための交付金については、当町には地方創生先行型3,084万5,000円、地方消費喚起・生活支援型1,917万5,000円の配分がありました。採択された件目は総合戦略策定に係る調査費等支援業務事業、空き家バンク物件リフォーム等補助事業、弓ヶ浜海水浴場国際化事業及び南伊豆プレミアム商品券発行事業などを含めた８件で、これら全てが平成27年度に繰り越され、現在事業展開中です。15％のプレミアム商品券につきましては、中学生以下の子供を持つ世帯で最大44％のプレミアムを付加した子育て支援策も含めており、全て完売いたしました。これから年末まで随時町内で使用換金されていきます。また、弓ヶ浜には７月11日の海開きにあわせて、無料Ｗｉ－Ｆｉエリアが整備されたほか、杉並区との自治体間連携事業として下賀茂地内の廃業旅館を借り上げ、お試し移住のビジターセンター機能もあわせ持つ拠点整備を進めております。

４、町制施行60周年記念事業について。

７月30日、本町は町制施行60周年の節目を迎えました。改めまして、来る10月４日には町制施行60周年記念式典を開催いたします。当日は、静岡県、静岡県議会、姉妹都市、交流自

治体等からも来賓を迎える予定であり、あわせて、表彰条例に基づく町民表彰、総合戦略策定に参画していただく百人委員会の委員委嘱も実施いたします。また、式典終了後には、東京大学名誉教授、大森彌先生による地方自治に関する記念講演も行われます。

５、賀茂地域広域連携会議について。

４月20日、賀茂地域広域連携会議が発足いたしました。これは、当町、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町における連携強化、一体的な振興を図るための方針や計画決定を行うことを目的とした自治体首長会議であり、定期的に首長会議を開催するとともに、テーマごとの専門部会も随時設置しております。現在消費生活センターの共同設置、教育委員会の共同設置、税の徴収事務の共同処理、災害時における人的・技術的支援体制の構築、賀茂地域における地籍調査の推進、賀茂地域の地域包括ケアシステムの構築・運用、官民・民民の連携の７つの部会が稼働中で、10月には監査事務の共同化部会が立ち上がる予定です。消費生活センターについては、平成28年４月から県下田総合庁舎内において共同でスタートする運びとなりました。また、税の徴収事務の共同処理では、１市５町の滞納事案を組織で処理することにより、賀茂地域全域における徴収体制の強化、個人住民税を含む市町税の収入未済額の縮減、県・市町税務職員の徴収技術の向上を図ることを目的にし、静岡県から３人、６市町村から９人、総勢12人の職員が相互併任方式により協議会に派遣され、下田財務事務所を拠点に、県職員を班長とする３班編成のチームが各市町において徹底した財産調査と差し押さえ・捜索・公売等の滞納処分を行い、効率的な滞納整理を推進していくことを予定しております。平成28年４月からの業務開始に向け、10月には協議会設立準備会を設置し、設立準備を進めているところでございます。

６、地熱資源の活用について。

地熱資源の活用については、本年度も引き続き事業推進に努めているところであり、地熱開発理解促進関連事業については、７月９日に505万2,670円の交付決定を受け、８月12日には支援事業者との契約を締結いたしました。９月末から２月までの期間をもって、温泉事業関係者を中心に意見交換、地熱の理解促進を図ってまいります。また、地熱資源開発調査事業につきましては、７月16日に3,659万7,284円の交付決定を受け、８月14日には支援事業者との契約を締結いたしました。本年度については、構造試錐井の掘削を予定していたところでありますが、独立行政法人石油・ガス金属鉱物資源機構から、斜め掘りに係る経費が膨大となることが想定されるなどの指摘を受けたことから、現在は昨年度収集したデータの数値再解析に入っております。11月中には、この結果がある程度出てまいりますので、これらを

もとに来年度中の調査井の掘削を目指してまいります。

７、一部事務組合下田メディカルセンターによる旧共立湊病院解体計画について。

平成24年５月、共立湊病院が下田市に移転し、既に３年５カ月が経過いたしましたが、旧病院敷地の利用計画もなく手つかずの状態にあります。旧病院施設の老朽化の敷地内の荒廃が顕著となっていることを受け、隣接する景勝地弓ヶ浜海岸の玄関口に位置することなどから、景観、環境保全及び防犯上の課題が浮き彫りとなり地元湊区を初めとする多数の町民の方々からも、旧病院施設の早期の解体撤去の要請が寄せられております。このような状況を踏まえ、組合管理者である下田市長に対し早期解体撤去に関する申し入れを行ってまいりましたところ、８月５日開催の組合構成市町の首長による運営会議において、同跡地に隣接する旧院長宿舎跡地の売却と、旧病院施設の解体を進めることで合意し、８月25日開催の一部事務組合下田メディカルセンター議会全員協議会においても、官舎跡地売却等に関する組合方針が承認されました。今後は、一部事務組合による解体撤去に向けた詳細な事業計画が示されてまいりますので、早期事業着手に期待を寄せているところであります。

８、防災対策について。

（１）災害時における静岡県司法書士会及び静岡県行政書士会との業務支援に関する協定締結。

東日本大震災以降、災害発生時における各種応急復旧や人道支援等に関する人的・物的支援について、自治体間あるいは民間事業者間による災害に関する協定等を締結する動きが活発化しております。南伊豆町では、７月９日に静岡県司法書士会と大規模災害時における司法書士相談業務の支援に関する協定を締結いたしました。この協定は、大規模災害発生時において町からの要請に基づき相談窓口を設置し、相続、不動産登記及び商業・法人登記、不在者財産管理制度及び相続財産管理制度、成年後見制度等に関する相談に応じる内容となっております。阪神大震災、東日本大震災等の大規模災害発生時において、被災者の法的手続が混乱した事例を受けて、被災者支援の一環として協定を締結いたしました。さらに、７月17日には、静岡県行政書士会と大規模災害時における災害者支援協定に関する協定を締結いたしました。この協定では、大規模災害時における町からの要請に基づき相談窓口を設置し、避難所等での被災者台帳、被災・罹災証明等の作成支援のほか、災害見舞金の交付申請等の相談や申請代理を支援していただく内容となっております。同協定の締結により、切れ目のない被災者支援対策の一翼を担っていただけるものと期待しているところであります。

（２）静岡県地震津波アクションプログラム2013に伴う津波避難施設整備及び津波対策地

区協議会の設置。

６月18日、静岡県は過去に発生した地震に関する最新知見に基づき、レベル１の地震による想定津波高を発表いたしました。

これまでの静岡県第４次被害想定による南伊豆町での最大津波高７メートルから、15メートルに引き上げられた内容となっております。さらに本県では、レベル１の地震・津波対策、静岡モデルを推進することとし、地域住民による合意形成に基づきながら、既存の防災林・砂丘・道路等のかさ上げのほか防潮堤施設等の新設・補強や津波避難路・避難施設等のハード面対策に着手しているところです。町では、静岡モデルの推進に伴い、各海岸地区を旧村単位とする地区協議会を立ち上げ、10月15日には全体説明会を兼ね、津波講演会を開催する予定であります。今後は、この説明会を皮切りに静岡県と南伊豆町が連携し、竹麻、南崎、三坂、三浜の４地区協議会を順次開催するとともに、住民合意に基づく実施計画を策定してまいります。

（３）消防操法大会。

６月14日松崎町営グラウンドにおいて、静岡県消防協会賀茂支部操法大会が開催され、小型ポンプ操法の部が準優勝となりました。また、９月13日には静岡県消防学校において、静岡県消防操法大会が挙行され、賀茂支部の代表団としてポンプ車操法の部に出場いたしました。全団体制により選抜された選手達は、本町消防団の誇りと積み重ねた訓練の日々を糧に、堂々としたすばらしい操法を披露することが出来ました。惜しくも入賞は逃しましたが、一番員が最優秀選手に選ばれるなど、その実力を如何なく発揮した大会となりました。毎晩蒸し暑い日が続く中で長期にわたる訓練に、一生懸命に取り組んでいただいた選手・役員の皆様方には、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

（４）南伊豆中学校区防災キャンプ。

本年８月18日・19日の両日、南中小学校を会場に南伊豆中学校区の住民と南伊豆中学校生徒を対象として、災害を想定した体験・学習活動を通じて防災意識の向上、自助・共助の意識を高め、災害時に地域で活躍できる行動力を養うことを目的とした防災キャンプを実施いたしました。18日には各地区の区長様を初めとした区関係者のほか、南伊豆災害ボランティアコーディネートの会会員を含めた合計24人と、南伊豆中学生徒41人がＨＵＧ訓練を行いました。ＨＵＧ訓練とは、避難所運営を考える訓練で、避難者の年齢や性別、国籍や車いす利用、ペットを連れているなど、それぞれが抱える事情が書かれたカードを避難所の体育館や教室に見立てた平面図に配置していくもので、避難所で起こるさまざまな出来事にどう対処

していくか模擬体験するものです。参加者からは、バス旅行者の人々が一気に避難所に来るカードがあって大変だった、観光地の南伊豆で起こりうることなので勉強になった、等々の感想が聞かれ、避難所運営の難しさが実感できたのではないかと思われます。その後は、中学生だけの活動となりますが、陸上自衛隊駒門駐屯地第１戦車大隊の隊員による指導で、男子は土のうづくり、女子は夕食のカレーライスづくりを行い、夕食後、健康福祉課保健師による避難所で起こりうる生活習慣病やストレスについての講演、その後、各自段ボールで居住スペースを作成して就寝いたしました。翌19日は、下田地区消防組合の指導による消火訓練、ロープワーク、救急法の講習を受講し訓練終了となりましたが、参加した中学生にとっては、避難所運営がいかに大変なのかということが体感できた貴重な時間であったと言えます。一方で、炊き出し訓練、消火訓練、救急法講習等を通じ習得した体験は、災害時には即戦力として活躍できる貴重な人材となることは言うまでもありません。今後の彼らの活躍に期待を寄せるものであります。

９、産業振興等について。

（１）イベント等の開催状況。

６月28日、第２回南伊豆・弓ヶ浜オープンウォータスイムレースが開催され、全国各地から65人の参加がありました。続いて９月６日には第２回南伊豆・弓ヶ浜ＯＷＳ国際マスターズ大会が開催され、海外からの招待選手も含め106人の参加があり、前夜祭の黒船ウェルカムファンクションにより大会参加者を歓迎いたしました。さらに、10月11日には第２回南伊豆・弓ヶ浜アクアスロン大会も予定されており多数の参加者が見込まれております。また、毎年行われている弓ヶ浜ビーチバレーボール大会については、今回で17回目を迎え、８月29日から30日にかけて開催され、全国各地で377人の参加があり、応援の方々も含めると約400人が町内に宿泊いたしました。29日の夕食時には地区の宿泊施設関係者によるバーベキューのおもてなしで大盛況であったと伺っております。加えて、昨年から、新たに誘客施設として好評をいただいた弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークについては、７月11日から８月31日まで営業する予定でありましたが、台風の影響により11日間の営業にとどまりました。しかし、昨年からの誘客キャンペーンやテレビ等を通じて弓ヶ浜海水浴場が再認識され、その効果は極めて高く、前年の入り込み客数を上回る成果からも、誘客の核となる施設になりつつあると確信しております。

（２）世界ジオパーク認定。

伊豆半島全域で、平成24年９月26日に伊豆半島ジオパークとして日本ジオパークネットワ

ークへの加盟が承認され、当町を含む７市８町と静岡県で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会が中心となり、平成27年度の世界ジオパークネットワーク加盟に向けた活動を展開してまいりました。６月９日から11日にかけて、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた海外審査員２名による現地審査が行われ、地元ガイドの案内で各地のジオサイトをめぐり、住民活動や施設整備の状況確認、当該関係者との意見交換会などが実施されたところであります。９月19日には、アジア太平洋ジオパークネットワーク山陰海岸シンポジウムにおいて、今般の現地審査を踏まえ伊豆半島ジオパークのネットワーク加盟についての結果が発表され、一部の審査項目について評価資料が不足しているため保留となりました。11月までには、追加審査の結果が発表される見込みでありますので、伊豆半島ジオパーク推進協議会を核として拠点施設の整備促進を図るとともに、同協議組織体制の充実強化をもって伊豆半島ジオパーク構想の早期実現に取り組んでまいります。

（３）観光施設等の入り込み状況。

４月から８月における観光施設等の入り込み状況がまとまりましたのでご報告をいたします。昨年、弓ヶ浜海水浴場において弓ヶ浜スプラッシュウォーターパークが開設されたことにより、当町における海水浴客は前年に比べ増加しておりますが、一部では台風の影響により入り込み客数が減少となりました。弓ヶ浜海水浴場では６万6,091人で前年度比105.3％、子浦海水浴場は4,530人で88.0％となり、中木海岸（ヒリゾ浜）では２万7,000人で96.8％となりましたが、妻良海上アスレチックは１万3,233人で116.3％となり、新たな観光スポットとして妻良谷川浜でも多数の遊泳客でにぎわいました。また、本年度においても弓ヶ浜及び子浦の両海水浴場では、海水浴客の安全安心を確保するため放射性物質検査を６月、７月及び８月に実施いたしましたが、両海水浴場とも放射性ヨウ素及び放射性セシウムは検出されておりません。主要観光施設の入り込み状況では５万8,882人で、昨年度中に施設が閉園した影響などにより対前年度比92.7％となりました。宿泊客数につきましては、民宿では３万5,441人となり対前年度比100.3％、旅館では６万7,798人で104.5％、全体では103.0％と前年度を上回る結果となりました。町営温泉施設では、銀の湯会館が６月から休館しているため、１万3,934人で対前年度比33.6％となりましたが、みなと湯では１万7,935人で150.3％となりました。銀の湯会館の改修工事につきましては、早期完成を目指しており、利用者の皆様方にはご不便をおかけいたしますが、今しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。なお、入り込み数の詳細については別表、18ページのとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

（４）鳥獣害対策用電気柵の安全対策。

賀茂地域においては、７月19日に発生した電気柵による死傷者事故を受け、町では平成21年度より実施している南伊豆町有害鳥獣等防止対策補助金申請に基づき設置された165件、205カ所のうち、主に主要道路・通学路・住宅地周辺等に設置済みの194カ所について、賀茂農林事務所、伊豆太陽農業協同組合、町内農業関係者及び町職員による緊急点検を実施するとともに、それ以外の設置場所11カ所についても、設置者に点検表を郵送し自己点検を依頼いたしました。点検結果では、電源、漏電遮断機、スイッチ等の不備は認められず、危険表示版の不備が判明した30カ所の設置者に対しましては、危険表示版を配布し早急に設置するよう指導いたしました。また、点検期間中には個人設置の電気柵が13カ所発見できましたため、同様の点検を行い不備のあるものは指導をいたしました。今般の事故を受けまして、湯の花売店などに電気柵事故に関する注意喚起ポスターの掲示のほか、町ホームページによる注意喚起を実施するとともに、有害鳥獣等防止対策補助金により設置する電気柵については、完成報告が提出されたのちに職員による現地確認を徹底するなどの対策を講ずるとし、事故の再発防止に努めてまいります。

10、ふるさと寄附について。

平成20年度から取り組んでおりますふるさと寄附制度につきましては、寄附金額が平成25年度辺りから伸び始めており、平成24年度中の寄附額は145万円、平成25年度は603万2,000円、平成26年度は2,812万2,260円で、本年度においては、８月末現在で6,013万2,100円の寄附がありました。今後、積み立てられる基金につきましては、ふるさと寄附条例で定める使途指定等の条項に従い、地域産品のブランド化のほか、新たな地域資源の掘り起こしなどにも活用させていただく予定でおります。

以上で、平成27年９月定例会の行政報告を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　漆　田　　修　君

○議長（稲葉勝男君）　８番議員、漆田修君の質問を許可します。

漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　質問件名で上げたとおり、再生可能エネルギーの模索と町おこしについてを質問いたしますが、何しろ６年ぶりの質問となりますので、どうぞお手やわらかにお願い申し上げます。

最初は当該事業に対する町長ご自身のその価値認識についてと、そして次に地熱関係、そしてバイオマス関連、そして最後に今後の再生可能エネルギー開発の展開も含めた総統括質問という順序で議論を進めてまいりたいと思っております。

冒頭に質問者、答弁者間の共通認識としてそごを生じさせないためにも、再生可能エネルギーについての定義をしたいと思っております。実は、平成25年11月法律第81号というものが制定、公布されました。その81号というのは、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律です。この３条において、その再生可能エネルギーに関する定義が書いてあります。それをとりあえずちょっと、答弁者との間で確認をしたいのですが、１が太陽光、２、風力そして水力、地熱、バイオマス。バイオマスは特に、動植物に由来する有機物というぐあいに限定されております。そして、６番目が前５号に該当するもののほか主務官庁の省令で定めるものと、そういったものが再生可能エネルギーであるというように定義されております。今回の質問の中では、その中の地熱とそれからバイオマス関係、この２点に限定させていただいて質問を続けていきたいと思っております。

最初にバイオマスの今の定義のほかに、実は緑の分権改革についても一度触れさせてもらいたいと思うのですが、これは町長ご存じのとおりですが、平成21年９月にスタートしまして従来の分権改革が大きな３つの柱があるわけでありますが、緑の分権改革の推進が１つ、そして定住自立圏構想の推進が２つ、そして３つ目が過疎地域などの条件不利地域の自立活性化の支援、こういう３つの大きな柱で地域主権を改革していこうという、一つの大きい流れの中で生まれたものであります。これは従来、例えば地域から集められた人、もの、金、エネルギーが大都市であるとか海外の大規模エネルギーのほうに供給されて、その中で大きな経済の再生を図り、余ってオーバーフローされたものについては地域還元するというボトムアップの政策でありました。その結果何が起きたかと申しますと、それは大きい格差社会

が招請されたということであります。個人個人、まず富める者とそうでない人、そして企業。大企業と中小零細企業。そして地域。大都市圏と零細の地域。そういった間の格差社会が生まれてしまった。それを直すために地域主権改革というものが、その当時においては政策としてうたわれたわけであります。その中の１つが緑の分権改革であります。

分権改革と申しますのは、町長に対して釈迦に説法になると思うんですが、地域の資源、これは歴史とかそういったものも含めてですが、そういったものを掘り起こして社会構造の分散の自立であるとか、あるいは地産地消ですね。それから低炭素型の社会をつくる、推奨していこうという、そういったものであります。これは総務省の地方行政局の中の緑の分権改革推進委員会というものがあり、推進室長はもちろんおります。委員会というものがあります。委員会の会長は副大臣でありました。実は、南伊豆町も一応その対象に今回なったということは、実は私の力ではないんです。その副大臣が申すには、平成21年11月に副大臣から電話がありました、私に。実は、役場の若い職員に突き動かされてそういう対象の事業に入ることにしましたと。したがってその、漆田さん、窓口になってもらうんですが、何とかよろしくお願いしますよということでありました。当時その職員は非常に優秀で、東電設計とか産総研の間の技術の専従者の会合は何回となく行われたんですが、その中でエフォートという言葉があります。企画課長エフォートという言葉をちょっと説明してくれますか。次、進む前に。

○議長（稲葉勝男君）　企画課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　エフォートでございましょうか。

これは事業専従率と申しますか、今のお話で申し上げれば、緑の分権改革推進事業に南伊豆町がどれだけの専従率をもって、取り組み努力率をもって取り組んだかという率がエフォートとされます。通常ですと、学説等ですと15％以上をその事業に力を投入することが望ましいとされているものだと認識しております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　実は、当時のシンクタンクの産総研であるとか、東電設計、日鉄鉱コンサルタント、弘前大学、こういったものが一つの、一応施行するための共同事業体であったんですが、実は南伊豆町と東京都八丈町、この２つの自治体がステークホルダーです。ステークホルダーというのは要するに既得権益の自治体として対象になったということ、その

中では、一応優秀な吏員の方は積極的にその作業に従事し、エフォート10という形の位置づけで事業にかかわっておりました。東電設計の市民研究員でさえ、実はエフォート30だったんですね。ですから、そういったことで実は緑の分権改革が当時、今の地熱開発の端を発した最初の入り口に当たると思うんですが、その辺を当局に知らない人もおりますので、説明をしながら次の話に移りたいと思います。

実は、質問要旨１で挙げました町長のご自身の認識でありますが、平成26年の補正予算では２億3,000万、そして平成27年では実に６億9,000万という地熱に関する予算が、補正であり当初予算であるという違いがありますが一応計上されました。それに対して、理解促進事業とか資源の開発調査事業の２本立てでまちづくりと絡めて予算化されたのでありますが、当時、町民の関心は一気に高まったんです。わけわからないうちにぱっと高まってしまった。その具現化に対して大きなインパクトを与えたことは否定できませんでした。平成26年という年は、総務省の案件と環境省の案件が平成23年の中ごろでしょうか、最終報告されたその後の２年後なんです。２年後にその町長がそういうことを上げた。予算計上して地熱開発、地熱とは言いません、再生可能エネルギーをアイスブレイクしたということです、中をこじ開けた。それに対する当時の町長のまちづくりと絡めた認識です。ご認識をまず最初に賜りたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

今、議員が説明したとおりだと思います。緑の分権改革は、当時私も議員として非常に興味は持っておりましたけれども、当時は余り情報開示が少なかったと記憶しております。議会の中でもご質問の議員とそして横嶋議員ですかが委員となりまして、その中でいろいろと議論されていた。そして私自体、それほど深い情報をそこでは得ておりませんでした。ただ、実際問題東電設計でしたか、産総研が掘削ということで加納地区を六百九十何メートル掘削をしました。そのあたりから加納地区との協議の中で、いろいろと地熱開発というかそういうことに対して興味を持ってまいりました。その中で、やはり今私はこの加納下賀茂のこの温泉が非常にいろんな意味で疲弊してきているなと、ただ浴用だけに使われていると、利用されてきていないと。昔はよく、議員もご承知のようにメロン栽培に使われて、今も一部使われておりますけれども、メロン栽培に使われていた。そしてウナギの養殖に使われていた、製塩もあった、そういう形の中で温泉が非常に有用に資源として使われていたということを

私は認識しておりました。

そういう中でやはり今回この緑の分権でこういう問題が起こってきた、これは、私はいいチャンスだなという気持ちで26年の事業申請というか国のほうへの申請に取りかかったわけです。その中で、国のほうからも理解促進と開発に関してご承知のように、総額１億8,000万円ぐらいずつの100％の補助金が出てきたわけであります。そして、今年度に関しましては、先ほど議員からご指摘がありましたように６億近い予算を盛りましたけれども、国のほうからこれはまだ早いじゃないかということで、先ほど行政報告いたしましたとおり、理解促進で約500万円、そして開発のほうで3,500万円近い予算をつけていただいたわけです。そういう中でさらにいろいろと進めていきたいなと思っております。また、今このようなことをやり始めた中で、議員もご承知でしょうけれども、アワビの養殖事業の話が出てきたりとか、バイナリー発電に関する機械の無償提供、こういうことが起こってきております。少しずつ、このことにより町が活性化してきているのかなということは私は感じております。

それで、再生可能エネルギーについては議員がいろいろお話ししたとおりですけれども、何しろこの110.59平方キロメートルの町域を持つ私たち南伊豆町にとっては非常に重要なものであると、この可能エネルギーは。特に温泉とバイオということで議員は限定されましたけれども、非常に大事なものであろうと。そして、今バイオの話も参っております。よろしいですか。わかりました。

それで、この再生可能エネルギーの利活用は自然由来のエネルギーの利活用であり、まずもって当町ではその資源を豊富かつ種類豊かに抱えているという認識でおります。町域の60％を超える山林、周りを囲む海、十分な日照時間、半島先端の風、そしてその他の地域にはない温泉エネルギーを資源であると考えた場合、これら全てを有効に活用できたときの経済効果は計り知れないものがあるんだな、このように思っております。

一方当町においては、平成22年度の大型風力発電施設の稼働を初めとして町内各地で中小規模のソーラー発電設備の整備が進められ、本年８月には伊浜地内においてメガソーラー発電設備も稼動いたしました。さらに、平成22年度の緑の分権改革時代から手がけておりました地熱温泉熱発電の研究は現在も継続されており、新たに2,000キロワット級の発電所を建設することができないか調査、分析している最中であります。加えて町営温泉の銀の湯会館の改修にあわせて、先ほど言いました温泉熱利用によるバイナリー発電機の設置工事等も進めております。このほかにも、木質チップを燃料とするバイオマス発電の事業化提案も受けております。5,000平方メートル程度の平地が必要となるとのことですが、具体化すれば相

当数の新たな雇用が見込めること、森林整備などを含めた林業活性化など、その他いろいろな成果に期待を寄せているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　次の質問の一部までお答えいただいてありがとうございました。実は平成27年度は一応６億9,000万円という、これは当初予算は、変更増はその後あったのですが、当初予算でいきますと実は14％にも相当する、非常に高いウエートを占めた予算構成であったんです。それを見て一般町民は何と思ったか。これは私も当時一般町民、今は違いますが、あ、これは何かやるのかな、大したもんだなとは最初は思いました。実際、総務省案件と環境省案件の地下の状況、これは地熱の要素の三大要素と言われております熱、水、器ですね、器というのは地下の状況でありますが、そういったものを勘案して、地熱が果たして南伊豆町にとって最適であるのかという選択の基準が当時、町長されていて、そういう６億9,000万円にいったのかなという、実はそういう懐疑的な面も私は持ったんです。

ですから改めて町長にお聞きしたいんですが、平成27年度の当初予算の地熱関連の議論程度に、当時私はついておりませんでしたが、そのときの所信は、当初予算では当然予算の説明と所信表明されて、それまでの数カ月間の行政報告をまとめてやると思うんですが、改めてそのときの所信について、所信は、さっき言ったのは概略の中のある部分についてお話ししたと思うんですが、所信についてはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

26年度にあれだけの予算がつきまして、大体調査も大分進んだと我々は認識しておりました。その中で翌年度は当然、理解促進も開発事業に関しても、ＪＯＧＭＥＣのほうですけれども、ゴーサインを出してくれるというような認識でおりました。その中で、例えば当時の考え方は斜め掘りです。斜め掘りということでいろいろ考え申請をしたわけです。だから数値も大分高いものになったわけですけれども、やはりいろいろＪＯＧＭＥＣと申請の中での調査、対応をしていったときに、まだ解析結果が十分でないんじゃないかという形の中で今般の数字になったということです。詳しいことは企画課長から、担当しました。

よろしいですか。では、一応そういうことでございます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　実は先ほど行政報告の中で、２つの事業がありましたね。理解促進事業と開発調査事業の中で一応主務官庁の許可がおりたので予算の執行したい、ついては６億9,000万円の減額補正予算を今議会に上げておるんですよね。その減額される前、実はこの決算委員会、次の決算委員会との関係もあるとは思うんですが、反射式の地震探査法というのを数千万円かけてやりましたね。実は85ページに及ぶその調査報告書なんです。それには当然その１回どんどんとやるたびに点がありますから、点ごとの調査書類も同時に添付されていたと思うんです。膨大なものだと思うんです。ただ、本文は85ページなんですね。それ、町長は読まれてどういう感想を持ちましたか。これは次、細かく入ります。その前に感想だけ聞かせてください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

実際問題解析結果がはっきりした結果でないということは事実だと思います。東電設計の報告の中でもキャップロックはないということは言われているわけですけれども、今回の報告に関してもはっきりした形の報告でないと。いわゆる、どこから熱が上がってきているのかということも完全な解析ができていないというような報告であったと思います。そういう中で今年度の新たな再解析の費用を、国のほうで認めてくれたと、このように認識しております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　今答弁者である町長からキャップロックが、要するに帽岩ですね、キャップロックがなかったというお答えをいただくとは思わなかったです。正直言いましてね。その答えを出したらもうこの議論は終わりなんですよ、正直言いまして。もう地熱はノーということになっちゃうんです。ところが今年度、四千数百万円かけて、いろいろ観察経費も含めてそれをやるということが、結局キャップロックの存在そのものの存否を新たな調査でやるよということにつながると思うんです。一応質問の原案を用意しましたので、それに沿ってやります。後は決算委員会でやります。細かいことは決算委員会でとことんやります。非常に心強いお答えをいただいたとは思うんですが、さて、ここから本題に、町長いいです

か、入ります。

まず、最初に先ほど私、地熱の三大要素と言いました、熱、水、器ですね。器について実は周知する必要があると思うんです。それでこれはいろんな報告、関係者もそうですが、総務省の報告の中でも書いてありますが、伊豆半島の地質図は下位から第三紀の中新世です。これは2,000万年前からのことですが、の湯ヶ島層群、そして白浜層群、これは中新世の中間から鮮新世にかけて地質学でいう、白浜層群の第三紀の鮮新世から第四紀にかけての1,200万前の火山岩群及び鉱石スペースとこの辺は専門的な言葉がずっときますが、流してください。第四紀の火山帯としての明瞭なものは天城火山、達磨火山です。実際達磨火山と言いません。これは井田火山と言います。正式名、学問名が。いずれも伊豆半島北部に位置することが特徴であり、南伊豆町には蛇石火山、これは200万年前に噴火活動が行われた蛇石火山を除いて明瞭な火山が存在しないんです。南伊豆地域は白浜層群が広範囲に分布し、わずかに下田付近に下位の湯ヶ島層群が分布するだけです。南の地域は伊豆半島の最南端に当たり、ほぼ全域が第三紀中新世から鮮新世にかかる第三系から成り、局地的に第四系が分布していると。それで、伊豆半島は下部の中新世から現世に至るまで、ほとんど引き継いで火山活動は行われてきた地域でありまして、南伊豆地域内の第三系も主に、これは本に書いてあります、総務省のレポートにも書いてあります、火山関係は主に火山部で行われ、その噴出物が一般に噴泉砕屑岩と互層しているが、比較的後期には陸上あるいは一部海辺において行われたようで噴泉砕屑岩との互層関係は局地的に見られるに過ぎない。これはＰＣ、パシフィックコンサルタントの報告の中の岩の分布があります。それもこれに符合します。

なぜ私が冒頭からこのような話をするかというと、先ほども申し上げましたとおり、地熱の三大要素であります熱、水、器の中の器について理解する必要があるからであります。そして、熱、水についてはキャップロック及びその関連の項でお話をさせていただきます。

そろそろ質問に入りますが、平成22年の４月、下賀茂温泉地区における地熱調査の進め方と称して総務省、環境省案件の一本化小論文をまとめました。これには今の企画課長も当時かかわっておりました。総務省案件は何かと言いますと、先ほど言いました、自治行政局の緑の分権改革推進室がメーンになってやっておりますが、平成21年度補正予算緑の分権改革推進事業、これは予算が幾らかと言いますと約3,000万円です。テーマが地熱エネルギーとか山林資源、バイオマスエネルギーの賦存量、利用可能量の調査、これは山林についてです。それから提案者は南伊豆町、静岡県の環境局です。ですからこれは県から10分の10来ている、町の予算で支出をしているという形であります。調査項目は文献調査であるというか温泉の

現況調査、それから、この辺が大事なんです、地科学調査。あとは物理探査です、これは地磁気の電流波調査です。これ比例、低比例であるとか比抵抗の構造がどうなっているかということの調査です。そしてあと総合解析。山林資源は賦存量の調査でありました。あと、環境省のほうですが、先ほど私は環境省については触れませんでした。これは平成、当然かかわってましたよね、あ、いないですね。退職されました、その方がかかわったと思うんですが、温泉の共生型地熱貯留層の管理システムの実証研究、これは環境省の地球温暖化対策室がメーンとなってその事業を推進しておりました。その前段では京都における炭酸ガスの削減化が原点にありました。提案者は先ほど私が言いました、４つの、弘前大学を入れて４つです。初年度は八丈島で、管理システムの設定を行い、２年目がステークホルダーの実証、要するにテストケースの自治体として南伊豆町がなったと。それについての、中之郷の管理システムを南伊豆町の自治体にそれをいかに整合させ、適応するかというのがメーンでありました。そういったことが２年目です。３年目は加納の東大の源泉のちょっと前に690メートル合流しました、その事業が最終年度であります。

この中で特筆すべきもの、当時答弁書を用意されていると思うんですが、それについてあらかじめ、かなり忙しい時期だったと思うんですよ、担当としては。その支援する３つの大きな枠の中の１つでありました、そのことについても含めて、ご答弁をいただけたらと思います。結果でいいです。担当でいいです。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

緑の分権改革、21年度からこの26年度、27年度の間におきましてなんですけれども、実のところ私のほうも21年度と22年度の当初のかかわり、出だしのかかわりの部分だけでございまして、特に環境省の温泉共生型地熱貯留層管理システム実証研究の時期につきましては現場におらなかったものですから、当時の担当に確認したことを用いましての回答とさせていただきたいと思います。

まず、緑の分権改革事業につきましては、事業スタートそして検討会開始早々に再生可能エネルギーの検証というには程遠い内容に話が進んでまいったようでございます。と申しますのは、バイオマスの利用、木質チップの利用等については採算性が合わないからということで、当初から賦存量の若干の調査で終わってしまったという経緯でございます。そして、地熱につきましても温泉熱と地熱の利用ということについて、温泉熱の利用につきましては100キロワット級程度の発電所しか５、６年前にはできない状態であると。地熱であれば

2,000キロワット級からのものができるため採算性を持つと、地熱発電を積極的に進めていくべきだという当時のシンクタンクの言葉と国の決定と言いますか、そういったものの流れによりまして、地熱を中心に研究が進んだわけでございます。ただし、あくまでも当初の目的は再生可能エネルギーのエネルギーミックス、これをどう考えていくかというものでありました。これが余りにも短時間で木質チップの件がなくなってしまったことについては、現状も残念だとは思っております。

その後、地熱貯留層の、環境省の実験に移っていくわけなんですけれども、最終的に加納地域におきまして調査井、噴気を伴う調査井を開けさせていただきました。690メートルほど掘りまして、当初につきましては、これはもう先ほどお名前も出てまいりましたのでそのまま使って言いますと、東電設計がシンクタンクでございましたが、八丈島のシステムもこの地域、本土内においても実践できないかということで始めたものでございます。その中でキャップロックというのが、八丈島では発電所をつくるに当たっての最大の、なければならないものということでございましたので、南伊豆町でも690メートルまでの範囲でキャップロックを探しました。しかしこれは、ご承知のとおり出ませんでした。これにつきまして本年度に入りまして、私も担当部署に戻ってまいりましたので、当時の産総研に確認をしました。その中では690メートルまでしか掘れなかった。つまり、本来であれば1,500メートルから2,000メートル掘ってみた中で調査をしてみたいところであったが、そこまで行っていない。つまりが690メートルの、しかも１カ所で出なかったという話であって、この研究者については、私は南伊豆町内にキャップロックはないとは言っておりませんと本年度に入って言っております。これは再度、ことし１年また、あと半年ございますので、かけて再度検証をしていくべきでありますし、また、来年度に向けてぜひ調査井を掘りまして1,500メートル、2,000メートルまでの間がどうなっているのか、これによりまして実際のところ2,000キロワット級の発電所ができれば相当な、町としては有利な経済財源になります。

と申しますのは、電気料を今東京方面に支払いをしているわけですが、うまくいきますと向こう数年、法改正も手伝った中で町内に電気料を払う、町内が発電事業者に電気料を払っていけば都会から観光等でお金の収益を得て、町内で消費ができる、外に浪費しないという形がつくれていくと思っております。ですので、今後の調査、特に町長が申しております噴気調査にこれから向けてということを予算の中でさせていただいておりますが、それが重要になってくると考えておりまして、あくまでも当初平成21年冒頭の考えはエネルギーミックスでした。が、平成22年、23年ですとメーンな形になりましたが現状、執行部につきまして

はまたエネルギーミックスをどう考えていくかということに立ち戻って調査を進め始めております。

以上、報告させていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　課長、ご苦労さまでした。

エネルギーミックスという方向性は、これは正解だと思います。地熱、火山地帯です、火山地帯ではそういうふうな方向で一応議論を進めたいという自治体も結構あると思うんです。ですから、今、話の中で実は産総研の答えがありましたね。これは実際八丈島の例でいきますと、250メートルというのは350メートルなんです。ということは、この南伊豆町で言いますと白浜層群と湯ヶ島層群の間だと。1,500メートルも掘る必要はないんです。実際は350メートルです。地下の深部の貯留層がマグマだまりであればそれも可能です。ところが、これは低比抵抗、これは物理探査なんですが、それによりますと実はさっき、地震の反射法の地震探索法がありましたね、これは岩帽に相当するものはわからないんです。ところが貫入岩と言う表現なんです。貫入岩というのは、地下に対して大きい岩の流れが何本かあった、実際報告を見ますと５本くらいなんです。実際は物理探査で地磁気の電流調査法をしますと実際は２本しか今動いていないです、地下から上がっていますのは。

ですからそういったことを考えますと、下賀茂温泉そのものが、海水を起源とする高温の湯枠、下から持ち上がっていませんから、そういった意味で言いますと先ほど課長が言った答弁、要するに総務省、産総研の言葉をそのまま100％言っていると思うんですが、それは該当しない。なじまない、議論としてはなじまないということなんです。ですから、逆に言いますと貫入岩という表現、貫入岩、逆にいうと、6,000万円かけて貫入岩しかわからなかったのかということになっちゃうんです。すると6,000万円、何のためにやったんだよ、そう言われたときに当局は何て答えるんですか。となっちゃうでしょう。そうじゃないんです、85ページ読んでください。あのうちの80ページはパクリですよ、全部。何であんな85ページ、85ページはわからない人のために、ああいう１つの大きい物語をつくった報告なんです。ですから実際に岩をどんどんやって、１回ごとのやつを１枚ずつ添付しますよね、そうするとかなりのボリュームに当たるんです。総括が85ページ、そのうちの８割がパクリなんです。パクリと思わなかったですか。専門家としてどうですか。町長でもどっちでもいいです。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員がおっしゃっているのは産総研の東電設計の報告書のことですかね。どちらにしても緑の分権改革の報告書の中では、まだまだ調査の必要性があるという結果が出ています。それと昨年度の開発調査の関係でも、調査結果に対してさらに解析、分析する必要があるというのがＪＯＧＭＥＣの考え方であります。そのような中でＪＯＧＭＥＣのほうとして3,500万円をさらにつけてくれたわけであります。そしてこの解析結果に基づいて報告しましたとおり、我々は11月にもう一度解析結果が出たらその段階で、果たして本当にこれが地熱発電を進めるべきか進めないべきか、国のほうも当然その報告を重要視するでしょうし。これは少なくとも今回の解析をしている企業者と言うのは世界有数の、日本にありますけれども、世界の中でも一、二を争うような、そういう地下解析の会社であります。その会社がかかっておりますもので、大分いい結果というか調査結果です、どっちに転ぶかはわからないけれども、いい結果が私は出てくるものと確信しております。それで、キャップロックがあるかないかという問題が地熱発電の保証、やるやらないの、そこの問題になるのかなということは、まだなくてもできるんでしょうし、幾つかの例がありますよね、報告書の中で。そういう形の中で、キャップロックは完全に存在しなければ地熱発電所はだめだよという話ではないんじゃないかと、このように感じております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　キャップロックの項は、地熱関係の一番最後で質問する予定なんです。このキャップロックの話が出たからついでに申し上げますが、フラッシュ式の地熱発電の種類は背圧式とそれからあと、復水式ですか、この２種類があるんですがその最初に申し上げたのは九州の霧島国際ホテルだけなんです。あとの地熱発電は全国全てが復水式なんです。まず、先ほど言いました三大要素の中の熱については、最低200度なんです、必要なのは。それを地下から生産井戸に移してくみ上げて、そのうちの70％は蒸気を使ってタービンを回し、あとの30％の水については還元井戸を通じて地下に戻す。そうすると最低200度以上、八丈島の場合は400度近くありますが、それは深部の貯留層に対するキャップロックが一つの大きな風呂敷の状態になっていて、その下がどんどん温度を温めているということなんです。その上に温泉が中之郷、あそこ、ひょっこりひょうたん島と言われておりますが、八丈島の中之郷の温泉域があるということなんです。ですから、それはそういう認識は持たないと私はまずいと思うんです。ですからキャップロックがなくて、逆にお伺いしますが、地熱

発電をやっている発電所はありますか。町長、どこかあったら教えてください。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　キャップロックにつきましては、これにつきましては先ほども申し上げさせていただきましたけれども、平成21年で東電設計の技術者の中でそれまでの技法としてのキャップロックのあり様というのが非常に重要であるという社説、持説からかなりその時期大きなものになっていました。現状の状況では、これが例えば貯留層と温泉層の差が50メートル、100メートルですとキャップロックが必要ですが、１キロ、1.5キロ離れている場合は特に必要はないという学説に変わりつつありますので、九州の八丁等も実際浅いところでやっておりますけれども、問題なく動いている場合もございますし、これについては最終的には調査井を開けてみないと、その地域特性がわからないため動けないという状況があります。それの場所を選定するために、精度を上げるために本年度再解析をいたしまして、構造試錐井に５億ほど、調査井に５億ほどといったような毎年の予算の使い方はできませんので、今解析でございましたら数千万円でできる状態ですので、国のほうもＪＯＧＭＥＣのほうもそれを鑑みまして予算をつけていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　一般質問の場ですから、この場で例えば持論をひっくり返すということはまずないでしょうから、この程度にとどめますが、ちょっと持ち時間の関係もありますので、次のバイオマスのほうへ。あと、続きは決算委員会でやらしてください。決算委員会で。いいですね。

実はバイオマスの関係ですが、実は法律第52号というものがあります。これはバイオマスの利用の基本計画というものでありますが、その中においては、これは各自治体においては努力義務なんです。ですからそれに対する当然基本計画で林業の再生も含めて、基本計画の中でうたっていると思うんです。大きい項目としては５つぐらいありましたけれども、それについてまずお答えを、課長でもいいです、お答えください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

バイオマスの利活用は、とりわけバイオマス発電につきましては私が今最も期待を寄せて

いる分野と言っても過言ではありません。これは他分野の発電事業に比べ、比較的多くの雇用が見込めるからであります。この話はいろいろバイオマスの話は出てきております。安倍川にバイオマス発電所をつくるという大きな計画、５万キロワットという計画がありました。だけど、木材というか物質を集めるのが非常に大変だということでこれも頓挫いたしました。その中で今南伊豆町に来ているのは、いわゆる里山資本主義の中に書かれているドイツなんかで行われている、オーストラリアでしたかね、行われている新しい簡単なバイオマス発電機を使った形です。そういう形の中でバイオマス発電所をつくりたいという話が数件来ております。ただ、これも事業としてはやはり発電所をやるのに10億、15億のお金がかかります。非常に事業者がしっかりした事業者でないと厳しいなと思って、いわゆるその事業者と今話はしていますが、果たして具体的にたどり着けるかどうかというのは一つの問題です。

そして、このやはりバイオマス、いわゆる林業関係者、いわゆる里山資本主義的に考えて里山がきれいになっていく、木材を搬出することによってきれいになっていく、これは一石二鳥。そして非常に海もきれいになるという意味で考えたら、このバイオマス発電というのはでき得る限りやっていきたいなと、そしてまた先ほど言いましたように、安倍川みたいなところへ大きな５万キロワットなんていうのをつくっても、とてもじゃないけれども木材は搬入できない。やはり地域ごとに小さなものということが考えられるのかなと。それで先ほど名寄市の話をいたしましたけれども、名寄市の近くに下川町というのがあります。ここがものすごく進んでおります、木材の町で。いわゆるジャンプの笠原選手の出た町なんですけれども、下川町でしたか。すごく進んでおります。チップを使って町営住宅に熱湯の供給をされています。そしてさらにバイオマス発電所を進める意向だそうでございます。

そういうことを考えたときに、これから非常に何ていうか私は重要な再生可能エネルギーかなと思っております。それはもう議員も考えているとおり、いわゆる南伊豆町は木炭生産でやってきた町であります。そういうことを考えたときに非常にいいなと、それと先ほど圏域内の経済ということを言いましたけれども、やはりこの南伊豆町単独でなくて、もうちょっと広い圏域でのいわゆる経済構造というものをつくっていくのも必要かなと、このようにも考えております。何しろ域内経済をどのようにしていくかということは、これからの大きな課題かなと、このように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　必要性はよく理解いたしました。

的確な答弁だと思いますがね。そこで、実は緑の賦存量と利用可能量については総務省案件の1,200万円の予算の中で実は調査されたんです。これは幾つかのプロットを想定して、今回森林でいいますと東大の青野の研究所は12プロット、20メートル掛ける20メートルをワンブロックですが、それの毎木調査をして、具体的に賦存量の材積量はどのくらいであるか、そして利用可能量はどうであるかということを調査したわけでありますが、森林簿と実際のプロットベースとの差は実に３倍以上なんです、材積率においては。森林簿そのものが低く見積もられているということもありますが、そういった結果が出ております。特に加納地区南側の２プロットについては非常に材積率が高かったということであります。

実は、ちょっと話が飛んじゃいますけれども、最後のほうに行っちゃいますけれども、実は私はある県の方にこういう話をしたんです。バイナリーだけですと発電能力は低い。であるならば、熱コンデンサーの手前に追い炊きのプラントをつけて高度の、例えば温泉側の温度を高めて、プラント側で燃焼するものとしてはペレットであるとか炭であるとか、木炭であるとかそういうものをつくればどうだろうと。さすれば里山がきれいに整備され、鳥獣対策にもなるし、農耕の意欲も上がる、そして炭を製造する高齢者の労働市場、単価的には低いんですが、そういったものも整備され、まさに一石三鳥ではないですかということをある方に話しました。２回話しました。その前段として私はそのかわり執行権はない、町長ではないですから。もし万が一町のほうでそういう意思で固まったら、即やってくださいというところまでは話しました。

ですから、そういった町長はそういうバイオマスを重要視して地域の経済の再生を、循環するという意味ですよね、するんであればその辺は非常に反対の要素は何もないんです。現時点で消費者は誰も反対しない、この案件は。ですからぜひともそれを念頭に置かれて、今回の調査は、それはそれでしようがないと思うんですが、予算だからあとで審議は意識しますが、ですからその辺を、町長どうでしょうね。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　非常にいい提案でありまして、議員もご承知だと思います、里山資本主義の中にある、いわゆるバイオマスによってオーストラリアの町でしたっけ、村でしたか、域内経済を達成したと。その中で非常に豊かな町ができ上がっていったということを言われております。そして今、木質チップを燃料としたバイオマス発電事業の提案はいろいろ受けていると言いましたけれども、確かに受けているんです。その中で発電量キロワット当たり

40円前後での売電が可能ということになっています、今。それで大体この場合、１日40トン程度のまきの供給が可能であれば120キロワット級の発電がシェアできると、そして採算性が確保できるであろうということが言われております。そして林業関係者によれば、１日40トン程度の供給は町内における山林の賦存量としては十分供給できるものですけれども、作業員の即時確保が非常に困難であろうと。作業量が大分大きくなるであろうということが言われております。その中でさらに先ほど言いましたように、ドイツ製だかオーストラリア製のバイオマス発電所の機械は大体設置するのに10億から15億くらいの予算がかかると。どうしてもここのところの問題が、非常に解決が難しい。やはり事業者は何社か来ているんですけれども、実際それを用意できる事業者がいるのかと。そしてそういう形の中でもし用意できる事業者がいるのであるならば、私は積極的に町の土地とかそういうものを提供していってもいいのかなと。その段階においてまた具体的になりましたら、議会にもいろいろ報告しながら進めていきたいと思いますけれども、まだまだ議会に報告するような段階にはなっておりません。実際問題もう議員がおっしゃるとおり里山資本主義を考えたときに、それは非常にいいことだし、例えばまき出しに関しましても、例えば暇な人が切ってきたまきでもいいわけですし、いろんな意味で得が出てくるというような経済効果が出てくるということは考えております。ぜひ、議員と一緒に進めていきたいと、このことは思っております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　大変心強いお答えをいただいて。実はその答えは今回実は想定しておりませんでした。冒頭から本当に心喜ぶ気持ちでいっぱいであります。実はこれはどなたに話したかは、今そういう答えが出たからお話ししますが、まず知事に話しました。２年前の10月と知事になってすぐと、この話をいたしました。非常に興味を持たれまして、下田に農林事務所がありますね、今、平成20年から21年にかけて都道府県で森林税を徴収するようになりましてから、森の力再生事業とかグリーンバンク事業とか、いろんな手を地元の森林業者とともに再生事業にかかわっておりますけれども、そういったことに対しても農林事務所の所長にその場で指示をしたんです。伐開に対する規制はどうであるかと知事は言ったんです。ですからぜひとも、これは県の企画部のだと70％補助でできるんです、そうですね。ですから非常に、ただ、容量的な問題なんです。町有温泉が流出している量だけでは足らないんで、３本、４本の量を集めて、そこで追い炊きのバイナリープラントをつけて、そして熱交換機の中の片方のバイナリーを、片方ですね。２つではなく。片方の温度をぐっと上げれ

ばより高い出力の蒸気を噴出するという、そういう形であれば非常にある意味では全国のパイロット事業ですから、南伊豆町にみんなこぞって見学に来ます。ですからぜひともそれを進めていただきたいと思っております。

残り時間あと５分でありますが、最後にいきます。

今後の再生可能エネルギーについての方向づけと、町長ご自身が持っておられる考え方を、それを伺いまして終わりにします。どうぞ長くお話ししてください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員がいろいろ再生エネルギーのことについておっしゃられているということは、非常に大切なことだなと思っております。どちらにしても、人間が生きていく上でまず必要なのはエネルギーであろうと。一番原始的なエネルギーというのは、自分が人力ですね。それから馬とか牛とか。馬力なんて言いますけれども、そういう形の中でやはり今後我々が生活をしていくのにどうしても電気は必要ですし、いろんな意味でエネルギーは必要になっていく、そのエネルギーをどのような形で確保していくか、原子力があり、これが果たしていいのかどうか、そして水力があり、火力がある。ただ、少なくとも再生可能エネルギーというのは自然と対峙しながらやっていくわけで、自然に対する負荷を非常に少なくできるのではないかなとは思っているわけであります。

そういうことを考えたときに、やはり再生可能エネルギーによる町おこしというのは、今後進めていきたいなと思っております。そして、できれば柏市がやっているようなスマートシティですか、ああいう方向性とかいろいろエネルギーミックスをしながら、新しい町、エネルギーを利用した新しい町、何度も申しますけれども里山資本主義の中にあるような、オーストラリアかドイツだったかちょっと忘れましたけれども、一つの町、いわゆる自分たちで、域内で十分電気を消費し、そして余ったものを売電する。そうすると実際問題先ほども課長が言いましたように、いわゆる町民が使っている電気料というのは非常に大きなものが、町外へ出て行っているわけです。それを町外に出さなくて済む、域内経済がもっともっと活性化していくというものの考え方が里山資本主義であり、その中で我々はある資源を使っていく、いわゆる山林も当然そうですし、やはりここの山林には我々は注目していかなければならない。それともう一つ、我々がずっとこの地域を住みやすいというのは温泉があったということもあろうかとも思います。そういう形の中で一つの新しいまちづくりを進めていきたいというのが私の考えであります。議員も同じような考え方ではないかなと思いまして、

非常に心強く思っております。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　確認しますが、11時までですか、持ち時間は。

○議長（稲葉勝男君）　11時２分までです。

○８番（漆田　修君）　２分ですか。じゃ、もう１つお話しさせてください。実はバイオマスのところでたくさん質問が用意してあるんです。これは産観の課長にちょっと一つお聞きしたいのですが、概念で結構です。林野庁で推し進めております事業計画がありますよね、それについての概論をちょっと説明していただけますか。簡単で結構です。１分ぐらいでちょっとお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

林野庁が進めております、森林及び林業に関する施策についての基本的な方針ということで、森林の有する多面的機能の発揮、それと林業の持続性かつ健全な発展を実現するために国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図るため、状況を踏まえて政策をしていくという中で森林、林業再生プランの推進とか地球温暖化対策、生物多様性保全への対応、それから国内外の木材需給を踏まえた対応ということで、ここで木質バイオマス等の部分について、ここで踏まえるような格好になっております。あとは国内の経済の回復に向けた模索と山村の振興等を踏まえた中で、これについて基づいて基本計画を策定をしていくということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　よくわかりました。丁寧なご答弁、ありがとうございました。残りも少ないのでこの辺で終わりますが、もう一つ、先ほど言いました反射法の地震探査法については、この次の決算委員会で細かく説明をさせてください。そのつもりでおりますので、どうか的確なご答弁をお願いします。

以上で質問は終わります。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君の質問を終わります。

先ほど報告するのをちょっと忘れましたので。質問席に今回時計を設置しました。ですか

らそれを、ここにもありますけれども、それを見ながら参考に自分の持ち時間を有効に使っていただきたいと、このように思います。

ここで、それでは11時15分まで休憩とします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　加　畑　　毅　君

○議長（稲葉勝男君）　４番議員、加畑毅君の質問を許可いたします。

加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　４番議員の加畑です。よろしくお願いします。

事前の通告に従いまして一般質問させていただきます。本日の質問は２つ。まず初めに、伊豆半島ジオパーク世界認定の結果に対しての町の今後の対応ということと、２番目が杉並区の自治体連携による特養ホームの今後についてという形で質問させていただきます。２番目の部分につきましては、特養ホームの運営云々というよりも自治体連携のほうに重きを置いてという切り口で質問させていただきますのでよろしくお願いします。

まず最初の質問です。先ほどの行政報告の中にもありましたけれども、伊豆半島ジオパーク世界認定、これが先日の19日、鳥取で行われたアジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムの中で発表されました。残念ながら認定とはなりませんで、保留という形になったんですけれども、率直に町長、それから担当者の方の意見を聞かせていただければと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

先ほど行政報告でも申しましたが、伊豆半島ジオパークは当町を含めた伊豆半島７市８町及び静岡県で構成する伊豆半島ジオパーク推進協議会が中心となり、世界ジオパークネットワーク加盟に向けた活動を展開してまいりました。本年６月には海外審査員２名による現地審査が行われ、その結果が今月19日のアジア太平洋ジオパークネットワークシンポジウムにおいて発表されたところでありますが、今回の発表は一部の審査項目で評価資料が不足しているとのことから、世界認定は保留になったと言われております。本年11月には追加審査の結果が発表される見込みでありますが、この結果に関係者一同期待を寄せているところであります。今後におきましても引き続き推進体制の充実強化に努めるとともに、「伊豆は一つ、世界から称賛され続ける地域を目指して」を合い言葉にジオガイドの育成やジオツアーの開発を進めていくことで地域活性化につなげていきたいと考えております。

それとまた、もう議員はご承知のとおり南伊豆町はビジターセンターをいち早く伊豆の中でつくり上げたわけであります。そういう意味でジオパークに関しましては非常に議員も関心が深いし、我々も関心が深いところであります。特に私は、南伊豆町はやはり海からのジオパークということをもっと推進していきたいなと思います。先日石廊崎へ行きましたら、石廊崎の遊覧船ですけれども、やはりヒリゾ浜へ行く遊覧船がものすごく人気があるそうです。逆に本瀬のほうですか、あっちのほうへ行くのよりもヒリゾ浜に行くのが非常に人気があると聞きました。本瀬もヒリゾ浜もどちらもジオパークとしては当然いい景観で、海から見るジオパークというのは、もうぜひ、ここを推し進めていくのが南伊豆町にとっては非常にいいのかなと、このように感じております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

今回の審査結果を踏まえた中で、先ほども町長が申し上げましたとおりなんですが、ジオパーク推進協議会といって一体となって、各市町と一体となって取り組んでいきたいということです。それで、今回の保留につきましてはジオパーク推進協議会からの情報収集の内容が届いておりまして、今回の保留については、加盟の可否を判断するのに必要な複数の情報がまだ足りなかったというのと、追加資料の内容については具体的にはまだ今のところわかっていないということなんですが、あとは確約はできないけれども、11月末ごろまでに世界ジオパークネットワークとして再度判断の可能性があるということで、見送りではなく、今回保留ということになっておりますので、そこの中で11月中にはどのような判断が出るかと

いうことになるかとは思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今答弁の中にありましたように、見送りではなく保留ということなんで、まだ期待をすごくしているんですけれども、11月までという２カ月間、ほぼもう１カ月ちょいですよね。その中で、資料をとらなければいけない、その内容がまだはっきりしていないというところなんですけれども、これは実際間に合うんでしょうか。新聞の記事とかニュースでもいろいろ見ているんですけれども、どうしてもその理由がはっきりしてこないままの保留、単純に何か資料が足りなかったのか、何か認定されるに当たっての条件が足りないのかというところは全くわからない状況なんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

今回のその９月のアジア太平洋ジオパークネットワークの、そこの審査会のときまでにそろっていなかった部分があったかとは思いますので、そこの部分を今推進協議会の事務局のほうでつくった中で提出するような格好になるかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　その資料が不足していたというのは、そもそもそろえなければいけないものを事務方のほうが忘れていたという話ですか。そうじゃなくて、知らされていなかったところまで要求されているというところなんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

資料の提出については具体的にはちょっとわからないんですが、６月の世界認定に向けての審査員が２名ほど現地を、管内を回ったんですけれども、そこの中で、認定時点で中央拠点施設の施設整備の不備等がやはり指摘をされていたという部分がありまして、今現在伊豆市の修善寺の総合会館のほうにその施設の整備のほうを今取り組んでおりますので、そこの部分等のもので中央拠点ができていないというところもその一端の部分もあるかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　質問の方向のほうを町長のほうに一回戻したいんですけれども、今回の保留という形を聞いて７市８町、15市町の首長さんたちの反応というのは温度差があったんでしょうか、それとも皆さん、本当に残念だということで11月に向けて一丸となろうというところがあったのか、その様子はどんな感じだったか聞けますでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　副町長。

○副町長（松本恒明君）　お答えいたします。

19日の発表のパブリックビューイングの大仁の市民会館に、私が町長代理で出向いていましたので副町長から答弁をさせていただきます。

当日は、当然我々は認定されるものだと思って全員が、今私の部屋の前にジオを模した手拭いが、ＩＺＵ　ＰＥＮＩＮＳＵＬＡ　ＧＥＯＰＡＲＫと書いた手拭いがあるんですが、それを持って静岡県の伊豆半島、と言ったらみんなで立ち上がろうということで構えていたわけです。で、呼ばれなかったということで残念だったんですが、当然我々としてはみんな、伊豆市長を初め伊豆の国市長を初め、当然認定される前提で今まで来ましたので、誰一人とまあこれでいいやと思った首長さんはいなかったと。当然保留だということですので、では、その保留をクリアするためにどうしたらいいかということに向けて、もう前向きに考えて認識していたというふうに考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　私も当然認証されるものだと思っていました。当日その現場にいた衆議院議員の勝俣代議士、先日ちょっと小稲のお祭りで会ったんですけれども、当然選ばれるものだと思って現場にいたけれども、こういう結果になったということがあります。

実はなぜこんなことを私が言うかといいますと、そもそもの平成24年９月、この時点で日本ジオパークに承認されたわけですよね。その後の25年１月23日に伊東市市役所で開かれた会議の中で、11市町の議会議員が二、三名ずつ集まっての会議がありました。結果的にこれはそのときの会議だけで終わってしまったんです。なぜかというと、このときにその雰囲気というのが日本ジオパーク認証を受けた、認定を受けた直後でもあるにもかかわらず、何かこう前向きではない会議だったんです。これは首長さんたちの会議ではなくて、我々議会議

員側の会議だったんですけれども。参加した議員の色がちょっと偏っていたのかもしれませんけれども、そもそもジオパークの活動というのは３つに要約されておりまして、保全、大地の遺産を保全する、それから教育、大地の遺産を教育に役立てる、それから第３がジオツーリズムといいまして、大地の遺産を楽しみ、地域の経済を持続的な形で活性化するという、この３つで成り立っているという形なんですけれども、その25年１月の議員が集まった会合の中では１と２までに終始してしまったんです。この大自然を保全していこう、それから、教育に役立てていこうというところまで、地域経済の活性化に役立てようという意見が少なかったどころか、私は観光のほうに役立てることができるんじゃないかという意見を言わしてもらったところ、その考え方は危険だとまで言われたんです。これは公式議事録に残っております。

この考え方からスタートしたので、非常にそのとき心配してたんです。２年半後には世界ジオパーク認定を目指そうという時点で、ビジターセンターも、今、松本副町長言われたように、うちの町ともう一つ、２つの市町しかない状況で、今後どういうふうに考えていますかという問いに対しては、つくる気ありませんという自治体もあった状況で、２年半後の世界認定を本気で考えているのだろうかという意見を言ったままで終わって、その後、開かれていないという議員の会議があります。これ、正式名称伊豆半島ジオパークに係る情報交換会という形で開かれたんですけれども、その会議が開かれないまま世界認定保留という形になっておるわけです。

これに対しまして、その後の新聞記事なんか読みますと、首長の皆さんは前向きに会が進んでいるということがありましたので、僕のほうは議会議員の会議が開かれなくても、半分安心していたんです。僕らの意見というよりも、これ首長さんたちが動いていれば大丈夫じゃないかと思ったんですけれども、その25年、要するに２年半前から現在まで、その市町の首長さんたちが集まった会議の中では、活発に前向きにという雰囲気はあったんでしょうか。これが今後のことにも絡んでくると思うので、町長の答弁をお願いしたいんですけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほど６月に審査員が来たという話がありました。その中で、その審査員の方々と我々でいわゆる会談というか意見交換会ということはありました。その中で、審査員の先生たちは学者ですもので、先ほど議員が言われたように、いわゆる保存とか学術的なこと、教育、そ

ういうことに重きを置いているなという感じはしました。世界遺産とかジオパークといいますと、市町としてはそれによる活性化ということを非常に期待するわけですけれども、審査員の先生たちはそういう意識を持っていられるという感じがいたします。そういう中で、我々としてはその辺も含めながら、世界認定に向かっていかなければならないというような状況だったと思います。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　何か予想したような様子があったんだろうなということは今聞いて、やっぱりなという部分とちょっとがっかりした部分もあります。

今回、世界認定を受ける準備に当たって、今、日本の国内には７つあって、今回のアポイ岳、これが８つ目になったわけですよね。まず、北海道の洞爺湖、有珠山があって、新潟の糸魚川があって、京都・兵庫・鳥取県の山陰海岸、それから島根県の隠岐、高知県の室戸、熊本の阿蘇、島原半島、長崎があるわけです。９つ目に伊豆半島が入れるんじゃないかという期待を今回すごく大きく持っていたんですですけれども、ここは何が足りなかったんだろう、何が条件が違うんだろうと思って、幾つかそれを調べてみたんですけれども、一つ、山陰海岸、ここの、世界認定されているところなんですけれども、この中にはジオカヌーというものがありまして、その内容が海岸線をカヤックでめぐる冒険ツーリングと、陸上から見られない景色はジオカヌーで体験した人にしか理解できないというような説明があるんですけれども、僕はこれ手前みそかもしれませんけれども、南伊豆町のほうがと言ってはいけないんですけれども、南伊豆町も十分これには匹敵すると、子浦や妻良の海岸から見た隆起した岩場を見られることのほうがといいますか、そこに十分に迫力があると思うんですけれども。ここもやっぱり観光には力を入れて、こういう形にできているのに、なぜここが入れなかったのかなというところが、どうしても伊豆半島という複合体でやっているところに理由があるのか、７市８町という15市町というところがあるので、一つ一つの責任感が分散してしまっているのか、薄まっているのかというような感覚にも考えたくなってしまうんです。どうしてもやはり伊豆半島が世界認定されないと、このジオカヌーに関しても、山陰海岸のジオカヌーは世界認定です、伊豆半島は日本認定です、世界認定ではありませんということになると、同じ内容というか、むしろ迫力はこちらのほうに負けていないのにと思うところでも、肩書きは片や世界認定、うちは日本どまりと、これをどうやって解消していこうかと思うんですけれども、これ世界認定取れてしまえばどうにでもうたえるんですけれども、11

月という短期間に向けて、何とか戦略があるんでしょうか、７市８町の首長さんです、それから自治体の各担当者の方々というのは。残念ながら議会議員のほうでこれが連携して湧いているという形はないんですよ。これはやはり当局側に言うばかりで申しわけないとは思うんですけれども、この短期間なので、もう担当者の方に頑張ってもらうしかないと思うんですけれども、何か戦略は持っているんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　認定に関してですけれども、この認定はやはり１国１つというのが、１年にという原則があります。その中で、日本の場合は先ほど言ったアポイと、この伊豆半島という２つがあって、多分、伊豆半島は初めからの予測の中で、もしかすると来年に回されるなという認識は首長の中に確かにありました。そして、やはりジオパークがあり、自然遺産があり、世界遺産がありとかという形になってきて、いろいろこう難しい部分もあるのかなとは思いますけれども、今、首長で11月ということに関しましては、先ほど課長が答弁したように、修善寺につくる拠点ですか、拠点の整備をしっかり進めると。そして、そのことによって11月の認定に導いていくというか、そういう方向性だと思います。そのために美しい伊豆創造センターなんかの会合もありますから、そういう席でもまた意見を述べていきたいとは思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ぜひとも11月には保留ではなくて、認定という形を取っていただきたいと思います。ですので、この世界ジオパークは４年に１度の再認定という制度ががりまして、１回取ってしまえばずっとそれが認められるというわけではなくて、その間継続してその水準を維持していかなければならないという形になると思うんですけれども、これも、では、世界ジオパーク認定されたとして、その後どういう形で維持していくかというようなところの話し合いというのはされているんでしょうか。それとも、それはまだこれからという形なんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　この話し合いはまだ具体的にはされていないと思います。ただ、非常

に４年後の再認定というのは厳しいと思います。やはり地域の人たちが一体となって伊豆半島ジオパークというものを守っていく。その中で、今、伊豆の海岸清掃ですか、伊豆を清掃するそういう運動も起こり、賀茂地域の連携会議の中でまず南伊豆を最初に、弓ケ浜を最初に清掃活動をやっていこうと。そういう形で、何しろ景観をちゃんと整備する。

南伊豆町でも１つ問題がありました。やはり、ジオパークの案内板の前にちょっとごみがあったということで、非常にセンターのほうから指摘を受けまして、非常にあれのところがありまして、これはこの地域に住む全員がジオパークを守っていくという意識でないと、４年後の再認定というのはまた難しくなっていくのかなという気はいたします。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　認定されないうちから難しいという形で考えなければいけないというのも、ちょっと気が重いなという気がするんですけれども、実際のところだと思います。実際、これ４年間その水準を維持するためには、当局だけの力では難しいのかなというところも感じております。

というのは、ジオガイドの皆さんが活動、今現在続けていると思うんですけれども、その方々からの意見というのもたびたび耳にすることがあります。最初の日本認定を受けた後も、看板が方向が全く見えない方向に向いているとか、道路側に向いていないとか、障害物があると、これじゃ話にならないという話も聞いたことがあります。ただ、ジオガイドのメンバーの皆さん、非常に活動を頑張っているというふうに見受けられるんですけれども、その点に関しての情報交換とか、当局側の担当者の方との、例えば何時に行って会っているとかというような、そういうシステムはつくられているんでしょうか。それとも、今後という話になるのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

ジオガイドの方との意見交換というのは、直接、担当課のほうでやっているというわけではないんですが、観光協会への委託の中でジオツアーです、ガイドさんが、皆さん、企画した中でのジオツアーの展開に対しての事業推進、そういうもので支援等は行っている状況でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今後、世界認定されたとして、その後にもう少しそのジオガイドの方々の意見を聞いての企画とかという形、それから、もうちょっと活動の幅を広げてもらうとか、その地位を向上してもらうとかというところは、伊豆半島全体での動きの中であるんでしょうか。例えば、それは南伊豆町だけがちょっとジオガイドの動きがいいわけじゃないと思うんですけれども、ほかも頑張っていらっしゃると思うんですけれども、その点、共通で底上げしていこうとか、レベルアップしていこうという話というのは出ていないんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

ジオガイドの支援の関係で、あと、伊東のほう、本部のほうでそういうジオガイドの育成事業というか、そういう展開を毎年やっておりまして、例えば希望して受講される方、そういうものに対しての、やはり遠路なものですから、それを何回か行く形になるもので、そこの部分への支援等は今までもやっておりますけれども、それをまた充実させていくとか、それとかガイドの募集というか、もっと増員するとかそういう話になるのかなというところと、あとはジオガイドとしては全体のガイド協会のやつはあるんですけれども、今、ことしから町内でも、ガイドの皆さんが組合というのかそういうものを組織した中で事業展開をしていくというのを伺っておりますので、そこの部分に対しても何かしら支援等をしていきたいなということでございます。

以上です

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　１つ目のジオパークに関する質問で結構時間押しちゃいましてというのは、この内容についてはすごく私こだわりがありまして、最初のその会議が、伊東市役所で行われた会議というのが全く自分の意図するところと違った方向に行ってしまったということが１つ、それから２年半たって、今この現在の状況になっている、これ当時その会議にかかわった議員で観光には使えないといった方、今どう思っているのかなというところもありまして、それから、平成30年に天城北道路が開通しまして、伊豆縦貫道も着々と南下してきていると、南伊豆町に近づいてきているという中で、ジオパーク世界認定を受けて活性化の方向に進んでいくというのは非常に有効的で、むしろうちの町が一番チャンスが広がるん

じゃないかなというのがありまして、ここは本当にこだわっていきたいところなので質問をさせていただきました。

それでは、２番目の質問に移ります。

杉並区との自治体連携による特別養護ホームの今後について質問させていただきます。

８月31日に運営業者が発表されまして、杉並区との特養ホーム、これが２年半後の29年度の開設に向けて動き出しているという形です。その中で注目度は非常にどんどん上がっていくとは思います。これは当町だけでなく、杉並区側から見ても注目度が上がっていくとは思うんですけれども、これ先ほども言ったように、特養ホームの運営とか建設とかに関してという切り口よりも、私はその杉並区との連携のほうの重要性というのも考えていかなければいけないんじゃないかなと思って、質問させていただきます。

先ほどの行政報告の中にもありましたけれども、スクラム化という言葉がありましたよね。自治体のほうで協力し合って、今後、来町者とかをふやしていこうという話も出ていると思うんですけれども、その点についての対策というのは今の時点で考えてはいるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

行政報告でも申し述べましたように、本年８月31日、東京杉並区の自治体間連携による特別養護老人ホームの建設運営法人を決定し、静岡県の土屋副知事、伊豆半島担当静岡県の山口健康福祉部長、東京都杉並区の田中区長にもご同席をいただき、記者発表をいたしました。

同施設の建設運営法人は静岡県下田市吉佐美1086番地の社会福祉法人の梓友会であります。同施設も建設運営法人選定においては、公募要領について、全国初の自治体間連携による特別養護老人ホームの開設であるため、自治体間に基づく特別な配慮、地域及び家族との交流連携、自治体間連携に基づく入所支援などに関する提案を求め、圏域外の杉並区区民が入所するための入退所支援が円滑に行えるよう専門相談員を配置するなどの具体的支援策や、敷地を含めた地域交流オープンスペース等が町民と杉並区民、入居者及び家族との交流において、いかに有効な活用策であるかなどを選定基準の評価項目として設定いたしました。

また、医療体制の確保につきましても、地域の医療体制を把握した上で医療方針を明確にし、実現可能な提案を求めており、安心して生活できる施設環境となるよう指導監督を徹底しています。今後、開設に向け、静岡県、杉並区の支援をいただきながら、入所者支援、交流、連携強化に努めてまいりますので、皆さんのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上

げます。

それで、スクラムということですけれども、連携ということに関してですけれども、これは先ほど行政報告でもいたしましたように、今、ワープステイという考え方をしております、移住定住促進です。そのためのお試し移住とかということを、これはあくまでも南伊豆町と杉並区との間で連携してやっていくという形をつくっていきたいなと。そして、その形の中で、さらにそれを賀茂一体に広げていければいいなという感じを持っております。

これは、いわゆるこの特別養護老人ホームを進める段階におきまして、厚生労働省の都市部の高齢化対策という審議会がありました。この審議会の中で、やはりこれから地方、田舎よりも東京都、都市部が高齢化が激しくなっていく、この都市部の高齢者をどのように処遇していくかという問題が国の大きなテーマになっていくと思います。その中で南伊豆町としては、杉並区のアクティブシニア、いわゆる元気なお年寄り、お年寄りと言っていいのか、今、静岡県では、ふじのくに年齢区分層でいうと76歳までは壮年ということになっていますから、65から76歳までの間の人たちというと壮年ですね。そのアクティブシニアを杉並区から呼び込んで、地域貢献をしてもらうといことです。それで、これは名寄のスクラム会議の中で山崎統括官という方に言われた話なんですけれども、まち・ひと・しごと地方創生、この中で特に大事な移住定住ということはどういうことか、何しろ移住して来てもらう人たちに、ただ移住して来てもらうんではだめなんですよ、この人たちにどういう形で活躍してもらうか、この地域で、この地域に貢献してもらうか、それは趣味の世界でもいいですし、できれば仕事の世界でも、そういう形の中で地域貢献をできるような移住定住をやってください。そうしたらもう、つい最近、安倍首相が１億総活躍時代なんて申しております。

こういうことを考えたときに、やはりまだまだふじのくに型年齢区分で考えますと、アクティブシニア、76歳までは壮年であると、そういう人たちに南伊豆町に移住していただいて、南伊豆町の活性化のために役立ってもらいたいと、このように考えて、今、杉並区とは具体的にそのことを進めております。先ほども話しましたように廃業した旅館を借りて、そこを移住定住のビジターセンターにしていこうと、そういう形の中で少しずつこの方向性を進めていく、連携を強めていく、このような感じでいます。

あと、先ほど話があったように山村留学的なことですか、杉並の子供たちがことし８月と９月に妻良、子浦に来て交流した、そういう形をもっともっと進めていきたいなと、このように思っております。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　今、町長の答弁の中にもありましたように、今回の企画、企画と言っていいのか、この形が非常に注目されているんだと思います。賀茂郡の中の、例えば年齢の近い議員の人たちと話す中でも話題にはやはり出てきます、この話は。逆に人口の多い都会のほうの自治体から見ても、これは非常に興味深い形になっていくんだろうなという形があります。

そこで、杉並区との関係を深めていくところに僕も興味がすごくあるんですけれども、というのは、やはり人口の規模からしても、集中的に杉並区と手を組んでいくところをふやすところが一番得策なんじゃないかなというふうに思います。うちの町は8,800人、杉並区は55万人、60倍を超える人口がそこにあるわけです。例えばこれを実感したのが、私が商工会青年部で婚活のイベントを開いたときに、今まではネットで広く公募するんですけれども、なかなか集まらない。ところが、これ、杉並区にＰＲに行って実際に訪問して、ちょっと地元のラジオ番組なんかに出させてもらえると、すぐに集まるわけですよ、女性の方が。これだけの効果があるというのは、やはりきちっと手を組んでいるというところが重要なんだろうなというのがすごくそのときにわかったんです。

そもそもこの話というのは、なかなか杉並区側にも受け入れられないところからスタートした話だと思います。一時は舛添都知事が東京都のことは東京都でやるんだなんていう発言もしたりとかしまして、ちょっと揺らいだ時期もあったんです。それから最初のころは、杉並区の特養ホームをなぜ遠隔地の南伊豆につくるんだというような発言をして、姨捨山というような発言をした民主党の議員もいました。これは衆議院の厚生労働委員会の中ではっきりと言われて問題になった発言ではありました。

そんな中を乗り越えて、今ここまで来ておるわけですので、ぜひともこれは成功させていかなければならないことだと思うんです。ただ、継続させていかなければならないので、そこに入所してくれる方、プラスその家族の方々も満足していかなければならないということがありますので、実際の距離を縮めることはできませんけれども、気持ちの上で近く感じていただくことはできると思うんです。そうすると、ちょっとふるさと納税のことにかかわって話をさせていただきたいんですけれども、ふるさと納税なんかも杉並区と手を組むことによって、なるべくこっちに向いてもらえるような施策は打てるんじゃないかなと思うんですけれども。例えばその辺も含めて、杉並区向けにという考え方なんていうのは今のところしている部分があるんでしょうか。それとも、今からという形になるんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

杉並区の今の区長、田中区長、非常に積極的です。いわゆる都市部の高齢者対策というか、そういうことに対して非常に積極的です。今、杉並区で大体、特養待機者が2,000名近くいると。このためにあと100カ所ぐらいの特養をつくっていかなくてはならない。そういう形の中で、非常にこの高齢者対策ということを考えております。

そして、区長と話をする中にも、ふるさと納税の話が出てきます。遠慮しなくていいですよと言ってくれるんですけれども、やはりこの連携している自治体に対して、我々がふるさと納税という形で行くのが果たしていいものかという感じはします。遠慮しなくていいということは言ってくれております。

それでまた、杉並区との絡みの中で、僕が今一番大きく感じているのは、今、議員がおっしゃったように杉並区の人口は55万人、約3,000人以上の職員がいます、南伊豆町は100人です、情報量がもう格段に違います。人口の差、それに情報量の差、この情報量の差というのは、非常に自治体運営に対しては大きなものになります。その中で杉並区は、いろいろと情報を南伊豆町に教えてくださっています。先ほど言いました厚労省へ行った段階で、私たち大体、杉並区長と当時の老健局長のところへ何度か伺ったんですけれども、厚労省のほうの局長さんが、我々のために大体１時間ぐらいの時間を割いてくれる、まずこれはあり得ないことだなと思いました。そういう中で、相当込み入ったというか深い意見をお互いに交換できて、そして今日があるのかなという気がしています。国のほうもそのことに対して杉並区を応援していくというような感じで。

今、都知事の舛添さんの話が出ましたけれども、都知事ももう既に、やはり都市部の東京都の高齢化対策ということに関しては、東京都だけではもう十分なあれはできないだろうというような意見を言われているような話も聞いております。だから、だんだんそういう流れの中で、都市部の高齢化対策、そして地方の創生ということをどういうふうに連携させていくかということが、これからの大きな課題になっていこうかと思います。そういう中で、できればこの賀茂地区が先進地になっていければなと。そして杉並区長からのいろいろの提案もあります。何しろ東京都とこの伊豆半島というか、賀茂地域が連携していこうじゃないかみたいな、大ざっぱに言うとそういうような話も出てきております。できればそういうことを具体化していければ、非常にこの地域がおもしろい地域になろうかなと思っています。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。今、特養の方向性というのが非常にわかりやすく見えてきたのかなというところがあります。

それから、ふるさと納税に関して、ちょっと質問したいんですけれども、これ、そもそもふるさと納税というのは税収が少ない自治体の支援という形で2008年に始まったということなんですけれども、今、町長が遠慮がちに言われていましたけれども、これやっぱり世の中の風潮で、自治体間の競争が非常に加熱されていて、本来の目的とは違うんじゃないかと、要するに高額な返礼品を出すというのは本来の目的と違うでしょということが言われてはいると思うんですけれども、ただ、これ、遠慮している場合じゃない状況かなと、私、思いますので、ぜひとも西伊豆のように。西伊豆は、僕、割り切ってこれ集めていると思うんですよ。要するに、税収でこれだけの金額を集めるというのは相当大変なんですけれども、ふるさと納税で集めるほうが効率がいいと言ったら悪いですけれども、この効果というのはすばらしいものがあると思うんです。

時間もないので最後の質問になるんですけれども、このふるさと納税に対しての返礼品です、ここは町内の経済の活性化には非常に役立っていると思うんですけれども、物品だけではなくて、例えば西伊豆の中にはダイビングライセンスの取得コース、これも返礼品の中に入っているというのが新聞にも取り上げられていましたけれども、うちの町でも体験型の返礼品というのがあってもいいんじゃないかなと思うんですけれども、今現在あるんでしょうか、それとも、今後考えているのかという、その辺を教えていただければと思いますけれども。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　ふるさと納税に関しまして、いろいろおもしろい話があります。山形県の天童市ですか、あれは将棋の駒の産地なんですけれども、将棋の駒のストラップを商品につけてやったら、もう既に今の段階で10億といいましたかね。それで、焼津市が今年は非常にいいです。マグロで大体３億ぐらいもう既に集まっているという話も聞いています。西伊豆町は大体１億2,000万ぐらい行っている。南伊豆も今ある程度の数字は出ています。行政報告したように6,000万ぐらい。私も遠慮はしておりません。

それで、南伊豆町も今120種類ぐらいの商品は用意しています。どんどん商品はふやして

いきたいと。そして、体験型の商品というのも、もっともっと私もつくっていきたいと思います。先ほど言ったスキューバダイビングの話なんですけれども、これも具体的に声をかけたんですけれども、やはり受け入れ側がなかなか態勢が整わないという形がありまして、できなかったという形です。

それで具体的に、やはりこのふるさと納税というのは、例えば単純な話1,000万あったら、大体そのうちの４割ぐらい、400万ぐらいは町の資金として使います。これは目的もありますし、目的基金になる場合もありますけれども、400万ぐらいがつく。そして、残りの600万のうちの500万ぐらいは大体、町内産業者というか、そういうところへ行くわけです。それで町内の活性化になっていく。ぜひこれはどんどん進めていきたい。それで、できればもうこれは議員の皆さんも親族の方とかいろんな方、町民の皆さんもそういう形でどんどん自分たちの知り合いのところへ、ふるさと納税いいよ、南伊豆町こんな商品があるよ、こんなのあるよとかという形で宣伝をしていただけるとありがたいなと思っております。まだまだこれは進めていくつもりでいます。具体的にこっちで体験型の数わかるか。わかる、商品わかる……。では、一応答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　実のところは商品型のお礼が足りない状況になってきておりまして、8,000人規模の町でございますと、今、８月までで6,000万円ほどをいただいたということは、約3,000万、4,000万円のものが、ふだんの経済活動プラスで商店等で動いているわけです。特にアワビ等が非常に足りなくなってきたりしております。

その中で、今、ソフト事業、宿泊を商品に結びつけることができないかと。また、ジオ系のツアーを商品にということで、画策はしている状態です。スキューバダイビング等の件のように、なかなか受け入れの態勢を整えるまで待ってという事業所もかなりございますので、今後調整をしながらそういったものを進めて、商品のほうも経済基盤充実させつつ、進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君。

〔４番　加畑　毅君登壇〕

○４番（加畑　毅君）　ありがとうございます。

ちょうど時間になりましたので、以上で２つ目の質問を終わらせていただきます。大変参考になりました。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　加畑毅君の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５６分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（稲葉勝男君）　５番議員、長田美喜彦君の質問を許可します。

長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　よろしくお願いします。

初めに、茨城県や東北地方におきまして災害に遭われた方に対しまして心よりお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになりました方々には深く哀悼の意を表したいと思います。私も通告の中で防災ということを後に伺いますのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

私は選挙当時、４つの目標を挙げて戦ってまいりました。少子高齢化対策、医療福祉の充実、観光立町の再生、防災対策等の見直しであります。

そこで初めに、少子化という点で質問をいたします。

私は８年前からこのような質問をいろいろとし、提言しながら、そしてまた、質問をしてまいりました。少子化は全然改善をしておりません。これは時代背景ではないかと思っておりますが、やはりどこかで歯どめをかけなければならないと思っております。

そこで、国は保育料の考えを２子から半額に、３子からは無償化の考えと新聞に載っておりましたが、町では少子化について、現在どのような対策を考えているのか、保育料の見直しなど、子育てへのさらなる支援の拡大の考えはないのかを伺います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

子ども・子育て法施行令等の一部を改正する政令及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣令が平成27年３月31日に公布され、同年４月１日に施行されました。子ども・子育て支援法施行令においては、教育認定子ども及び満３歳以上、保育認定子ども及び満３歳認定子ども等に係る利用者負担の上限額が示され、あわせて利用者負担の上限に関する多子軽減の特例についても示されました。減額の内容につきましては、利用者負担の多子軽減措置の判断の対象となる子ども、負担額算定基準子どもが世帯に２人以上いる場合は利用者負担額の上限を減額し、第２子については利用者負担の上限額が半額に、第３子については利用者負担の上限額をゼロにするというものであります。

以上の改正内容を遵守し、本町においても利用者負担の上限額に関する多子軽減の特例を定め、２子及び３子の利用者負担の上限額を減額し、本年４月より実施しております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　いろいろと財政的にもういろんな難しい点があると思いますけれども、今後無償化のほうに向けて、全員無償化というような方向に向けて進んでもらいたいとこちらは思っているんですが、その点について、町長どのような考え方を持っておりますか。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　子育て支援策に対しましては、本町におきましても利用料の軽減等を、町長答弁したように進めております。そのほかハード面等におきましても、認定こども園の充実、子育て支援センター、放課後児童クラブ等々の整備を行ってきたところでございます。

確かに、合計特定出生率、実際に生まれるお子さんも昨年は40人ちょっと。ことし27年度は恐らく37人ぐらいではないかという数字を私どもは見込んでございます。

なかなかここ特効薬等が打てないところで、対症療法的なところもあるかもしれませんが、なお一層子育て支援については私どものほうが担当してございますので、充実してまいりたいと思います。今、議員がご質問されました保育料等の無償化に関する件でございますが、今後、国のほうの動き等も注視いたしまして、できるものであればそのような方向も検討・研究してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　本当に財政的には難しい点があると思うんですよ。これは子育て支援という中で、ぜひともそういうような方向で進んでもらいたいと思っております。

また、この９月22日の新聞によりますと、人口減少克服、地方創生に向けた県の取り組みの中で、2019年度まで、５カ年計画の中で出生率を2.07％への支援拡充、子育て世帯への負担軽減等載っておりました。今後、これも町のほうはどのように考えているのか、もう一度伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、いわゆる人口減少問題、これ非常に重要なことでありまして、増田さんが言われました「消滅都市」という考え方の中にも出てくるわけであります。そういう中で今、国が地方創生、その中で町も地方総合戦略や地方の人口ビジョンということを今、進めているわけであります。理想的には特殊出生率を2.07、いわゆるもう人口がそのまま推移していくという方向が一番よろしいわけでありますが、今、南伊豆町の特殊出生率は1.57だったかと思います。そのことを考えたときに、一気にそこへ持っていけるかというと非常に問題が多いなと。そこのところをどのように解決していくかというのは、いろいろこの後に議員が提案している山村留学ですか、そういう方向性とか子育て支援も当然のことであります。子育てしやすい方向性というのをつくることによって少子化を食いとめていく、こういうことは施策として当然考えていかなければならない、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　本当にこの少子化の問題というのは、どこの市町も大変大きな課題を抱えていると思うんですけれども、ぜひともできることから少しずつでも進めていってもらいたいと思います。

先ほど、今、課長さんが言われたようにこの出生率の件なんですが、やはり私もここで、この後でもう一回質問したいと思うんですが、本当に40名、30名というぐらいの数しか、南

伊豆町全体でこれだけということなんですよね、正直に言って。南伊豆町全体で平成26年度が43名。平成25年度が37名。本当にもう少ない数であります。

その点におきましては、やっぱりこの点で少子化による学校統合の問題点でございます。町民課でこれ調べたんですが、町全体で21年度生まれた数が54名、22年度は51名、23年度は59名、24年度は32名、25年度は37名、26年度は43名です。その中で、23年度等は三浜地区はゼロなんです、子供が生まれた数が。やはりこれを見ますと、学校の統合、三浜小学校は統合しましたが、南上地区が今現在40名ちょっとです。それを見ますと、５年後に考えられている統合問題ですが、学校がなくなるとやはり地方が疲弊するということは目に見えてわかっていると思うんですが、それを存続するために、今、町長が言われたように人数をふやすことは大事じゃないかと思っています。それで私は、やっぱり他地区で、長野県だとか四国でやっているような山村留学への考え方などはないのかなということで、ちょっと町に伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　教育長。

○教育長（小澤義一君）　お答えいたします。

少子化、過疎化に伴う小中学校における児童生徒数の減少傾向は、当町のみならず、賀茂圏域内の各市町においても同様の傾向が見られます。

議員ご指摘の南上小学校につきましては、平成27年５月１日現在の全校児童数は49人でありました。複式学級対象の学年、２年と３年が１学級でございます、この学年も存在しております。このような状況の中で、現在、学校統合審議会を開催いたしまして、南中小学校と南上小学校の統合について審議中でございます。これは三浜小学校の統合についても審議された平成18年度の学校統合審議会におきまして、南上小学校については、平成26年度以降も複式学級が解消されない見込みであると判明したときは改めて審議会を設置すると、この答申を受けてのものでございます。

昨年11月に第１回審議会が開催されてから、本年８月までに５回ほど開催され、現在もなお協議検討中でございます。学校統合審議会では、単に児童数のみで学校統合を判断するのではなく、複式学級の影響、それから学級における男女比バランス、それから地域における学校の役割、これなどのほか、さまざまな判断材料をもとに審議を進めているところであります。なお、今年度中には審議会からの答申がなされるものと認識しておりますので、答申内容を踏まえ、今後の方向性を決定してまいりたいと考えております。

また、国の推し進める地方創生に伴いまして、町が推進する人口増加策等が地域疲弊の打

開策にもなり得ることなどから、議員からのご指摘がありましたこの山村留学等にこれらを含めて、特色ある学校運営を持って、移住者の新たな呼び込みについても検討していかなければならないと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議員のおっしゃるこの学校統合の問題ですけれども、本当にゆゆしき問題だなとは思っております。少子化する中で、いずれ中学校の統合の問題も起こってくるだろうと、そのような中で、今、教育長が答弁したように山村留学、このことを非常に大きく考えていきたいなと今考えております。ということは、例えば杉並区には健康学園がありました、これは杉並区があくまでも運営していたものですけれども、例えば杉並区とか横浜市とか、今、南伊豆町関連のある自治体と連携しながら、例えば子供たちを１年間留学させるというような、そういうことの検討をしていきたいなと。そして、その中にはやはり特養であったような問題、いわゆる自治体間の負担の割合とかいろんな調整の問題、こういうものを含めて考えながら山村留学をし、させ、そしてなるべく地域に学校を残すという方向性、この方向性を一生懸命考えていきたいなと。そのことがやはり地域コミュニティーを守っていくことにつながっていくのかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひとも、町にそういうふやす考えというと、今からではちょっと遅いんじゃないのかなというぐらいの問題だと思っております。ですから、ぜひとも前向きに検討してもらいたいと思っております。これ、よろしくお願い申し上げます。

その中で私はいろいろと他県がやっている山村留学がありますよね、それも踏まえながら、町も海はあるし、山もあります、ですからその中でいろいろと考えてもらって、子供たちをふやす考えを持っていただいたところです。それはそれでよろしくお願いを申し上げておきます。

また、次に高齢者への通院や買い物などの足の確保に対して、今後の町の対応はということで、ちょっと伺っておきます。その中で現在、町の中では結局マイクロバスで町内を送り迎えがありますよね。ですけれども、下田メディカルへのバスの利用は、今現在どのくらい

の人たちが今の東海バスですか、を使ってメディカルへ通っているのか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

その前に、議員、山村留学の件ですけれども、例えば海士町の高校留学とか、それとか名寄市の近くには北海道で600人か700人の村があるそうです、ここに村立高校があるそうです。これも何か留学が相当多いと。そういうことも踏まえて、いろいろなことをまだ、議員からもご提案をいただきながら、これは進めていきたいなと思っております。

本題に入ります。

高齢化や身体的理由、また、地理的理由等により公共交通機関を利用することが困難な交通弱者、買い物困難者といわれる方々が存在することは認識しております。これまで町では、町内医療機関から遠く、交通の不便等により受診が困難な者に対し、医療の確保、健康保持・増進を目的として患者輸送車を運転してまいりましたが、平成27年度に国庫補助事業として車両の更新整備に係る採択を受けましたので、運行経路など、利用者の利便、指定を考慮しつつ、同事業を継続してまいります。

また、平成24年度から実施している下田メディカルセンターまでの通院に要する交通費を一部助成する高齢者通院バス料金助成事業につきましても、平成27年度は68人の申請があり、今後も事業継続してまいりたいと思っています。

なお、買い物困難者への対応については、需要に応じて運行するデマンド方式の導入も含め、地域公共交通会議で検討してまいりますが、介護保険制度の改正に伴い、ボランティアや民間企業等が主体となり、生活支援サービスを提供する新しい取り組みが平成29年度までに実施されることが義務づけられました。このため、平成28年度から試行的にシルバー人材センターによる生活支援・介護支援ボランティアポイント制の導入による買い物支援を含む高齢者支援を実施してまいります。今後については、高齢者であっても支える側に回るような地域で支える仕組みづくりを検討してまいりたいと思っております。

それと、今、さらに公共交通に関しましては、いろいろ国からの提案もあります。自家用有償運転制度等も、今、検討課題の中に入っております。今後、いろいろとそういうことも含めて検討していきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　すみません。先ほど議員の下田メディカルのほうにバスを利用して通っている患者さんの数のご質問でございますが、大変申しわけございません、今、町長答弁させていただいた68名というのはうちのほうの通院バス助成事業を申し込んでいる方でございまして、実際のそのバスを使ってメディカルのほうに通っていらっしゃる方は、ちょっと今、手持ちに資料ございません。なるべく、向こうでしかわからないと思いますので、資料を集めさせていただきます。すみません。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　なぜ私がこれを聞いたかと申しますと、今、車の運転、要するに高齢者が車を運転することに当たって、結局、私ごとで申しわけないんですが、ちょっと入院したときに、隣に入院してきた方が86歳だか７歳だということを言いました。その方は白内障の手術に来ました。それで今から免許証を更新するんだと、どうしても90まで乗りたいんだというようなことで聞きました。それで、やはり無理をしてでも運転をしないと、山の中だから生活できないよと。だから、そういうようなことを聞きまして、そういう高齢になると事故の心配もしなくてはいけないのではないかなと私は思っておりまして、今後このような問題は大変ふえてくるのではないかなと思っておりまして、やはり先ほどメディカルに行くのにバスを使っていると、その人たちが結局バス停まで歩いていくのが大変だと、買い物に行くのもバス停まで歩いていくのが大変だということを言われました。ですから、２キロも３キロも歩いていかないとバス停がないよという人もあります。だから、そういう人たちのためにもっときめ細やかな足を確保してほしいなと思っておりますので、その点、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　今、国のほうと地域公共交通会議を開いて、具体的な国からも提案、このような制度もあるよということで提案も受けております。実際問題、議員がおっしゃるとおりでありまして、今、私、考えているのはデマンド方式等いろいろありますけれども、自家用有償運転制度、これを何とか具体化していきたいなと私は思っております。そのような中で、例えば隣近所の人に運転を頼むとかという、そして安い形で運転していただくとかという形をつくっていきたいなと思っております。やはり、国のほうももう路線バスに対す

る補助金も財政的に大分厳しい状況になってきて、いずれさらに路線を縮小していけというような方向性が、今、出てきているような感がします。そういう形でここ２回、昨年あたりから、国のほうも大分真剣にいろんな提案を我々のところにしてきております。

あとは、この地域で、やはりそれを支える形をどのような形でつくっていくか。やはり先ほど安倍首相の言った一億総活躍時代ですか、皆さんが参加していく、自分たちの地域の活動の中に参加していく、そういう体制をつくっていかなければいけないなと。その中にも、１つのその有償運転もあろうかなと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　その点、ぜひともよい方向に持っていってもらいたいと思います。

では、次に挙げております高齢化による地区の人足、一応ボランティアです、などの今後の町の対応ということで伺いたいんですが。

ちょっと町民課のほうで調べましたら、８月１日現在、高齢化率が42.03％で、65歳以上が3,710人ということでありました。その中でも、やはり道の清掃は割といいんですけれども、河川の美化の問題です。その点におきますと、やはりちょっと体が悪いと、河川に入ってのボランティアは困難だよという人があります。そういう人たちが出られないと、それでシルバーを使ってそれに対応しているという人がありました。そういうあれですと、やはり今後長続きはしない。もうあと何年も俺たちはそれができないよということを言っていました。それで、結局そういうボランティア活動というものに対して、地域格差もあると思うんですけれども、町のほうではこの人足、一応ボランティア活動をどのように考えているのかをちょっと伺っておきたいなと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

いわゆる河川の清掃なんかにつきましては、議員のおっしゃるとおりボランティアに近い奉仕作業になっております。高齢化の中で非常に難しくなってきている、そして例えば、まちというか、やはり農業を余りやっていない地区では草刈り機も持っていないという状況の中で、非常に難しい状況が生じているのも承知しております。そのような中で、この町内各地で人足等による奉仕活動については、多くの地区で高齢化に伴う慢性的な人手不足が深刻化していると認識はしております。

これまで地域間を結ぶ主要道路等につきましては、草刈り清掃などの道路維持事業を実施してきたところでありますが、とりわけ地域住民の生活に直結した町道や普通河川等の環境美化に係る奉仕活動等は、自助共助の精神からも可能な限り継続してまいりたいと考えています。

なお、一部新聞報道されましたが、差田地区内の町有地にヤギを放牧し、耕作放棄地対策としての試験的な試みにも挑戦しているところであります。このヤギに関しましては、非常に河川に関しましても、今、土木事務所と話をしております。このヤギの餌というのは、例えば河川を草刈りした場合、洪水というか、水が増水したときに草が流れてしまうと、そうすると下流のほうへ、例えば手石地区とか湊地区では非常に迷惑すると、ヤギがこれを食べてくださると、その流れる草もなくなると。こういう形でヤギの効用というのは非常にあるなと。今後、このことをぜひもう少し研究し、地域住民からも危ないとか怖いとかという意見も出てくるでしょうし、そういうことを含めながら対策をしながら、ヤギがこの効用、非常に使えるなというような状況をつくり上げていきたいなと、このように思っております。

そのような中で、これは町村月報、週報でしたっけかな、我々首長に配ってくる週の新聞があります、その新聞の中で小さく取り上げてくれるそうです、このヤギの問題を。そういう形の中で、できればこのヤギを利用した耕作放棄地とか河川の清掃等をもっともっと広げていって、これを全国区にしていきたいなと、南伊豆町発祥のヤギによる清掃みたいな形で行きたいなと思います。

そして、青野川などの２級河川における環境整備につきましては、所管する下田土木事務所によるところではありますが、県下の管理河川全てというわけにはまいりませんので、引き続き静岡県南伊豆町河川流域の皆様方との連携を図りながら、最善最良の手法を協議、検討してまいりたいと考えております。ヤギもその１つということでご理解ください。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今、町長の申されたとおりに、結局、刈った草が湊だとか低所のほうへと流れる、これが大変困るということも伺っております。そういうことも踏まえた中で、今後、町のほうも十分にそういう点も考えながらやっていってもらいたいなと思っております。これはお願いをしておきます。

次に、観光の再生への考えということで伺います。

この夏の弓ケ浜の駐車場の見込みの20%以上の売り上げがあったと、海水浴客は5.2%増ということで湊は来ているそうでございます。全体を見ますと3.9%の７万人ということでございますけれども、これは夏の時期のことでありますよね。私は夏場、やっぱりたくさん来ていただければありがたいです。だけれども、全体的に四季を通じて、町にやっぱり観光客を呼び寄せたいと思っております。

その中で、年間を通して、もし民宿等の宿泊等がわかりましたら、教えていただければと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

宿泊の関係で、特に民宿ということでよろしいですか。民宿の宿泊客数につきましては、すみません、数字的なものをちょっとあの、すみません。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　それではお答えいたします。

先ほど宿泊客数ということでありましたが、これは行政報告のほうで言っておりましたけれども、民宿で２万8,557人となり、前年対比で104.5%、ホテル・旅館では３万7,219人で、前年対比106.6%となりまして、ともに前年を上回る結果となっております。

今、特に旅館・ホテル等は、いわゆる自分で宣伝、誘客能力を民宿以上に持っていると。できうる限り民宿に力を入れて、やはり南伊豆町の宿泊施設は民宿というのが大分大きいと思います。そういう形で、今、民宿への誘客ということに力を入れている次第であります。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　今のこれ、行政報告にあったのは多分夏の宿泊客の数でのあれではないか。それはそれでいいです。というのは、私はなぜその数字をいうことを言いますと、いいです、これは後で、私、そこで韮山の反射炉が世界遺産に登録され、ジオパークが世界に認定されると思っておりましたけれども、これは保留ということで残念でしたと、また、これがなればそのようにすばらしいことになったと思ったんです。

それで、そういうようなものを利用して、結局誘客のことなんですが、インバウンドです、結局日本の政府観光局の統計によれば、今年１月から７月の訪日の外国人客数が前年比46.9%増の1,105万8,000人ということで、統計局のほうはあれしていると思いますが。その

中で、トップが中国の人たちが113.8％増、275万5,000人、２番目が韓国で41.7％増、216万3,000人、３位が台湾、29％増の215万4,000人ということであります。このインバウンド事業の中で、これはどのように南伊豆町に誘致してくるのかというのは、先ほど何で民宿ということを考えたのかといいますと、そのお客様たちを民宿等に誘致できないのかなということで伺ったんです。その点、町長はどのように考えたんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほどの行政報告でも申しましたが、夏期シーズンにおける観光客の入り込み状況では、弓ケ浜海水浴場で台風の影響によりスプラッシュウオーターパークの設置が遅れ、７月は苦戦したものの、８月に大幅に増加し、前年を上回る結果となりました。これは、スプラッシュウオーターパークの設置効果が弓ケ浜海水浴場の知名度アップにつながったものと考えられます。

先ほど議員がおっしゃったように、伊豆半島ジオパークにつきましては、11月までの再審査の結果に期待を寄せているところでありますが、伊豆半島ジオパークの推進協議会の構成自治体として推進体制の充実強化に取り組み、さらなる地域活性化につなげてまいりたいと思います。

そして、今言われましたインバウンドの件でございますが、インバウンド事業に関しましては、台湾に関しましては町単独と、そして美しい伊豆創造センターによる台湾へのトップセールス等を行っております。そして、美しい伊豆創造センターによる伊豆半島全体の首長で行く台湾というのは、やはり伊豆全体ということで、非常に南伊豆町みたいな、例えば民宿を言うようなきめ細かいインバウンドのことができません。

そしてつい最近、１週間前でしたっけ、南伊豆町のトップセールス行ってまいりました。その中で、民宿に対する誘客をやってまいりました。ただ、民宿に対する誘客に対して、向こうの方々はやはり生活習慣が違う、そのような中でなかなか難しいという返答が多いわけですが、中には、旅行社のほうでは民宿でもいいですよという形で誘客をしてくれるという形もあります。

そして実際、議員もご承知のように、オープンウオータースイミングレースを弓ケ浜でやっているわけですけれども、あのオープンウオータースイミングレースに来ている台湾の方々、大体５名か６名が来るわけですけれども、この方々は民宿に大体宿泊してくださって

おります。そして、その方々ともう紹介によりまして、今回は台湾の日月潭という湖に行ってまいりました。ここですごい遊泳大会が行われております、いわゆる遠泳ですか、日本でいう遠泳。大体参加者がことしで２万1,000人ほどの参加者がある大会でした。すごかったです、何しろ驚きました。そのような形の中で、向こうの成人遊泳協会の人たちと話をした、オープンウオータースイミングレースにこちらに来ているわけですけれども、その方たちと話をしたのは、南伊豆町でもこの遊泳、いわゆる遠泳ですか、そういう形の大会はできないかなということで、具体的な話になりますと、妻良と子浦の間を、大体1.5キロぐらいあるのを往復すると大体３キロぐらい、こういう形の流れをつくって、できればそれも誘客につなげていきたいなと。何しろ台湾の日月潭の遊泳大会には中国からも相当の人が来ている、外国からも相当の人が来て遊泳を楽しんでいるという形で、日月潭の周りのホテルはもうほとんど満杯というような状況でありました。そういう形の中で、やはり日本の民宿とか生活様式を理解してもらいながら、こちらへの誘客を図っていきたいなと思います。

そして、やはり外国人旅行者を受け入れる態勢の中で、多言語表示やマニュアルの作成とか外国語講座、宿泊施設のＷｉ－Ｆｉの整備等、いろいろな支援体制が必要になってくるなと思っております。

台湾のＪＴＢの会社では積極的に民宿を、また南伊豆町へ民宿でもいいですという形でのインバウンド、ＪＴＢのほうはやってくださるという話をいただきました。非常にこれは大きな成果だなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　わかりました。では、インバウンド事業もこれからまた進めていってほしいと思っております。

次に、石廊崎ジャングルパーク跡地利用計画の進捗状況はということと、吉祥町有地への提言書の今後の対応ということで伺っておきます。

ジャングルパークで答申が出た後、今どのような動きをしているのか、それとまた、石廊崎区等の話し合いは十分にしているのかということをちょっと伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

石廊崎ジャングルパーク跡地につきましては、平成25年度から平成26年度にかけてワークショップを積み重ね、作成いただいた結果を跡地利用基本計画案ということで答申をいただきました。計画案のコンセプトは誰もが行きたくなる石廊崎でございまして、自然体験観光施設の整備を趣旨とするものであります。平成27年度中には、この計画案の実現性を検討する期間とさせていただきたいと考えておりますが、開発には莫大な資金が必要となりますので、その後の継続性が見えてこなければ実施に踏み込むことができません。

地元石廊崎区との調整も不可欠でありますので、今後も協議を継続していきたいと思います。今現在は石廊崎区の売店の経営者の方々と具体的な話をしております。やはり上の駐車場を開設することによって下が影響を受けると、このことに対して下の売店の方たちにどのような了承をいただくかということで、今、非常にそこのところの協議を進めているところであります。何とか売店の方々のご理解を得ながら、やはり上の開発を進めていかなければならないのかなと思っております。

また、平成28年度中においては、実施可能な範囲の中で樹木の伐採等の景観整備を来年度は進めていきたいと、いわゆる山道等の景観を整備したいと。そして、コンサルタント等の民間ノウハウを導入し実施計画を固めた上で、実施設計段階に入り、平成29年度には事業着手してまいりたい、いわゆる上の道路ですか、岩崎産業との和解の中で協定しました道路をつくらなければならないという問題がありますもので、そういうことを進めていきたいと思っております。

なお、吉祥町有地につきましても、平成26年12月にワークショップ形式で積み上がった利用計画提言書を提出いただいており、４つのワーキンググループから４つの提言が出されておりますが、現地が山林であるだけに、山の有効活用、森の有効活用におおむねまとまった内容となっております。今後においてはこれらをどのように具現化し、どのように継続させていくか、経営益な視点も含めて形のあるものに煮詰めてまいりたい、このように考えている次第であります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　石廊崎の問題のやつは、結局今も町長言われましたけれども、アクセス道路の問題です、いろんな点があると思いますけれども、やっぱりこういうこのアクセス道路にしても、今の結局このジャングルパークの跡地利用の件に関しましても、少しでも

早い動きをしていただきたいと思っております。というのはやはり、石廊崎は南伊豆町だけの石廊崎ではないと同僚議員も言っております、結局伊豆全体のことを考えながら、この石廊崎の跡地の利用を進めていってほしいと思っています。ぜひとも早い動きをしていただきたいと思っております。

それと、吉祥町有地の関係ですが、私はこれコンサルなんかを入れて、ちょっとやはり絵を描いてみたらどうかなと。やっぱり外のものが何もなければ、前へ進まないです。ですから、一つの絵を描いてみたらどうかなと思っておりますけれども、その点、町長はどうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

吉祥町有地の件でございますけれども、やはり間間にどうしても民地のほうも入っておる状況がございまして、現在メガソーラーの問い合わせであったりということも民間からは参りました。

また、ワークショップでいただいた答申書の件もございまして、ビオトープの設置といったようなこと、山の活用という形で進めたいとも思っておりますけれども、やはり石廊崎と同じ状況でして、その採算性の問題をどうしていくかということでシンクタンクとの問題、または、町長が午前中の意見等でも少し触れてございましたけれども、バイオマスの場所の関係と、この答申書をかみ合わせた上でコンサルトを入れていけば、採算性の取れる形があそこで描けるのではないかということで、現在、町長指示のもと、担当を中心に動いておるところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私もこの吉祥町有地、前からちょっと質問させていただいております。私、民有地もそういうものの障害になるということであれば、これ早い解決をしていったほうがいいんじゃないかなと思っております。今後はまた、この点は民有地の人たちと話し合いをしながらうまく進めていってほしいと思っております。よろしくお願いを申し上げておきます。

私も持ち時間が余りなくなってきちゃったものですから、次に、防災対策への考えということで伺っておきます。

９月10日には台風18号の影響により鬼怒川の防波堤が決壊し、茨城は大規模な水害に見舞われました。約40年前ですか、この伊豆地区も中木沖地震、下賀茂の水害等、その後には一条川の氾濫など、多くの災害の経験をしております。今回も県が土砂災害危険箇所の見直しをしましたよね、その結果２割増しとのこと。南伊豆町は土石流危険箇所が298カ所、急傾斜箇所が277カ所、地すべり危険箇所が１カ所、計576カ所ということになっておると思います。賀茂郡下でも南伊豆町は広い土地を持っておりますので、いろいろな災害が起きても不思議ではないのかなと思っておりますので、この、県が見直しをしたこの576カ所ですか、南伊豆町は今現在どのように考えているのかを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

静岡県では2014年８月に発生した多数の犠牲者を出した広島市の土砂災害を受け、本年８月31日に最新の電子地形図を用いて分析精度を上げた調査結果を公表いたしました。この土砂災害危険箇所の見直しにより、南伊豆町では新たに78カ所が追加され、土石流、急傾斜、地すべり危険箇所の合計数は576カ所となりましたが、地形的に急峻な山地や崖が多く点在している上に、断層や破砕帯が発達した危うい地質が広範囲に分布しているためと考えられています。

このため、あらたな指定箇所の近隣住民への周知など、迅速な防災対策が求められており、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域も含め、各種災害発生の助長や誘発につながる行為等の制限を強化するとともに、静岡県が実施予定のハード事業面についても早期施設整備に向けて支援してまいります。

また、土砂災害危険個所に指定された地域はハザードマップを配布するほか、本年６月７日に一條地区をモデル地区とし実施した土砂災害全国防災訓練を当該地区においても順次実施し、ソフト、ハード両面からの充実強化に努めてまいりたいと思っております

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　土砂災害の中では、身を守るためにはやはり防護壁等が一番手っ取り早いんではないかなと思っておりますけれども、南伊豆町の場合は家が点在しておりますので、なかなか擁壁を回すための補助金等が結局取れないんではないかなと私は思っておる

んですが。こういう１軒か２軒、３軒と続いていれば擁壁はできると思うんですけれども、点在している家のその急傾斜地等で何かこうよい方法というのはないものかなと思ってますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えいたします。

よく定例会の中でその質問は受けるんですけれども、現在５軒ないと、県の事業の採択は受けられないというのが現状で、それを今のところよりいい方法をとる方法はないんですけれども、県、国とのそういう会議の中では、例えば３軒でもいいじゃないかとかということを訴えていく必要はあるのかなとは考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　ぜひともこの件は１軒でも２軒でも、補助金が出る方向に今後持っていってもらいたいなと思っております。というのはやはり、南伊豆町広いです。２軒、３軒つながっている家というのはほとんど少ないと思っていってもらったほうがいいんじゃないかと思うんですので、ぜひともその点よろしくお願い申し上げます。

次に、18日にはチリ沖地震の影響において津波の注意報が発令されました。県もこの行政報告の中にもあったように、津波高の見直しで17メートルですか、というようなあれが出ていますよね。その点、結局この南伊豆町の長い海岸線、五十何キロありましたよね、そういうものに対しての今後の津波の対策等はどのように考えているのかを伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町では、南海トラフ巨大地震の被害想定並びに静岡県第４次地震被害想定に基づき、ハード、ソフト両面の津波対策を実施してまいりましたが、さらに質の高い津波対策等への取り組みとして、静岡市、磐田市なども策定している津波避難対策計画の策定を目指し、本年９月の補正予算に同計画策定業務に要する経費を計上いたしました。この津波避難対策計画により、各海岸地域の実情に合わせた詳細な津波避難地図を作製するほか、静岡県で推進する静岡モデルに伴う津波防護施設等の整備効果なども検証しながら、エリア別での避難計画に不可欠となる避難路や避難施設など、適切かつ実現性の高い整備計画を策定してまいります。

行政報告でも申し述べましたが、静岡県では静岡モデルの推進に当たり、地区協議会を立ち上げています。本町では10月15日に全体説明会を兼ねた津波講演会を予定しており、この講演会を皮切りに各海岸地域で地区協議会を順次開催いたします。この協議会で求められるものは、地域の皆さんの住民合意であり、防潮堤や河川堰等の改修の有無、道路等も含めた海岸保全施設等のかさ上げの有無など、地域が独自に津波対策の方向性を決断していただくことになりますので、地域住民の安心安全な生活の営みが継続可能な環境整備に向け、静岡県とともに事業推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　私の持ち時間というか、私が通告した時間より少しきょう長くなっておりますけれども、最後に、弓ケ浜地区の弓ケ浜への高潮等の話し合いというか、それから前にも申し上げましたけれども、それは進んでいるのか伺っておきます。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えいたします。

今、町長が説明をしました静岡モデルの地域の協議会の中で、弓ケ浜の問題もやっぱり検討されるということです。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

〔５番　長田美喜彦君登壇〕

○５番（長田美喜彦君）　弓ケ浜が、広いすばらしい海岸がありますので、ぜひともこの点も踏まえながら今後考えていってもらいたいなと思っております。

本当にどうも私の質問はこれで終わりにしたいと思いますので、どうもありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５４分

再開　午後　２時０５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇ 岡　部　克　仁　君

○議長（稲葉勝男君）　１番議員、岡部克仁君の質問を許可します。

岡部君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　３点ほど通告書に沿って質問させてもらいます。よろしくお願いします。

まずは、国県道の整備について質問させてもらいます。

国道136号線二條地内におきまして、大変狭く見通しの悪い箇所があるんですけれども、この道というのは基本的に町民の生活道路ではありますが、それ以外にもその先の中木地区、ご案内のとおりダイビングのお客さん、釣り客、そしてヒリゾ浜の来遊客、入間地区におかれても同じように、釣り客、観光のお客様、そして差田地区にありますゴルフ場の利用者、ゴルフ場はここ近年、下田のゴルフ場の閉鎖により利用客がふえているという傾向があります。そのような地元の人以外の利用者が多い道路ではありますが、大変危険で、時々事故が発生するという事案があります。これに関して、町長はどのような認識でいらっしゃいますか、お答えください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

国道136号線は、特に加納・泉交差点から差田交差点までの間については、道路幅が狭く、見通しが悪い状況であると認識はしております。とりわけ近年人気スポットとなっております中木ヒリゾ浜には多くの観光客が押し寄せ、夏期シーズンにおいては、夜半から早朝にかけて多数の車両が通行するなど、危険である旨の情報が寄せられております。町では管理者である静岡県に対し、数年前から国県道の狭隘箇所の早期改修に係る要望を行っているところでありますが、引き続き早期着工に向けた要望活動を実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　その要望につきましては、先日も担当課長のほうから要望は続けていくというお話は伺ったんですけれども、数年前から多分要望というのは出されていると思うんですけれども、それに対して土木事務所としてはどのように対応してくれているのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

管理者である下田土木事務所長に対し、国道136号の狭隘箇所整備の要望に対する所見を確認したところ、当該区間の全線的な改良になると予算確保は難しいが、ピンポイントで整備箇所が提示できれば、維持修繕的な事業により整備を進めることは検討できるというものでありました。このため、町では地区からの要望事項を確認し、危険度の高い箇所から順次改修整備を進めるよう要望書を提出してまいります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　８月３日だと思いましたけれども、土木事務所と南伊豆町商工会青年部で意見交換会というのがございまして、それの中でも、青年部員のほうから同じような要望といいますか、質問を土木事務所のほうにされたようなんですけれども、そのときは土木事務所のほうからの答えが、吉祥方面の道路が整備されて片側１車線ずつのいい道路になったので、中木、入間、それからゴルフ場に行くお客様はそちらを通っていくということを認識していたそうで、その二條から差田に向けてのその道路を、136号線を通るということは想定していなかったということを答えとして伺ったということですけれども、これについてはいかが思いますか。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えいたします。

多分、県政さわやかタウンミーティングへ私も参加をしておりました。その中で、土木のほうは確かにその成吉が広くなったからという話をしていましたけれども、私の感じたところではそちらを通ればいいのではなくて、県の中ではもうそちらが迂回路的に考えられる、

整備なかなか難しいよという意味ではなかったかなと思っております。それで、私のほうで、今、町長言いましたように、下田土木さんのほうで町が要望しているその136の狭隘箇所についての答えはどうですかと聞きに行きました。一條みたいに全体的な改良というのはなかなかやっぱり難しいとなると、今、市之瀬で行っています待避所的な、ああいうものならば検討できますので、その地区の要望等で取り上げてくださいという答えをいただきました。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　県のほうのそういう意向もちょっと理解しがたいところがあるんですけれども、これはなかなか大変かと思いますので、何としても地域からまた上げさせてもらいたいと思います。何にしてもこの観光立町である我が町は、これだけのお客さんが通る道路ですので、お客さんの安全安心を確保するということが本当の僕はおもてなしだと思います。ですから、ただ遊びに来てくれる、お金を使ってくれるだけがお客さんでなく、楽しく来てもらって楽しく帰ってもらうまでは我々の責任だと思いますので、これはまた、町としても力を入れていっていただきたいと思います。

続きまして、県道のほうですけれども、県道は下田石廊松崎線、湊地内です、東中学校入り口のあたりから弓ケ浜大橋付近までの通学路、ここが近年の大型化された台風、それから豪雨等によって、山の斜面からの倒木、それから落石等のおそれがあるということで、近隣の住民からも大変懸念されて、何とかしていただきたいという、私のところにも声がかかっております。ぜひこれは子供の安全もそうですが、車もたくさん通るところですので、何とか早急に対応していただきたいのですが、これについてはいかがなものでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

ご指摘の通学路区間につきましては、荒天時に枯れ木等の落木があり、子供たちに危険が及ぶ可能性があるとの報告は受けております。この通学路に関しましては、昨年４月南伊豆東小学校、南伊豆東中学校の両学校長名の連携を持って、下田土木事務所長に対し、通学路の落木対策についての要望書を提出し、協議を進めておりました。その後、本年５月、教育委員会及び両校による対策会議を開き、再度協議した結果、落木の恒久的な対策は困難であること、加えて、当該地区が土砂災害特別警戒区域に指定されたことなどにも配慮し、道路

反対側の歩道を通学路に変更することが危険回避の最良の方法であるとし、河川側の歩道整備について、再度要望書を提出したところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　これに関しましては、何としても子供たちのことですので、ぜひとも早い対応をしていただきたいと思います。山のり面からの落木や落石、それから大雨の後の雨水がいつまでも流れ出しているというのは大変、台風等が過ぎた後でも危険な状態が何日も続きますので、これは何としても早く手を打っていただきたいと思います。

続きまして、２つ目の質問に行きます。

スポーツイベントと観光振興についてということで、行政報告の中でもありましたが、ビーチバレー、オープンウオータースイムスロン、アクアスロン、それから11月に行われる100キロマラソン等、スポーツイベントを大変数多くこなしている我が町ですけれども、これに伴っての宿泊客というのが大変多く見込まれております。ビーチバレーにおきましては400人を超える方の宿泊、しかもほとんどが地元民宿に泊まられたということで、大変観光に対して効果があると考えられます。

しかしながら、このイベントというのはほとんどが町外者のイベントでありまして、もっと地元の競技者が一緒になってやれるイベントがあると私は思いまして、現在では町内でも120名を超える競技者のいるグラウンドゴルフをその観光の資源として誘客につなげたらと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町では各種マラソン大会やＯＷＳなどのスポーツイベントを通じ、誘客につながる事業展開に努めてまいりました。近年における人々の健康志向は依然として強く、スポーツイベントは極めて有効な誘客手段であると認識しております。議員もご承知でと思いますけれども、やはりビーチバレーのほかに、昨年から始めたみちくさウルトラマラソンですか、これもやっぱり600名ぐらいのことしは参加者がありまして、ほとんどまた民宿等へ宿泊するという形になっております。

このような中で、人気の高いグラウンドゴルフにつきましても高齢者から若年層まで幅広

い愛好者に支えられ、競技人口も増加していることから、団体向けの温泉や食を組み合わせたツアー客にも適していると考えられます。既にツアー展開をしている事例を見ますと、日本グラウンドゴルフ協会認定コースを常設で有することが求められるなど、施設面において大きな課題と考えられます。今後は常設コースの必要性や施設確保の可能性のほか、受け入れ態勢も含めた調査研究を進め、関係団体及び観光協会との連携を図りながら、ツアー招致に取り組んでまいりたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　大変前向きなご意見をいただきましてありがとうございます。

確かに、大会というのを開くとなると、その連盟でありますとか公認コースであるとか、大変クリアしなくてはならない問題というのがたくさんありますが、気軽に観光の企画として来てもらってという形で、またつなげられればいいかと思います。

まずは、今、ふるさと公園で競技者の方たちがプレーをしているんですけれども、夏場暑いときに見に行かせてもらったら、やはり日差しを避ける場所がなくて、公園の周りに植わっている小さい背丈２メートルあるかぐらいの細い桜の木のわずかな日陰で日を遮っている、そういう方も何人もいらっしゃいましたので、早急にその日差しを避けるような何かテントというにはあれですけれども、建物が建てられれば競技者も安心して夏の熱中症等の対策にもいいかと思うので、ぜひそれも検討していただきたいと思います。

それでは、３番目の質問に行かせてもらいます。

若い世代の支援についてですけれども、今、全国的に定住促進ということで、町や県からの予算を取っておりますけれども、この町外からの定住者ということは大変これは貴重ではありますが、やはり地元で生まれ育って、高校を卒業するころに社会に出る、県外へ出てしまうような状況が大変多くなっております。地元に残る若者たちへの何か、町としての支援はあるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほどふるさと公園の日差しや雨を避ける場所というお話ですけれども、これに関しましては、ふるさと公園はいわゆる河川公園でありまして、あくまでの青野川河川内としての法

規制が存在するため、最低限の施設として許可をお願いし、遊具等を設置させていただいた経緯があります。このため、日よけ雨よけ等の構築物整備に伴う許可は非常に難しい状況にあると思われますので、ご利用の際には既設のパーゴラとかトイレを併設した管理棟での対応をお願いいたします。当該広場の貸し出しに際しましては、この法規制に基づかないで各種イベントや催し物に仮設テントで対応するようお願いしてまいりましたので、今後も利用者の皆様方のご理解を賜りながら、適正な運用に努めてまいります。県に関しましても、もう少し何とかならないかということは要望はしてまいるつもりでいます。

次に、若者世代への支援、定住促進でありますが、就労人口の減少が進んでいく中で、起業支援、生活支援など、各種支援制度の整備も極めて重要な施策ではありますが、まずもって安定した就労先の確保、あるいは就労に伴う選択肢の確保は、地元に残り、就業する若者たちに対する町の使命でもあると考えております。平成30年に開設を予定する加納地内の特別養護老人ホームにおいては、70人前後の新たな雇用とともに新たな就労先の確保が見込めます。また、差田地内の町有地を活用した食品系加工企業の誘致が成就すれば、これは全員協議会でいろいろ説明いたしましたけれども、20人程度の工員枠と10人程度の検査研究員枠も必要になると見込まれております。

このほか、直接的な支援ではございませんが、このような町有地の利活用により企業誘致施策を展開し、町出身者、移住者等の分け隔てなく、皆さんが住みやすいまちづくりを推進してまいります。

加えて、先ほどから申しておりますバイオマス利用、バイオマス発電においても、さらにこれを上回る雇用者数を見込むことが可能であると思料するものでありますので、今後ぜひとも実現させたい事業提案であるとともに、多くの若者が安心して生活できる就業環境の整備に努めてまいりたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　バイオマスについては私もちょっと大変興味があるというか、いろいろとお話をいただいていますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。ただ、今の話の中では、答弁の中で、就職というほうがメーンでありまして、個人事業者を初め、後継者が、若者が家業を継がないということに対して、やっぱり人口減少の要因になっていると思います。これに対しては、個人事業者を初めとする事業者に対してはどのようにお考えで

すか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　起業される方にはいろいろと支援をしていきたいと思っております。きらりと光るまちづくり事業とかいろいろありますもので、そういうところで新たな起業を考えている方がいらっしゃれば、町に相談をしていただければ、当然支援できる範囲での支援はしていくつもりではおります。一応、具体的に起業支援の施策というのは、というか補助金とかそういうのは、今のところ、県のほうではあるそうです。詳しいことは、今、産業観光課長に答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

起業支援等につきましては、県のほうでも事業ありまして、あとは国の関連の関係の中で、全国商工会連合会を通じた中で、例えば起業を含めて、あとは後継者部分の人材マッチング促進事業とか、そういうものも活用はできることがありますので、商工会通じた中で、うちのほうからも支援等をしていくような必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　何しても今まで商工業者が南伊豆町にたくさんいましたけれども、かなり廃業ですとか高齢化によって後継者もいないということで商工業が衰退していっているので、何としても地元にいる若者に商工業を継いでいただきたいというふうに思います。

それにつきまして、また、漁業、建築等は大変衰退の一途をたどっております。観光で来るお客さんは、南伊豆のおいしい魚介類を食べたいということで南伊豆町に来てくれるけれども、その漁業者の後継者がいないということで、大変これから支障が出てくる可能性があります。また、建築につきましては、台風を初めとする災害が大規模化してくる中で、後の住宅の復旧に対する建築技術者の減少により、復旧が遅れてしまうということがあります。これに対しては、町のほうではどのような対策がありますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　産業後継者に関しましては、非常に頭の痛いところであります。漁業

に関しましては、特にそのような感がいたしております。後継者が育たないということは、直接的に考えればやはり実入りが少ないというんですか、収入が少ないということじゃないかと思います。そういうことに対して、今後漁業に関してどのように考えていくか、アワビの養殖とかいろんな新しい形の漁業というものも考えていかなければいけないなと思っています。

そして、よその市町ですとやはり、今、既存の漁業者が自分の子供ではなくて、よそからの移住の中でのする人たちを育てるとか教えていく、後継者にしていくというような施策もあるそうでございます。そういうことを含めても考えていきたい。農業に関しましてはやはり後継者というか農業をやりたいという移住者、大分いるわけで、その点は非常にありがたいなと思っております。

また、住宅関連、建設業等、やはりこれも仕事が数が少なくなってきているのか、いわゆるハウス系とかそういうのがいろいろこう出てきまして、非常に仕事少なくなっているとは思いますけれども、町としては住宅関係の補助金制度、大分いろいろつくっております。そういうところでも、一応支援はしているつもりですけれども、なかなかその収入を上げていくというところでは厳しいものがあって、そういう形になってるのかなと。ただ、今、町のほうで入札関係に関しては、小規模事業者に対して30万円以下の仕事に関しましては、登録するだけで仕事をあっせんするというか、町の仕事を受けることができるというようなそういう制度もつくっております。

今後いろいろとこれは非常に難しい問題でして、今、もっともっと大きな問題で言いますと、前原の商店街、これがもう非常に厳しい状況になっている。商店街の体をなしていない。これも後継ぎがいなくなったというのは、やはり量販店がふえてきた、そのような中で、例えば小売業者は太刀打ちをできないというような状況になっているのかと思います。そういうことを含めまして、また、議員のほうからもいい提案があったらいただきたいし、町のほうもいろいろと研究しながら、この町の産業のあり方というものをもっともっと考えていきたいなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

〔１番　岡部克仁君登壇〕

○１番（岡部克仁君）　ありがとうございます。個人事業者というのは大変、今、厳しい状況にありまして、理解していただいているとは思います。漁業に関しても、後継者がいなく高

齢化をしているので、何としてもその辺を穴埋めできれば、また町の活性化につながるかと思います。これからも、今、町長から言われたように、いろいろな関係の方とはお話ししながら、いい策が提案できればと思いますので、またこれからよろしくお願いします。

以上で終了させていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君の質問を終わります。

ここで、２時40分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時３０分

再開　午後　２時４０分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　比野下　文　男　君

○議長（稲葉勝男君）　３番議員、比野下文男君の質問を許可します。

比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　すみません、質問の前に改めて自己紹介させていただきます。

私にとって初めての本会議であり、こわもての顔がさらにお見苦しいかと思います。また、質問においてもおぼつかない点がありますもので、何とぞよろしくお願いします。

私は選挙に立候補をするに当たり、暮らしやすい南伊豆町をスローガンに、地域防災の推進、議会行政をよりオープンに、女性の積極的社会参画の３つの柱を掲げて皆様に訴えてまいりました。２つの柱については質問の時間がわかりませんものでしたから、次回以降の本会議や全員協議会、また議会改革特別委員会等で質問させていただく予定です

行政や政治に精通していない私ですが、一般住民の意識と議会行政の感覚が乖離しているのではないかと感じまして、私は常に住民の生の声を反映させるよう、そのパイプ役となって行っていきたいと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

先ほど同僚議員と重複する質問内容があろうかと思いますが、その点ご理解願います。

１つ、防災訓練実施状況についてです。

東日本大震災が発生し、４年半が経過しました。いまだに約19万9,000人の方々が全国に避難されているようです。死者、行方不明者を含め、１万8,880人ものとうとい命が失われました。この数は津波やその後に発生した火災によるものとのことです。あの大災害は、私たちはテレビや新聞で見聞きし、地震災害の恐ろしさを痛感しました。災害は忘れたころにやってくるといいますが、最近の防災訓練はあの痛ましい大災害を忘れたかのように、参加者やその実施回数が減っているように感じます。そう感じているのは私だけかもしれませんが。

震災以降の年度ごとの防災訓練の実施状況、回数とその参加者数を教えてください。私の記憶ですと、９月１日の防災訓練は家庭内訓練だけだったと思いましたが、どうしてこのような内容になったのかも教えてください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町及び静岡県が主体となり実施しております防災訓練につきましては、主に９月の総合防災訓練、12月の地域防災訓練のほか、津波避難訓練などの個別訓練等となっております。

平成23年度の防災訓練参加人員につきましては、台風接近のため、総合防災訓練は中止といたしましたが、地域防災訓練では3,910人、津波避難訓練では2,845人の参加がございました。また、平成24年度は、総合防災訓練3,112人、地域防災訓練3,847人、津波避難訓練においては1,405人となっております。平成25年度では、総合防災訓練には2,768人、地域防災訓練で3,859人、津波避難訓練では1,300人となっております。平成26年度は、総合防災訓練3,024人、地域防災訓練で3,531人でありまして、津波避難訓練では1,200人であります。また、この年は賀茂地域を総合訓練会場に、静岡県総合防災訓練も実施されております。ご承知のように、川勝県知事も来町されまして東小学校での訓練を視察してまいりました。平成27年度に入りましては、防災訓練で1,866人、土砂災害警戒訓練では、地域限定ではありますが107人となっております。

議員がおっしゃるとおり、災害は忘れたころにやってくるといいます。訓練を続けながら、防災意識を高めていきたいと思います。

そして、ことしの訓練の中止に関しては、一応総務課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　ただいま町長のほうから答弁がございました。若干補足をさせていただきます。

年度別の集計数、町長のほうで細かくご報告をさせていただいたところでございますが、平成27年度、延べ6,755、それから24年度が延べ8,363、平成25年度につきましては延べ7,927、平成26年度で延べ7,755人でございます。ご報告いたしました年度ごとの参加人員につきましては、正確を期してはございますが、訓練時におけます地区自主防災会からのご報告に基づく数値でございますので、ご理解を賜りたいと思います。議員がご指摘のとおり、参加人員につきましては県下においても同様な傾向が見られ、減少気味だというようなところが見られるかというように思います。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　確かに今、課長のほうから報告がありましたように、人数は年度ごとに少しずつ減っているんではないかと思います。防災の日が平日の場合、町独自で直近の休日に実施するような計画を当局が考えていかないと、今後は地域防災訓練はますます関心が薄れ、いざというときに慌てると思います。各自主防災会議では、それぞれの地域に合った訓練メニューが必要と思われます。マンネリ化を防ぐため、いろいろなメニューを想定していただき、各自主防災会を通じ、町民の皆様に災害への意識を高めてもらい、そのようなことをしていただくのはいかがでしょうか。

また、訓練メニューですが、自主防災会に全国の先進事例を紹介することも必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

まさに議員ご指摘のとおりだというふうに思います。本町におきましてはご案内のとおり、海岸地区における津波避難訓練や、山間地におけます土砂災害危険箇所指定地区等による土砂災害警戒訓練なども実施をしているところでございますが、想定されております地震、津波以外にも想定外の事故や天候不順による自然災害が全国各地で発生してございますので、まずは人命を守るための大原則といたしまして、迅速な避難の重要性について、繰り返しアナウンスをしてまいりたいというふうに考えてございます。

また、自助、共助に基づく減災への取り組みにつきましても、各自主防災会において、いま一度再確認をお願いをいたしまして、地区単位によりますきめ細やかな訓練計画や、地域に即した避難訓練の策定が行われるよう、支援をさせていただきたいというふうに考えてございます。

ご指摘にございました時間等を公表しないような、緊急な、早朝、夜間等の避難訓練などにつきましても、これは防災主管課といたしましても、ぜひとも取り組んでいただきたい訓練であると、そのように考えます。ぜひ自主防災会長や地域の地区防災委員の皆様方にもお諮りをして、ぜひ進めてまいりたいと、このように考えてございます。

また、先進事例のご紹介についてのご指摘もございましたので、防災訓練の説明会やあるいは防災委員研修会等々の開催に際しまして、資料提供などご案内をさせていただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　理解いたしました。いずれにしても、行政が積極的に指導してもらうのが一番と思います。

次に移ります。

一時避難地等の管理状況についてです。私は東日本大震災当時、手石区長を行っておりました。あの日は大津波警報まで発令され、夜には青野川にも津波が襲来し、漁船が四、五隻流されたり沈没したりしました。

青野川河口に深く、海抜２メートル以下のところもあり、区では海抜25メートル以上の広い民有地を借りることができました。そこは手石区の中心に位置し、高齢者等は当人では時間を要し、津波襲来前に避難することができない場合もありました。そこで、県道沿いの海抜の低いところの住民自身が危機感を持ち、海抜30メートル以上の近くの山を借り、有志の方が集い、手づくりで避難場所をつくりました。そのときは町の自主防災事業の補助金で、原材料を100％支給していただきました。その取り組みが新聞やテレビでも報道されたところです。また、その他にも、すぐに避難できる地域場所も多数あります。

それらについて、現況は草が生い茂り、また、イノシシ等で避難路が崩されたりしているところが多々あり、高齢者も多く、住民自身の管理もままならない地域もあります。

そこで、町長に伺います。どうしても業者に委託しなければならないときは、補修や管理

する場合でも、この自主防災事業補助金は交付の対象になりますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

3.11の後に、手石地区の有志のいち早い自主的な行動によりまして避難場所を確保された、このことは議員がおっしゃるとおり報道されました。非常に自分たちで管理していくという意味ではすごいなと思っております。防災対策においては迅速な避難行動が重要であると認識しております。また、安全な避難地の確保についても同様であります。

ご質問における避難地整備等に関する補助事業の内容など、事務的な説明も必要と考えられますので、総務課長に答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

一時避難地及び地域における特定集合場所等の管理につきましては、それぞれの地区において管理をお願いをしているところでございます。また、地域差はあるものの、シニア層、ご年配、シニア層の方々が比較的お元気にご活躍をされている現状等々からも、地域コミュニティが維持をされ、草刈りなどの軽微な維持管理などにご理解をいただいているところもあろうかと思います。

一方で、このような地域の取り組みにつきましては、加速する高齢化の進展と相まって、地区における継続的な管理は大変厳しい状況にあると、また将来的には厳しい状況になろうであろうということは明らかでございます。

町では、平成24年２月、南伊豆町自主防災事業補助金交付要綱を設置いたしまして、各自主防災組織に対し、幅広い活動支援を実施してまいりました。この補助メニューには、議員ご指摘の避難地及び避難路整備事業が設けてございますので、ぜひ今後もご利用いただければというふうに思います。また、補助率及び補助限度額につきましては、経費の３分の２以内で70万円を限度としてございまして、業務委託、業者委託でも対象になります。また、原材料購入の場合の補助率は10割でございまして、これは50万円を限度としているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　厳しい財政状況にもかかわらず、弾力的な運用ができることを聞き、大変ありがたく思っております。

町でも自主防災に通知し、避難路や避難地の管理に役立てていくようお知らせしていただきたいと思います。

次に移ります。

避難手順の確認について一般的な流れとして、大地震に見舞われ、大津波警報が発令され、地域集合場所や一時避難地、広域避難所への流れと思いますが、自主防では避難住民の安否確認を行い、町の対策本部にいち早く報告し、公助、公の支援をお願いすることになると思いますが、このような避難手順をシミュレーションしていますか。自主防でも大体そのような手順と思っているでしょうが、はっきり一般住民にも自主防を通じ、訓練人にいち早く公助が受けられるまでの具体的な避難手順を示したほうがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほどの質問と同様に避難対策における事務的な内容のほか、今後必要とされる各地区自主防災組織の対応などについて、総務課長から詳細な説明をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

各地区におきましては、その地勢による危険箇所や家屋の密集度、また人口分布などといったさまざまな特徴がございますので、町による一律的な避難手順や避難計画などをご提示、あるいはご指示するということは大変難しいのではないかと考えてございます。

このような中で、平成25年の災害対策基本法の改正によりまして、自助・共助に関する規定が追加され、地域コミュニティーにおける共助とこれに伴う防災活動推進の観点などから市町村内の一定地区の居住者及び事業者が行うべき自発的な防災活動に関する地域防災計画制度なるものが新設をされたところでございます。この地域防災計画につきましては、それぞれの地区の居住者によりまして自発的に行われる防災活動に関する計画でございまして、地区居住者等の意向が強く反映されるボトムアップ型の計画策定を測定したものでございまして、地区ごとの特性や想定される災害等に応じて多様な形態をとることが可能となります。このような地区防災計画制度の取り組みにつきましては、本県ではまだ始まったばかりの新

たな防災施策でございますので、所管する静岡県危機管理部からの指導等に基づきながら、平成28年度中の地区防災計画策定に向けて、各地区自主防災会にご理解をいただきながら、協議検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

また、公助に伴う相対的な避難計画につきましては、あらゆる災害を想定した中で、南伊豆町地域防災計画を策定してございまして、災害の種類や状況に応じ、一時避難から広域避難までの行動計画等も規定してございます。今後も町広報紙やあるいはホームページのほか、防災出前講座等の機会を捉えまして、自助、共助に基づく避難の重要性であるとか、実効性の高い訓練への参加などについても周知を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　ありがとうございます。地域によって、いまのような避難手順のシミュレーションが相違されると思います。違うと思います。できるだけ区長会においても、担当課長のほうから一応また詳細な説明をお願いしたいと思います。

次に移ります。

津波被害の減災についてです。津波被害の減災対策として、各地で防潮堤や水門建設などか計画されております。57キロの長い海岸線を持つ南伊豆町において、静岡県の計画を聞いておりましたらお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

静岡県ではレベル１の地震による想定津波高を発表し、地域住民の合意形成に基づきながら既存の防潮施設等の補強やかさ上げを行うほか、景観保全を優先したきめ細やかな津波避難対策との並行事業により、静岡モデルの整備促進に取り組むことになります。このため、今年度中には地域協議会を立ち上げ、10月15日に全体説明会を実施した後、海岸各地域を対象にした地域協議会を順次開催いたします。地区協議会においては防潮堤や河川堰、道路等の補強やかさ上げ、あるいはその整備の是非も含めて具体的な議論が行われていくと思われます。一例を申し上げれば、竹麻地区では青野川流域での津波の遡上による浸水被害が広範囲に及ぶものと想定されており、静岡県では青野川河口部分への大型水門の整備なども検討されております。

この施設整備は、減災効果においても極めて有効とされるものであることから、地元自治体といたしましても、早期実現に向けた前向きな議論をお願いしたいと思料するものでございます。

このほか、町の事業といたしまして、この地区協議会と並行しながら、津波避難対策計画を策定し、詳細な津波避難地図の作成配布や同計画に基づく実効性の高い安全な避難路、避難施設の整備を進めてまいります。先ほども申し上げましたが、この地区協議会には住民合意が求められており、津波の減災効果を高めるために地域が独自に方向性を決断し、住民の安心安全な生活の確保と継続可能な環境整備に取り組むものでありますので、事業主体の静岡県とともに事業推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今の水門建設の関係ですけれども、私も青野川の河口の近くに居住しています。水門が計画されてくると大変その被害も減災されるということで、手石地区、湊地区、または下賀茂の賀茂老人ホームのほうまで水害のほうの津波が押し寄せる、そういうふうなことに予想されているそうです。できるだけその点を早急に、また首長から県、国へのアピールをお願いしたいと思います。生命、財産を守るため、減災対策としては最善と思われます。

しかし、私の隣にある湊海岸は観光で相当な収入を上げているところです。そういう観光立町南伊豆町にとって景観が売りですので、なかなか厳しいと思われます。しかし、どうか住民とのコンセンサスを十分にとり、推し進めていただきたいと思います。

それでは、次に。

○議長（稲葉勝男君）　答弁よろしいですか。

○３番（比野下文男君）　ごめんなさい。

○議長（稲葉勝男君）　答弁必要ですか。

○３番（比野下文男君）　お願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議長が答弁しろということですので。

それは冗談といたしまして、非常に重要なことでありまして、やはり議員がおっしゃるとり青野川の河口堰に水門をつくった場合に、非常に景観的な問題があろうかと思います。やっぱり観光立町であるということ、そして弓ケ浜においてもいろいろと議論がされてきております。いわゆる砂浜が減少してきている、そして、海岸道路かさ上げしたほうがいいんじゃないかとか、そういう意見もございます。ただ、果たしてかさ上げしたときに、弓ケ浜の今の観光としての景観、これが守られていくのか、そういうことも非常に重要な議論の対象となろうかと思います。

そういう中で、この地区協議会の中で、やはり湊地区、手石地区、そして下賀茂の一部の地区、青市も含めて、この地区協議会の中でいろいろと議論をし、やはり生命の安全安心、これをどういうふうに守っていくのか、そして、また観光立町としての景観の維持をどのようにしていくのか、このようなことをもっともっと皆さんで議論していただきたいと思っております。そのような中で、決断というか決定が出た中で、町としては県にお願いし、静岡モデルの事業を進めていく、このような形になろうかと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　よろしくお願いします。

次に入ります。

避難勧告や避難指示についてです。

静岡県のホームページによりますと、平成27年８月31日現在、土砂災害危険箇所のうち、南伊豆町は土石流危険渓流が298カ所、急傾斜崩壊危険箇所が277カ所、地すべり危険箇所１カ所で、計576カ所だそうです。先ほども説明いただきました。その対策については今日は触れませんが、昨今はゲリラ豪雨と申します。時間雨量100ミリを超える大雨が降り、昨年の広島のような各地で大きな被害が出ており、とうとい命が失われております。

町では先日の台風18号の大雨のとき、町内全域に避難準備情報を発令しております。自主避難される方は役場、湯けむりホールを臨時避難所として開設されたとの内容でした。このごろ、避難勧告や避難指示という言葉を聞きます。私が９月10日に通告書を提出しましたが、町のホームページに９月15日付で南伊豆町の避難勧告等の判断伝達マニュアルが記載されておりました。その判断基準はどのようになっているか、当局よりわかりやすい説明をお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

避難勧告につきましては、災害により被害が発生するおそれのある場合に発令されるものでありまして、強制力はありませんが、対象地域の住民の皆さんに安全な場所への避難を促すものでございます。また、避難指示は被害の危険が切迫したときに発令されるもので、避難勧告よりも状況がさらに悪化した場合や、人的被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令されます。

このため、避難指示が発令された場合は、直ちに避難する必要がありますが、避難指示が発令された地域の住民が仮に避難しなかったとしても、罰則などが適用されるものではありません。

避難命令については、当該区域に居住、滞在している全ての人間は避難しなければならない強制力を持った命令で、従わない場合は身柄の拘束等が伴う強制避難であり、罰則は課せられることもあります。

また、避難勧告、指示の目安につきましては、平成26年５月の策定の南伊豆町避難勧告等の判断伝達マニュアルを基準に判断しておりますが、気象庁、静岡県のほか、防災関係機関からの情報なども含め、早期対応に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　わかりやすいご説明ありがとうございました。

過去５年間で南伊豆町は避難勧告や避難指示を発令したことはありますか。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

過去に避難勧告を１回ほど出させていただいたという実績がございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　わかりました。

今後、このような発令がないことを祈ります。関東や東北地方では台風18号に関連し、

100年に１度と言われています500ミリ以上の豪雨で甚大な被害が発生し、多くの住民の方々が被災しております。そのとき避難指示が発令されず、対応が後手になったという地域もあったと聞いています。その場面になったときには難しい判断が迫られましょうが、正確で迅速な対応を決定し、住民の安全を図っていただきたいと思います。

なお、15日の判断伝達マニュアルは40ページ超となっていましたか、災害区部別に詳細に記載されておりました。その１ページ目の共通の避難勧告等の発令区分が載っていました。これは大変私は詳しく詳細に書かれているのではないかなと思いまして、この内容は全町民にも理解しやすいのではないかなと思いました。災害はいつ遭遇するかわかりません。高齢者にも目につき、わかりやすいように、この共通の区分の分を色、大きさ等は当局のアイデアで、やはり家の中に一番わかりやすいところに張っていただくように早急に全戸に私は配布していただいたらよろしいかと思います。そのときにハザードマップもお願いできれば、いかがでしょうか。配布していただければいかがでしょうかと思っています。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、以前にも本町については、防災関係のところでいろんなマニュアルの関係は各戸配布とかというものはさせていただいたところでございます。

しかし、昨今の局所的な大雨であるとか、対応がそれぞれ、その気象状況等によって多様化しているというところもございます。ぜひわかりやすいものを、各戸見やすいところにというようなご指摘でございました。ぜひ検討させていただきたいと思います。

もう一点、そのハザードマップの関係でございますが、やはり私ども町のほうでは２枚組の町の全町的なものを以前に、もう数年前でございますがお配りをさせていただいたところでございます。ただ、先ほど来も、津波の地区の協議会もこれから開催をされるというようなことがございます。これは、海岸地区の津波避難マップになります。それと、土砂災害危険箇所の関係もまだこれから新たに指定をされるということも県のほうから伺ってございます。そういうものも含めた中で、海側と山側と分けて、それぞれの地区に一番必要なマップといいますか防災マップ、そちらのほうは作成をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　よろしくお願いします。

最後になります、老朽家屋の耐震対策についてです。

東日本大震災では、死者、行方不明者の多くが津波による逃げ遅れ等が主な原因と聞きました。しかし、阪神・淡路大震災では死者数の大部分が建物等の崩壊が主な原因で、その後の火災発生による被害といわれております。それは、地震の周期によるものかもしれませんが、古い耐震基準のためとも言われており、規模の大きい東日本大震災では震度７にも耐えられる頑丈な家屋が多かったようです。地震対策や訓練というと、ついつい津波対策へと向かいがちと感じます。静岡県では昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震補強の補助事業があり、その補助件数は全国一と言われております。

南伊豆町の補助件数は、この補助制度が始まって以来、何件の実績がありましたか。また、静岡県と南伊豆町の補助内容を教えてください。先ほど来、一応私の机上に70戸の住宅関連補助制度が載っていましたけれども、もう少し詳しくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

議員のご指摘の事業といたしましては、わが家の専門家診断、木造住宅補強計画策定、木造住宅耐震補強助成などがあり、当町における本年７月までの類型実績件数では、わがやの専門家診断が258件、木造住宅補強計画策定が６件、木造住宅耐震補強助成が７件であります。また、県、町の補助、自己負担の割合につきましては、お配りした資料のようにわがやの専門家診断が無料、木造住宅補強計画策定及び木造耐震補強助成が１部助成となっております。詳しいことはこれは、建設課長から説明させます。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　詳しい説明をちょっとしたいと思います。

お配りの資料のように１番わがやの耐震です。これは申請をしていただければ無料で診断をいたします。町のほうが県に、実際は県がやっている事業なんですけれども、下に書いてありますように、その診断員のところに直接頼みをして、そこの頼んできた施主さんと直接協議をしてもらってわがやの耐震診断を行います。

２つ目です。木造住宅の補強計画策定については、いわゆるわがやで行った耐震で安全が保たれない家屋について耐震補強の設計を頼む事業です。設計料はあくまでも個人さんが頼んでいただきます。それに対して一般と65歳以上に分かれますけれども、普通65歳以下の方ですと９万6,000円を補助をいたします。65歳以上の高齢者の住宅に関しては14万4,000円の

補助をいたします。

３つ目です。木造住宅の耐震補強助成事業というのはその設計をかけたものの工事費になります。工事費は、これも年齢分けをしてあります。65歳未満の場合は50万円を助成をいたします。それから、65歳以上の場合は70万円を助成をいたします。

それの内訳です、一番上から行きますと、それの内訳が、県と町という形でその補助の割合をうたってあります。次の設計、２番です、一般の場合は例えば県が６分の１、町が６分の３、個人が６分の２という形で補助の割り振りをしてあります。工事に関しては、もうやっぱり県と町と国という形で補助を行って助成をしております。

以上が説明になります。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　大体わかりました。

まだまだ広報が私は足りないと思います。せっかくの補助制度ですから、もっとアピールしてはいかがでしょうか。地震での建物崩壊による死傷者を減らすためにも、ダイレクトメールにて耐震補強補助制度の活用を促したらいかがでしょうか。

また、工事費が多額で借り入れが必要な方には、その利子補給を考えてみたらいかがかと思いますが、町長答弁願います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

このような補助制度に関する住民周知の方法につきましては、県がダイレクトメールを年に二、三回程度実施しており、町でも毎年、広報「みなみいず」により助成内容等を掲載し、周知に努めているところでありますが、利用者拡大には建築関係者等からのＰＲなども有効と考えておりますので、あわせて事業推進をしてまいります。

今後も町民の安全安心なまちづくりのために、県と連携を図りながら、地震に強いまちづくりを推進してまいりたいと思っております。

また、耐震補強工事が進まない理由としては、後継者問題が考察され、住宅には巨額な投資ができないとの声もあるようですが、財政面に鑑みながらさらなる助成につきましても検討してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君。

〔３番　比野下文男君登壇〕

○３番（比野下文男君）　今、町長のお答えしたように、確かに財政面でかなりやっぱり自己資金がないと、借入金というのは大変だと思います。これからもいろんな面で検討していただきたいと思います。

これで私の質問は終了させていただきます。

地球環境がここ数年、以前より著しく変化して、被害が巨大化しております。備えあれば憂いなしのとおり、減災対策として行政側はより一層町民へ災害への関心を深めるよう提言いたします。

これで私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　比野下文男君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

散会　午後　３時２７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　比野下　文　男

署名議員　　加　畑　　毅

平成27年9月定例町議会

（第2日　9月30日）

平成２７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２７年９月３０日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　報第　６号　平成２６年度南伊豆町健全化判断比率について
日程第　４　報第　７号　平成２６年度南伊豆町資金不足比率について
日程第　５　議第４６号　南伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第　６　議第４７号　南伊豆町教育委員会委員の任命について
日程第　７　議第４８号　南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第４９号　南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議第５０号　備品購入契約について（平成２７年度緊急地震・津波対策事業可搬ポンプ付積載車購入）
日程第１０　議第５１号　平成２６年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
日程第１１　議第５２号　平成２７年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）
日程第１２　議第５３号　平成２７年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１３　議第５４号　平成２７年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）
日程第１４　議第５５号　平成２７年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１５　議第５６号　平成２７年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第１６　議第５７号　平成２７年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君

３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	副　町　長	松　本　恒　明　君
教　育　長	小　澤　義　一　君	総　務　課　長	橋　本　元　治　君
企画調整課長	菰　田　一　郎　君	建　設　課　長	鈴　木　重　光　君
産業観光課長	齋　藤　重　広　君	町　民　課　長	渡　辺　雅　之　君
健康福祉課長	黒　田　三千弥　君	教委事務局長	大　野　孝　行　君
生活環境課長	飯　田　満寿雄　君	会　計　管　理　者	鈴　木　豊　美　君
選挙管理委員会書記長	橋　本　元　治　君	総　務　係　長	山　本　広　樹　君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大　年　美　文	主　　幹	渡　辺　信　枝

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　定刻となりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年９月南伊豆町議会定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎一般質問

○議長（稲葉勝男君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　横　嶋　隆　二　君

○議長（稲葉勝男君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可します。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　それでは、私は通告に従い、南伊豆町民と日本共産党を代表して一般質問を行います。

今回は、改選後初めての議会でありますが、町議選を踏まえて、町民の皆さんが今の町政あるいは社会の将来に対して大きな不安、そして、一方では期待感を持っておる、そういう錯綜した状況にあります。こうした中で、大局的に町の方向あるいは取り組みをどうふうに進めていくのか、その点を今回の議会で質問を行います。

まず１番目の質問は、まち・ひと・しごと創生総合戦略と南伊豆の将来ということであります。

この項は、この地方創生に関しては３月に引き続いて２回目の質問であります。

過疎計画がこの27年度で切られる。南伊豆町の総合計画が22年から31年までの10年間、このことしは６年目に差しかかっております。政府が、安倍政権が唱えた地方創生戦略は一見目新しいように見えますけれども、ともあれこの先５年間、こうしたことを法律で決めて各自治体、県も含めて、そのもとに進むということをしている、こういう点では非常に大きな関心、そして取り組みの方向性があるのかということをしっかりと精査していかなければいけないというふうに思います。

全国町村会の地方創生に向けた町村議会の対応に関しても、これは、全国町村会は、いわゆる消滅自治体という増田レポートに関しては極めて慎重な見方であります。消滅自治体に関しては、過剰に反応することがないように注意しなければならない。近年の田園回帰の動きを軽視しているあらわれだということ。それと、増田レポートそのものが2010年、前回の国調を基盤として、その後起こった2011年の東日本大震災以降の国民や、あるいは若者の意識動向、これを反映したものではないということの分析のもとにこうした表明をしております。

この地方創生を全国町村議会議長会は、基本的な狙いの中に人口の減少に歯どめをかけることが明文化された点を除けば、その部分についてさほど新味のある表現は見当たらない。また、少子高齢化への対応はもとより東京一局集中の是正、さらには最後にある望ましい地域社会像に関する表現もこれまで使われているものと大きな変化があるわけではないというふうにしております。

この指摘は、昨今出された国土計画の中でも、一貫して東京一局集中、あるいは大都市圏の集中の取り組みが国交省の報告書でもうたわれているという点でも明らかであります。

こうした点で、地方創生の取り組みに関して、総合戦略については議会と執行部がまさに車の両輪となって推進するということは重要なのでありますけれども、地方の議会がその効果検証、策定段階について十分な審議が行われるようにすることが重要であるということで、議会の関与ですね、議会の関心が極めて重要だという位置づけをされております。

冒頭、そういう概略を述べた上で、質問の項目は、いわゆるこの地方創生の法律、再生法で、地方総合戦略と人口ビジョンをつくらなければ、いわゆる交付金の対象とならないということがありますが、まず全体の創生、今、百人委員会の募集で第１回、10月４日に招集されているようですけれども、全体の概要に関して、町長は、①の地方人口ビジョンについてどのような展望を持ってしているのか、この点をお答えしていただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

当町の人口につきましては、９月16日の開催の第２回総合戦略策定委員会でも公表させていただきましたが、国立社会保障人口問題研究所による試算から平成52年には5,500人から6,500人となり、今後25年間で約3,000人が減少すると推計されております。また、本地域における高齢化率は、現時点でかなり高い水準となっておりますので、仮に合計特殊出生率２人以上に設定いたしましても、現在の人口を維持することはできません。

このため、移住・定住も重要な視点となってまいりますが、住みやすい地域、魅力ある地域でなければ人は移り住んでこれません。若い人たちにとって安定した就労先が必要であり、圏域内には参加委員等も必須であるほか、子育てに適した環境整備も欠かせません。加えて、高齢者にとっても、医療の充実と安定確保は絶対でありますので、このような共通する課題の解決には地域間連携を図っていくことだと考えます。

人口8,000人規模の我が町ので知恵を絞って実現可能なこと、あるいは不可能なこともございますので、冷静な視点からしっかりした仕分けの必要であると考えます。人口ビジョンの作成に当たっては、そのような現状を把握し、整理分析した中で実現可能な政策を総合戦略に組み込んでまいりたいと思います。

先ほど、議員は増田レポートのことを言いましたけれども、この増田レポートというのは、非常にいろいろな意味で地方自治体というか、そこに注意喚起を与えるという意味で、私は非常に重要なレポートであったなと思います。その中で、確かに田園回復という考え方、これは今非常に起こってあります。里山資本主義もそうでありましょうし、そういう中で、議

員もご承知のように、島根県立大学の連携大学院の藤山先生です、田園関係をやられている。田園回帰１％戦略、人口の１％を取り戻せ、所得の１％を取り戻せ、このような主張をされています。これは、非常に傾聴に値するなと私は思っております。また、そういう方向性の中で、実現可能なこの総合戦略、人口ビジョンを定めていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　関連しての質問でありますけれども、今、藤山先生の話、あるいは町長なりの増田レポートに対する意見、見解が出ましたけれども、10月４日の60周年記念で大森彌先生を講師に呼んでおりますね。大森先生の見解については、町長、どのようにお考えかご答弁いただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　大森彌先生は、非常に地方自治に対する造詣の深い方でありまして、今回の杉並区との特別養護老人ホームに関しましても、非常にお力添えをいただいたと、これは厚労省の都市部の高齢化対策、こういう流れの中で大森先生が座長を務められ、やはりこの杉並区と南伊豆町の特別養護老人ホームのあり方、これは必要ではないかというようなご意見もいただいた、本当にいろいろな意味で地方に対しての強力なプッシュをしてくださっている。そして、地方がどのような形で今後再生していくのかというようなご意見をお持ちの方だと思っております。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この地方創生を語る上で、議論する上で、先ほどの一つの増田レポートに対する見解、そして、いわゆる先ほどは全国町村議会議長会の見解を披瀝、披露させていただきましたが、増田寛也さんは、最近、地方創生ビジネスの教科書ということで、疲弊した自治体がどうしたら再生するかということで、この中に、最後に島根県海士町の実例が出ておるんですが、全部この中には10の自治体、小さい町ではニセコ町とか、岡山県西粟倉村とか和歌山県北山村、大きいところでは、なぜか宇都宮市とか入っているんですけれども。消滅自治体を書いた人が地方創生ビジネスの教科書ということで、どうしたら自治体を

にぎやかにさせていくことができるのか。一方で、この間議会でもお話をしておりますけれども、いわゆる地方創生を唱えた安倍総理大臣が、地方創生のモデルとして一番最初に打ち上げたのが島根県の海士町であります。これは、合併のときに、合併しなくても小さくても輝く自治体フォーラムに最初から加盟している自治体、山内町長は、この２月には河津町でも講演しておりますが。

先ほど全国町村議会議長会の話をしましたけれども、大森彌先生は、いわゆる町長の会合、あるいは全国町村会の論説提言者にもなっておりまして、５回、かなり回数多く、地方自治に対して提言をされております。これは全国町村会でもホームページで確認できますけれども、ついことしの７月３日から４日にかけての全国第20回全国小さくても輝く自治体フォーラムに栄村で、地方創生に関与して講演を行っております。大森先生は、安倍首相が選挙対策で言ったから始まったことであって、地方創生ですね。これまでの国の政策と特に異なって新しいこともなく人口政策に過ぎないと指摘されました。これは、全国町村議会議長会の分析と同じです。

大森先生によると、人口減少では市町村は消滅しない、潰れない。そして、決して都市と農山漁村がしっかりと支え合うような自治の取り組みを今後も積み重ねていくことが大事だというふうに見解を表明しております。過去にも、大森先生はこの南伊豆の杉並区との特養でこの都市との連携を話されて、いわゆる第一の事案として、非常に繊細な部分で重大な判断を、結論をしてくださいましたけれども、地方自治体に関して、地方に関して、弱小の自治体に関しても、温かい目で見て励ましを送ってくれています。

こうした点で、先ほど町長は全体の人口出生率を含めて町のあり方に対して述べられましたが、②の若い世代、いわゆる人口が減っていく上では出生率の問題がもちろん大事なわけでありまして、移住だ何だいっても全体ふえるわけではないもんで、若い世代の結婚・出産・子育て環境充実に対しては、まず一般的にどういう考え方、あるいは具体的な思いを持たれているかお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

増田先生の考え方に関しましては、消滅ということを極端に言ったわけじゃなくて、少なくとも人口減少の中で地方自治体が疲弊していくということじゃないかと思います。私はそのような捉え方をしています。

ただそのことを皆さんにセンセーショナルに言うことによって、注意喚起というか新しい考え方というか議論を巻き起こすという一つの役割を果たしたのかなと思っております。

それで、質問の若い世代の結婚・出産・子育て環境充実ですが、安定した結婚生活の基盤を築くためには安定した収入と就業先が不可欠であります。

今後開設予定の特別養護老人ホームでは70人程度の就労が期待されており、現在調整しております食品加工系の工場誘致が実現すれば、将来は30人程度の就労枠が必要となってまいります。また、地熱利活用の取り組みは、最終的な目標の一つとして就労先の確保が挙げられ、現在推進する低炭素・循環・自然共生地域創生実現プランの事業の実現化に向けて、地域活性化戦略となるバイオマス発電所の発電事業の成立も見込まれ、木質系燃料の確保に伴う相当数の雇用についても期待がされるわけであります。これらの事業の具現化により若い世代の支援を実施していきたい、このようにも考えております。

一方で、産み育てる環境整備に必要不可欠なものは医療の確保にほかならず、公的病院の役割の担う下田メディカルセンターは、県外、圏域における重要な社会インフラであるものの、産婦人科の常設には厳しい環境にあります。また、就学児童の減少に伴う学級、学校数の減少も子育て環境における重要課題でありますので、これらの課題を解決するために、自治体間における広域連携の強化、さらに達せなければならない、このように考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　杉並の特養、あるいは食品関連業者が、事業者のオファーですね、あるいは地熱関連、バイオマス等々、地熱の雇用とかバイオマスに関しては、次の項にとってあるもんで、雇用を確保するということは重要であって長年の懸案でありました。今、電力の固定買い取り制度、ＦＩＴのいわゆる動きでそういう就労環境が出てくると。杉並と職員事業者はそれとは別でありますが、就労環境を確保するということは非常に重要だと思います、その要素の一つでありますけれども、いわゆるその後の世帯を持つ、出産、子育て、施設も、あせっているというか、あせっても官房長官が口を滑らせてはいけないと思うんですが、芸能人の方に出産を促して国のためにという言葉が出るようでは、そのあせりのほどもあるんですが、なぜ今、若者が結婚しないのか、あるいはその後の対応、ここを分析しないことには、あるいは視点を当てないことには就労環境を確保した上で、さらに大きな課題、ハードルがあるのが、今の日本の現状じゃないかというふうに思います。

改めて、その点いかがでしょうかね。いわゆる産婦人科とか、そういうことはあっても結婚して子供ができれば何とかするということはあるんですが、今、若年層、10代後半から20代にかけては様相が大きく変化している。この点、町長はどのように見られておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

子育て世代の住環境や子育て支援ということは、非常に必要であるということは感じております。

ただ少なくとも、このような政策を実現するためには財政出動が必要になると、この財政力が非常に弱いことは議員もご承知だと思います、南伊豆町の財政力がどの程度のものかということ。この財政力をどのように高めていくか、そこが非常に大事であって、やはり政治の下部構造にあるのは、私は経済であるということを何度も申しております。今、自由民主党の安倍首相がやられているのも、経済をまず最優先に上げていく、そのことの中で１つの新しい社会、豊かな安心して生活できるような社会をつくっていくという目標に向かっているのではないかなと私は思っております。私自身もこの町をそのような町にしていきたいと思いますけれども、まず財政出動できるだけの十分な財政出動が可能になるような町にしていきたいなと思っております。

ふるさと納税を頑張るのも、そういう意味が、ある意味ではあろうかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長は、財政出動、町の財政力によってということをご答弁されたんですけれども、３月のたしか少子化問題の３月か12月議会で、いわゆる島根県の邑南町で少子化対策で若者子育て支援、これは海士町でもそうですけれども、海士町子育て支援条例をつくっておりますけれども、必ずしも、海士町も、安倍総理大臣もモデルに出されましたけれども、頑張っておりますけれども、やっぱり財政的には大変である、2,000人の町で将来財政負担比率がかなり高い。それでも、真剣に町をおこそうとする。要はその単なる財政だけではなくて、過去の南伊豆町の例で見れば、梅本町長が町政を引き受けた時点は、南伊豆の財政状態では、いわゆるどうしてもやらなければならない課題を全てやり遂げた上で一番いい状態にあるんですね。もちろん梅本町長は、かつて議員のときから言われているよう

に、いわゆる不交付団体を目指すということでありますから、それから見ればまだうちはありますけれども、非常にいい状態で財政を、町政を引き継いだという点では、いわゆる秘策をもう少し検討していく必要があるのではないかということ。これは、何も町長というか町政だけに負担とか責任という思いを私はないんですね。今のこの未婚化の問題では、さまざまな研究機関が研究をしております。

その１つに、いわゆるパラサイトシングルの中で若者の賃金が上がらない。アベノミクス、盛んに言われておりますけれども、非正規雇用、派遣労働が広がって若者の中の20代の半数近く、４割以上が非正規雇用で、結婚してお金が必要だと、あるいは車も買う希望というか意思ももうないとか、そういう状態も出ていると報告をされております。当たり前の人間としての生活をする上での自然な人間としての動きが出ない状態に今の日本の若者が置かれてしまっているのが、今のこれまでの政治の結果としての日本の若者が置かれている状態ではないかということがあるのではないかと。この点はどのように考えるかということ。もう一つは、姉妹都市の塩尻市、ここはいち早く地方総合再生の総合戦略を策定して、ことしの１月に首相官邸で地域再生計画の認定書をもらったと。町長もご承知の小口市長ですね、出ておりますけれども。この塩尻市は長野県下の自治体で、いわゆる工業出荷額はトップの自治体です。大きな製造業もあるというところでありますが、そこでも、少子化問題に関しては、深刻に受けとめて子育て世代、若者を中心とした生産年齢人口の確保、安心して子供を産み育てる環境を整備し、将来にわたり出生数をふやすことが有効との結論、こうした検討をしてきて、平成35年に出生率を1.67まで上げる、そういう目標を考えたということなんですね、計画をしたと。

先ほど町長は２％にしても人口減はとまらないという話でありますが、いわゆる段階的に今の現状を深刻に捉えて、これを今比較で塩尻市を出したということではなくて、自治体の執行者の意欲ですね、これがどういう点にあるのかという点では、さまざまな要因がありながらも、議論でその要因を、原因を見つけ出して、そして対応を打つということが必要ではないかというふうに思いますが、改めてご認識を伺います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

先ほど私は就任した当時は財政力が非常にいい状態だったというお話ですけれども、非常に悪い状態じゃないかなと私は思っております。

それで、まだまだ南伊豆町は水道料金を上げた、そしてごみ焼却場を今後考えていかなくてはならない、斎場も広域でやっている、これも直していかなければいけない、インフラ整備にこれからどれだけの予算が必要なのかということは、議員は当然ご承知のことと思います。これは生活していくために非常に大事な環境であります。そういうことも含めながら、さらに子育て支援も当然両立してやっていくわけです。それを理想的にやるというのは非常に難しい。先ほど邑南町の話が出ましたけれども、非常に邑南町というのはベッドタウンで環境がいい、人が集まりやすい、今、静岡県の中には長泉町というのがありますけれども、それは東京のもうほとんどベッドタウンに近い状況で、人が、サラリーマン、ほとんどの人たちが東京へ出ている、こういう状況の中で、非常に環境がいい状況になります。

その中で、先ほど確かに我々も人口ビジョンの中では、当然特殊出生率を2.07に上げたい、人口が減らないところまで持っていきたい。ただ今、南伊豆町の特殊出生率がどれだけであるか、議員もご承知だと思いますけれども1.56だったと思います。これをどれだけ上げるかということは非常にまだまだ議論していかなければならない。先ほど言った藤山先生の人口１％回帰という、こういう目標を、いわゆる定住促進とか移住促進とか、子供の出産を促すとかというような形の中にそういう形が見えるのかなと、このようには思っております。

だから、いずれ我々がどういう議論をし、どういう形で新しいまちづくりをしていくかということは、まだまだ議論しなければならない。ただ一方的に、どうであるとか、こうであるとかという議論をされても、非常に困るところであり、塩尻市も小口市長が、先ほど言われたように、1.67の人口目標を持っているとした場合に、これは非常に現実的に合った数字を出したのかなという気はしますけれども、やはり人口減少は進んでいく。これは各全国の1,800ある自治体の中で、本当に人口減少をしないで人口をふやせる地域というのは少ないのではないかなと。

ただそこを目標に私は行くべきだと思うし、財政力の話にしましても、当然不交付団体を目指すのが当たり前のことであろうと。それを無理でしょうという話じゃなくて、その方向へ向かっていく、そういう意識を皆さんでつくっていく、これは必要なことではないかなと。それは現実をもう少し見据えながら、現実がどうなのかということを見据えながらいかなければ、本当の意味でのまちづくりになっていかないのではないか、理想を述べるのは簡単ではあろうかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　藤山浩先生は、町長、どこのシンクタンクでしたでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

藤山先生とお会いしたのは、多分、議員も行かれた鳥取のときにお会いしているのかなとは思いますけれども、私は今回の環境省の低炭素の関係で、いわゆる環境省から選定された17の市町村が発表会を行いました、どのような取り組みをしているかと。その中で、私も南伊豆町の発表の場で意見を述べさせてもらいました。そのときに、藤山先生が来られていろいろな発言をされている。藤山先生とその後の懇親会でもいろいろと議論を話すことができました。これは自画自賛になるのか、いい取り組みしていますねという言い方はされました。非常に、そういう意味で藤山先生の考え方はもう少し進めていきたいなというような感じはしています。

先生自体の人口ビジョンに関する１つのソフトがあります。このソフトを欲しいなと思ったんですけれども、先生のソフト、大体50万、人口ビジョンのソフトが50万、できればそういうソフトをいただければ、また後の経済分析の、議員が言われているあの分析の形の、もっとこう地方に密着した形のソフトじゃないかなと思っております。

そういうものをやはり都市部と地方ということを考えたときに、やはり地方に密着したソフトでないと利用するのに非常に難しいなという感じがして、そういうことをどうしようかと今考えているところです。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　実は藤原浩先生が、３月の質問でも話しましたけれども、平成16年の今から11年前の１月に島根県中山間地域研究センターに行ったときは、ご在所にならなったんです。今そこの責任者ですけれども、そこの代表が小田切徳美先生、これは３月議会でも紹介したと思いますけれども、この明大の小田切徳美先生も、全国町村会の提言者に名を連ねております。町長も議員で一緒に行きましたけれども、島根県中山間地域研究センターの所長が、いわゆる過疎地域の活性化、あのときはイノシシ対策で行ったわけですけれども、首都圏に近い南伊豆町が成功されることを期待していますという言葉を受けてきたわけで、北九州圏からも、大阪、近畿圏からも離れた、いわゆるそれこそ里山で、先ほど私がちょっ

と例を挙げた自治体の名前、島根県邑南町、今、藤山先生のソフトだ何だという話をしましたけれども、藤山先生のソフトというか、要は単なる学者で絵そらごとではなくて、いわゆる日本一の過疎地域の島根県で当時から、私たちが行く前に、過疎地域のシンクタンクである中山間地域研究センターを立ち上げてきたわけですけれども、邑南町はまさにそこで我々が行った赤来町の、赤来の町は飯南町となっていますけれども、その隣町で南伊豆町なんかよりももっと疲弊した、賀茂地域郡の中でも疲弊した、集落も散在しているところで、その特徴的な取り組みを重ねられてきて、そして、都会からの移住も進めて人口が若干でもふえているというところなんです。

私、都市部と比較するつもりは一切ないもんで、また町長だけに重荷というか、そういうことをかけている、どうなんだどうなんだと言うつもりは毛頭ありませんので、全体として、そのこういう地域をどうするのか、島根県中山間地域研究センターに思い切って視察で行ったのは、そういう意味があったんですね。その後、合併問題とかいろいろありましたけれども。やはりここでの成果が今になって、海士町もそうですね。島根県の中山間地域研究センター、過疎地域のシンクタンクが地域どうやるか、そういうエッセンスが入って今、安倍総理大臣も、冒頭に紹介をするという、そういうところになってきているということなんですね。

ぜひそこら辺を、時間ちょっと回ってきておりますので、先ほど雇用の創出の問題では、産業の振興の問題でも、そうですね。雇用の創出も答弁をされましたけれども、地域経済分析システムに関しては、これ数値でネットでも見られるもので、特にこれのご答弁は要らないんですが、雇用の創出とは別に、④の産業振興に関してはどういうお考えがありでしょうか。その点をお答えいただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

現在、地熱発電の可能性の検証を中心に再生可能エネルギーの活用を模索しているところであります。この成功は、低炭素社会の実現と産業の振興に直結するものであると考えております。

また、アワビ、ウナギの養殖等に地熱温泉熱を利用したモデルケースをつくり出すことができれば、燃料等経費のランニングコストも抑制され、安定した事業運営の形態を提案することが可能となりますので、起業創業においても、十分期待が持てるものであります。

また、ふるさと寄附に伴うお礼の品として、アワビは大変好評をいただいており、品薄の状況が続いていると聞いておりますが、このような取り組みが海産品の安定供給につながり、地域の産業振興に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　このまち・ひと・しごと創生に関する産業振興、この問題については、ご答弁、産業振興についてご答弁いただきましたが、私は改めて、先ほどの島根県の中山間地域研究センターの研究、藤山浩先生や小田切徳美先生のご指摘ではありませんけれども、いわゆる地域に根差した産業、難しいけれども、南伊豆の場合にはお客さんを迎える上で、海の幸、アワビだ何だと言われましたけれども、それと農業、林業、この振興にしっかりと着目して、これを進めていく。何か取ってつけて、これまで大変だった状況の中で飛躍的というか突飛なことはないわけで、１段１段積み重ねてやっていくことが必要ではないかというふうに思います。これはまた後日、質問に移って、２番目の地熱発電事業の取り組みと地域エネルギーに関して質問を行います。

地熱発電事業の進捗状況と課題の進展状況、②の地熱発電事業の展望で、行政報告で地熱発電の事業に関しては、大幅に当初予算から減額をされたということで報告がありました。まず、進展状況でありますが、そういう報告を受けたので、その答弁を受けたということから始めたいと思います。この減額措置は改めて補正予算でも６億4,000万、当初が６億8,000万のうち６億4,000万が減額になっておりますが、その要因についてだけお答えしていただけますか。ちょっと時間が残り少なくなってきたので。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

いわゆる昨日も漆田議員の質問にお答えしたわけでありますが、いわゆる斜め掘りとか、そういう形の中で経費が膨大にかかり過ぎるじゃないかということで国が再検討しろという形の中で、今年度は再解析しなさいという方向でありました。

そして、理解促進につきましても、我々がいろいろと新しい産業構造の提案をしていったわけです。こういう形で１つの何というか、南伊豆町に即した形の産業づくりみたいなものを提案していきましたけれども、それも、まだ時期尚早であるという形で予算が削られた、

このように私は理解しております。

今年度、その辺をしっかり再解析ができ、そして理解促進が進んだ暁には、来年度はさらに期待をかけたいなと、このようには思っております。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　先ほどの最初の質問の調査そのもののところでの産業振興で地熱発電による雇用ということがありました。しかしながら、この間議論しているように、地熱発電所そのものでは雇用は出ないんですね。これはバイオマス発電なんかもそうですけれども、発電所そのものでは雇用の創出は１とか0.5であります。温泉熱を利用した雇用では、きのうの昼休みですね、控室で食事していると、飛騨高山で温泉熱でドラゴンフルーツ、今CO_2削減の問題でやっていますね。これは既に地表へ湧き出した温泉熱を使ってドラゴンフルーツ、バナナの栽培も奥飛騨でやっているんです、雪深い中でですね。やろうと思えば、これは何も地熱発電事業でなくてもやれると。そう言及いたしまして、私は、１つは温泉のしかもシステムの問題と、もう一つ、地元同意の問題で２点伺います。

きのうの議論の中で、キャップロックだ何だってありましたけれども、平成25年３月27日に出された南伊豆町下賀茂温泉地域における地熱調査結果について、この点では、これ町長じゃなくて担当課長でいいんですけれども、この時点では独立型の結果が出ているんですね。独立型の温泉と深度熱水系の関係の模式図における南伊豆町の位置づけということで、５種類ある全国的にモデルの中で独立型ということで出されたんですけれども、その中でほかの地域では出ていない、提出されないメタケイ酸とメタホウ酸を除いた場合は、熱水溢水型ということの状況があらわれて、これ解析の仕方によるんですけれども、同一の熱水型ないし熱水溢水型が、深度の地熱系はマグマを熱源とする高温のものではないということが各種の分析結果から明らかになっているんです。これは、莫大な費用やあるいは理解促進そのものでも大きな費用を与えながら、私もいろいろ取り組みをしてすぐ回答を出せとか、そういうつもりというのもないんですけれども、いわゆるバイオマス発電とか雇用創出、先ほど言った沸いている温泉を利用した、この熱利用は既に行われてどこでもやっているということで、こういう点では考え方を改めるべきじゃないかと。

もう一つは、地元同意の問題で、下賀茂温泉旅館協同組合と同時に連帯して、静岡県全部の温泉旅館協同組合が、この取り組みに対して温泉資源の枯渇の懸念があるということで反対の陳情を行っております。この中で、ある旅館の代表者は、昨年の５月29日の同意書、同

意に関しては、私は、これは説明書がここにあるんですけれども、私は同意をしていないということを、ここで言い争ってもしようがないんですが、そういう言明されている。

一方で、大分県の別府市、全国で２番目の有数の温泉湧出量を誇る町ですけれども、これが2013年、10年前の03年に９万5,330リットルの湧出が８万2,000に減ったということで、今年度中に資源枯渇の可能性から、これは温泉熱発電であるんですけれども、地熱とちょっと違うバイナリーを含めた、浅いところなんですけれども、規制をかけようとしております。

こうした点で、改めて見直して雇用の促進とか何かであれば、この間の議論でも地熱発電10年、15年調査だとかかかるということがありますが、今非常に町内経済、生活も大変になっている中で、即効とは言いませんが、本当に積み重ねて実効ある取り組みが、また今すぐできる取り組みも可能だということから言えば、別な道をお考えになったらどうか。

その点で、町長が行政報告で述べられた自治体間連携で北海道に行かれましたよね。下川町、名寄の隣の下川町でバイオマス発電を、バイオマスをやっているということで、ここはバイオマスの中でも熱利用が多いんですね、熱利用です。しかも、下川町は名寄の東の盆地で人口の８割が１平方キロメートル強のところに居住しているということで、いわゆるスマートグリット、コンパクトシティにそもそもがなっているということで、これが利用可能だということなんですけれども、もう一つは、昨年議会の視察では残念ながら行けなった群馬県の上野村、人口が1,000人ぐらい、ここも小さくても輝く自治体フォーラムに参加していて合併していないところですけれども、ここはバイオマス発電やっておりますけれども、バイオマス発電の雇用はほとんどなくて、ただ原木の伐採、搬出で雇用の創出は25人いると。発電した熱をきのこセンターで活用すると、こういう総合的な林業事業をやることで雇用を創出している。これは南伊豆町に可能性もあるのではないかということで、ちょっと口早ですが、若干地元同意の問題ということで伺っておきたいと思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員は地熱事業はやめろというご意見みたいでございますが、これは今まで積み重ねた流れの中でやめるわけにはいきません。

それで、今現在、もう昨日もお答えしたように、地下のメカニズムの解析やっているわけであります。その結果を見ながら、さらに進めるか進めないかという判断をしていきたい。そして、これまで40年以上にわたり多くの研究者がこの地に入り、地表調査や湧出量調査な

どの結果から多くの文献を残してきました。そういう中で、国内でも最も温泉の調査と理解が進んでいる地域と評されております。これは九州大学の江原教授ですけれども、やっぱり江原教授の本の中にも、ちょうど終戦前にやはり地熱発電の実証実験をやろうという動きがあったと、南伊豆町に。そして、その中でやはり戦時中であり、鉄の供給ということでやめたという、こういう話もあるわけであります。そして、今ドラゴンフルーツの話が出ましたけれども、実際低酸素の中で、今ドラゴンフルーツの実験も始めようとしております。

そういう形の中で、この温泉を利用すればいいじゃないかとう話ですけれども、温泉を利用すれば、そういう形があるんだったら、もっと前から温泉の形の中でこの地域がそういう形を取り入れたんじゃないかと。この地熱をやることによって、アワビの養殖の話が出てきたり、バイナリ―、発電機の提供があったりとか、そういうドラゴンフルーツもそうです。環境省の低酸素の関係で選ばれるという形が出てきているわけであります。

やはり事業をやるには相当のお金が要ります。特に、温泉というのは、議員もご承知のように、温泉の所有者が例えば年間温泉を維持するのに最低でも50万とか100万とかというような管理費が必要になってくるわけであります。そうすると、個人で浴用とかそういうのに使うのであるなら、それは非常に非効率なものになろうかと思います。ただ、じゃ旅館組合の人が反対されたと言いましたけれども、その旅館組合の浴用だけにそれを使っていればいいのかといったら、果たしてそれだったのかなと。昨日も話しましたように、この地域は温泉をいろいろと利用してきたわけであります。その利用するだけの今力がなくなってきているのも、この地域が疲弊している一つの原因かなと思います。

製塩ができなくなった、メロン栽培をやっている人たちが少なくなってきた、養殖をやっている人たちもいなくなってきた、そういうことを考えたときに、新たな温泉事業をつくるにしても、やはり地熱とかいろいろなことを国と連携しながら、いろいろな形の中で、何というのか、産業おこしをしていくということが私は必要だと思います。

それと、バイオマスの関係ですけれども、当然バイオマスの関係は我々はやろうと思います。それで、下川町は小さなところだからっていうんじゃなくて、我々もバイオマスをやりながら、これは当然ご承知のように、南伊豆町は炭焼きで生計を立てていた地域であります。そのことを考えたときに、当然このバイオマスをやることというのは、それにもつながっていくのかなという感じはしております。そういう形の方向性も考えておりますけれども。

〔発言する人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　それでは、昨年度の報告書の件につきましてお答えさせていただきたいと思います。

その件につきましては、昨日もお話しさせていただきましたとおり、ことしに入りましてから、地熱理解促進事業の支援事業者であります三井不動産、そしてパシフィックコンサルタントとともに、当時の産総研の報告書を書いた方々の見解の再確認に行ってまいりました。

その中で、５つの分類パターンについては、１つに限定しましたけれども、現状としては、そのときの時点で言えたものであって、まだ５つの中のどれかには当てはまると言い切れない。そして、まだ深さが足りないということと、キャップロックについては現状７年前と違って余りこだわらなくてよいということで、１キロぐらいの幅ということで町、同町は30メートルから100メートルで温泉が噴き出しておりますので、それと１キロ以上という差があれば、キャップロックはあくまでもマグマ系のものでありますので、そもそもちょっと話が違いますのでという見解でいただいております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　専門的なことはなかなか議論も深いので、ここでのやりとりは終わりにして、次に行きます。

この問題は、先ほど町長も答弁されましたけれども、今きっと固定価格買い取り制度でやられているんですが、私も、バイオマス発電に関しては否定しない、むしろ推進するものでありますけれども、問題は資源の確保と稼働のレベル、これに関しては、やはり自治体としても、この構想、こうした点では上野村とか下川町の取り組みは、そもそもそういう構想を持っているということ、そういうことが大事であって、そういう経験がなくて、いわゆる業者のオファーだけでは非常にこれは大変だと、一緒になって考えていく姿勢が必要だということを言及して、この項を終わって、最後、非核自治体宣言の問題であります。

この項目、質問、一緒にして非核自治体宣言そのものを、都市宣言を1980年、イギリスのマンチェスターで行われて、米ソ冷戦の中で核兵器の脅威をなくすため、みずからの町を非核兵器地帯であると宣言して、他の自治体にも同じような宣言するように求めた。すぐにイギリス国内の多くの自治体が賛同して、その後も広がってきていると。現在は、全国1,788の自治体中1,587自治体がこれを宣言をしております。

町長にお伺いします。非核自治体宣言の意義についてどういうふうに捉えられているか、

それと南伊豆町の意思についてどのようにお考えなのかお答えください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

非核宣言自治体についてのお尋ねでありますが、核兵器の廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議などを行っている自治体のことであると理解しております。また、全国の自治体のうち、約80％以上が非核宣言を行っており、その多くの自治体が日本非核宣言自治体協議会に加盟しているものと認識しております。

本町においては、平和首長会議の活動に賛同し、平和首長会議加盟都市として参画しておりますが、非核宣言自治体協議会には登録しておりません。同協議会が公表している本年８月のアンケート数値を拝見いたしますと、都道府県政令指定都市特別区のほか、市町村の合計では1,587の自治体が、非核平和都市宣言あるいは非核宣言自治体として掲載しており、本件においては、静岡県を含む29の市町及び賀茂圏域では東伊豆町が1984年に、お隣の下田市が2009年にそれぞれ宣言を行っております。

それで、宣言の意思についてですけれども、日本国内の自治体における非核宣言の動向は1980年代から増加し始めたと言われておりますが、本県三島市では1959年に核非武装平和都市を宣言しており、当時の自治体では極めて先駆的なものであったことが思料されます。

また、自治体によっては、核兵器廃絶平和都市であるとか非核平和都市など、さまざまな名称によるものが見受けられますが、核兵器の廃絶と世界の恒久平和への思いは全町民の意に介するところであると考えております。

町民を初めとして本議会からのご意見を承りながら、その是非も含め意義のあるものとなるよう検討させていただきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　検討するという言葉が出たので、ぜひ積極的に検討していただきたいと。

本定例会の行政報告の２ページに、自治体間連携に関連して７月と11ですか、北海道の名寄市でこの会合をやられたということですが、南伊豆町を除く名寄市、東吾妻町、杉並区、青梅市、南相馬市、北塩原村、小千谷市は、全て非核自治体宣言を上げているところであり

まして、名寄市、杉並区、青梅市、小千谷市に関しては日本非核自治体協議会の会員となっております。

自治体間連携をする上で、この質問は私がやっておりますが、日本共産党の主張ということではありません。世界の常識になりつつあるところで、自治体間連携の中でも平和の問題、さきの国会でも安全保障関連法案が強行採決をされました。強行採決をされましたが、その憤りは全国に広がって今でも各地でデモが行われています。私たちはこの戦争法案廃案にするために、政党間連携を進めていく取り組みを始めておりますけれども、これは政党だけではなくて、戦後70年続いた戦争がない日本、平和な日本をこれをさらに推し進めていく、非核自治体宣言というのはそれのベースにもなるものであって、先ほども申したように、自治体間連携で協議を行った南伊豆町を除く全ての自治体でやっているということをきょう考えていただいて課題にしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで10時45分まで休憩します。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　渡　邉　　哲　君

○議長（稲葉勝男君）　２番議員、渡邉哲君の質問を許可します。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　よろしくお願いします。

何分にも初めての経験でございますので、大変緊張いたして至らない点がありましたら、議長、都度ご指導くださいますようよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いまして、南伊豆町民を代表して一般質問を行います。

町長は、３月の議会定例会において９つの施政方針演説ですね。９つのお約束を町民といたしました。それについて、半年たった今の進捗状況とそのお約束が今年度中に達成できるのかというご質問なんですが、きのうの行政報告にもありましたし、同僚議員の質問の中にも回答がございましたので、その辺はいかがいたしましょうか。

これまた一々重なった説明をさせていただくのも何ですから、文書を私のほうからその中の質問させてもらっていいですか。それとも、全部答えたいですか。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉議員、通告に従って質問をしてください。

○２番（渡邉　哲君）　そうですか、失礼しました。では、町長よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

本年３月定例会において施政方針を申し述べ９項目の主要事業を掲げました。議員のおっしゃるとおりでございます。

この主要事業につきましては、石廊崎ジャングルパーク跡地の観光開発、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備、健康福祉センターの整備、地熱資源の活用、再エネルギー、再生エネルギー、ワープステイ、夢を語り合うことのできる町のほか、観光振興、防災対策、町制施行60周年記念事業及び一條稲梓線道路建設期成同盟会の設立などの９項目であります。

これらの事業の進捗状況につきましては、町広報紙のほか議員全員協議会及び行政報告などでも機会あるごとに紹介させていただいているところでありますので、詳細につきましては割愛させていただきますが、５年にわたる歳月をかけて取り組んでまいりました杉並区との連携による特別養護老人ホームは、関係各位のご理解とご尽力により極めて順調に推移しておりまして、健康福祉センターの整備についても同時進行しているところであります。

また、賀茂圏域における観光政策、ひいては半島振興においても、極めて重要な位置づけを持つ石廊崎の再生につきましては、いよいよ実施計画策定の前段まで到達してまいりました。

さらに、地熱資源活用については、最終判断にはまだまだ長い期間を要することになりますが、国のエネルギー政策と合致した取り組みであることから、時間をかけて慎重に進めてまいりたいと考えております。

そのほか各事業につきましても、順調に事業推移しておりますので、本議会のさらなるご

理解とご協力をお願いするところでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　どうもありがとうございました。

その中で、二、三お聞きしたいことがありますけれども、よろしいでしょうか。

まず最初に、杉並区の特養と健康福祉センター、この時点においては合築というふうになっておりますよね。ところが、最近何か合築でなくて、ほかの方式で建てるような声も聞こえてきているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　経過につきましては、健康福祉課長より答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　お答えいたします。

特養の整備と健康福祉センターの整備の整備方法、方針でございます。

従来、議員の皆様、町民の皆様のほうには、合築ということで建設検討委員会のほうからもそういうようなご答弁をいただきました。その方向で昨年度、26年度進んでおりまして、最終公募をこの５月に法人公募いたしました段階でございますが、いろいろ静岡県と協議の上、合築という表現は補助金が入ることになるもんですから、その辺のこう図面をどこに補助金が入ったかということが、疑念を持たれたことが非常にまずいということで、機能として特養と健康福祉センターが総合的にこ利用できるとか、地域の皆さんに利用できる健康福祉センターと特養が分離しような格好で併設という表現で今考えてございます。

ですから、全く違う場所に、もしくは遠く離れたところにつくるということではなくて、同一敷地内に連携、関連性を持った施設として整備していくという方向で今詰めている最中でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　合築のほうが、ある面では町長、建設費が南伊豆の場合かるまるんじゃないかというふうに私は考えますけれども、そういった中での何か障害というか、それがあったんですか、課長の説明だとありませんけれども、ちょっとその辺は。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

この建設する事業主体が違うわけですね。特別養護老人ホームのほうは建設・運営を梓友会さんに依頼したわけであります。そういう形の中で、梓友会さんが事業主体となって入札を行います。そして、健康福祉センターはあくまでもこれは町の施設でありますもので、町が入札を行います。そういう形の中で、どうしても合築という形になりますと、この辺にそごが生じるということが大きな問題ではないかと思います。詳しいことはもう少し健康福祉課長に答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　私のほうの説明がちょっと不十分で町長から補足いただいたような格好になってしまいましたが、町長の答弁内容でご理解いただきたいと思います。

あくまでも、事業主体・建設運営主体、特別養護老人ホームのほうは社会福祉法人、決定いたしたということをご報告いたしましたので、梓友会さんが入札、その後の運営を行います。健康福祉センターは、あくまでも町立、町の施設でございますので、町が整備、運営をいたします。

議員申しましたように、合築という、例えば社会福祉法人がその施設一帯を整備して、町が部分的にお借りする、もしくは買い取るとか、そういう手法も方法論としてはあるのかもしれません。それも検討したことがございます。当然一設計会社、建設会社が行えばもろもろの諸経費等もかるまるということで検討はしておりました。

しかしながら、特別養護老人ホームには、特別養護老人ホームの整備にあった補助金が県、特に財源は国から出てくるんですけれども、県から出していますので、当然そこに何らかの補助の目的外に使われたということで、当然、会計検査等の対象になりますので、その辺はしっかりと分けなさいというところで、あくまでも今回の特別養護老人ホームの整備運営法人を公募した。同時にちょっとずれていますけれども、町立の健康福祉センターの整備についても、これからちょっとおくれますけれども、仕事を進めるという格好にさせていただきます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　どうもありがとうございます。

それでは、その件については理解ができましたので、次へ移ります。

次に、ジャングルパークの問題なんですが、岩崎産業ですか、あそことの和解の条件の中で元駐車場であったところに道路をつけるという条件がありましたよね。その条件の中で道路はいつ幾日までにつくるよという期限があるのか。それと何といいますかね、道路だけでも早くつけていただいて、どうせつけなきゃならないものですよね、その条件の中にあるんだから。そういうことで、その辺がちょっとどうなっているかお聞きいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、和解条件の中には道路ということが条件になっております。

詳しいことに関しましては、今、企画課長から答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

岩崎産業との契約書の中には、道路としての整備の件書いてございますけれども、期限については書いてございません。ですので、常識の範囲内で考えていくということにはなろうかと思っておりますが、そう長い時間をかけていいということではないと思っております。

昨日の別件でもご回答もさせていただきましたとおり、来年、再来年に向けて整備を、そして道路だけということになりますと、基本的には石廊崎区下の駐車場、現在使っている駐車場の問題と上の平場の問題も出てこようという考え方もございまして、基本的には一括して整備を進める方向で現状は考えておるところです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　わかりました。

それで、もう一つ、課長にお伺いしますけれども、とにかくもう石廊崎の和解が過ぎてから何年だかも忘れました、期間が長くて。それで、その石廊崎の町民との対話もあると思うんですけれども、やっぱちょっと世間的に見ると石廊崎の町民が消極的で私は感じるんですよ。そういう中において、町の対応としてじゃどういうスタンスでこれを乗り切るか、町民からこうやってくれよああやってくれよが出てくればいいんですけれども、それが出ない場

合は町がこうしますでやるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　石廊崎の問題、非常に長い期間がたっています。いわゆる閉園がいつだったかな、平成16年に閉園して、その２年後に訴訟が起こされたんじゃないかと思います。そして、延々と７年間か８年間、訴訟をしてきまして、最終的に一昨年に和解になりました。私が就任して９月だったかと思います。

ただその中でも、和解の条件の中にいろいろとまだ問題点が残っておりました。そういう問題点がある程度解決を見たもので、和解ということで最終的になったわけですけれども、今は石廊崎区の問題、確かにこれは非常に石廊崎の町民にとっては大きな問題でありまして、駐車場を下につくるか上につくるかということは、非常に大きな今後の問題になろうかなと思います。

それで、今売店の経営者の方たちとまず利害関係者ですね。この方たちと今意見調整というか、町では積極的にしているところであります。

でき得るなら、やはり答申には下に駐車場という答申になっておりますけれども、計画の方針になっている、利用計画の答申には下に駐車場ということになっておりますが、果たして下の駐車場、何でじゃ道路をつくるんだという話にもなりますし、その辺を今石廊崎の売店の方たちとまず調整をしていきたい。そして、でき得る限り、上も下もお互いがいい形になるような方向を今見つけたい。今年度中に何とかそこを見つけて、来年度は実施計画をつくっていきたい、そのように考えております。

そして、行政報告でもいたしましたように、議員がおっしゃるように非常にもう時間がたち始めてきていると。それで、いわゆる下からの山道がありますね。山道に関する景観整備、これは来年度進めていきたいなと。これは環境省とか文化庁とかいろいろなところとの調整が必要になります、あの国立公園の中でありますもので。そういう調整をしながら、何とか景観整備を来年度はして、少しこう観光地らしい雰囲気をもう少し出していきたいな、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　ありがとうございました。

町長がおっしゃるとおりに、本年度中にはいい結果が出るだろうと期待をしておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、その他の項目に一條稲梓線道路併設研究会というのがありますよね。それで、その後この研究会は進んでいるんですか。この間、同僚議員と途中まで行ってきました。すごいところだったよな。すごいところであそこからあと１キロ先へ行くと観音温泉、その人がなかなかみがましい人で、その人に道路をつけて、せめて軽でも行けるような、その途中に谷、山があって無理だよと。ですから、あれが皆さん、そう思うと思うんですが、もしできるならば、例えば、とりあえず軽自動車通るだけでもよくはないですかね、町長。その辺のちょっと進行状況を。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　この一條稲梓線に関しましては、相当古い時代から議論をされておりました。林道として整備をしようということで、一條加増野線林道整備計画というのがあったんですけれども。青野のダムの開発で、あそこは八木山線か、林道のほうが事業執行という形になって、こちらが取りやめになった経過があります。

そのような中で、伊豆縦貫道ができたときに、伊豆縦貫道の議論の中で、今もうルートが確定したわけですけれども、Ａ、Ｂ、Ｃのルートがありました、伊豆縦貫道は。そして、Ａルートというのは、やっぱり一番下田寄り、そしてＢルートというのは少し下田から離れたところ、そしてＣルートは大賀茂Ａを最終基点にするところでありました。

それで、私も当時議員でありまして、これはあくまでも南伊豆としてはＣルートがいいなということで、今、私と同期の議員の方たちはそういう動きをしたんですけれども、やはり国のすごい力でもうＡルートに決定したという経過があります。

そのような中で、やはりこの南伊豆町にとっては、非常に道路事情が悪くなるなと。どうしても、伊豆の中央へ出ていくのに、そして一條稲梓線みたいなものが必要になるなというところから、こういう期成同盟会をつくったわけです。そして、これはあくまでも我々にとっては命の道であると。伊豆縦貫道が当然命の道であるのは言われているわけでありますけれども、順天堂に行くとか、そして観光の道であるとか、生活道路であるとか、いろいろな意味で伊豆縦貫道というのは非常に大切な道路ですけれども、それが完全に南伊豆町にプラスになるということにはやはりこの何というか、アクセス道路が必要になろうかということで、こういう運動を始めてきたわけです。

このいわゆる経過、今現在どうなっているかという経過につきましては、建設課長に答弁をさせます。

○議長（稲葉勝男君）　建設課長。

○建設課長（鈴木重光君）　お答えをいたします。

この期成同盟会ですけれども、去年の１月に設立をしまして、７月には約200名の参加者を募りまして決起大会という形で、その行動してきたわけですけれども、伊豆縦貫道が進むことをおくらせてはならないというのが、まず最前提にありまして、それと並行しながら進めていかなければならない。南伊豆のほうはもう一條が出発点は決まっております。ただ下田のほうがまだ着地点を決めかねているという状況、それから下田との協議の中でどういう道路、所管、県道しようか市町道路にするのかという形も今決めておりません。それを今研究会の中で調査、研究をしていくという形をとっております。

それで、先週も幹事会を行いまして、ことしの目標としましては、産業団体の参加、今まで両市町で構成されていました同盟会の構成員を商工会ですとか観光協会、森林組合、漁協、農協という産業団体も含めて盛り上げていくという、ことしの状況であります。来年も同じく研究を続けながら、まだ始めたばかりですので、じゃ工事というわけにいきませんけれども、着実に前に進むような状況で今いるということでよろしいかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　町長、今、課長から着実に進めているという状況という、それは心強いご答弁をいただきましたので、これはやっぱりそれを前進を怠ることなく、常に前向きな姿勢でみんなで取り組むべき事業だと思いますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

道路というのは、だけど非常に時間のかかる事業であります。議員もご承知だと思いますけれども、伊豆縦貫自動車道が、建設が始まってからもう30年近い年月がたっていますけれどもまだ完成に至らない、まだ天城のトンネルを残しているとか、そして下田区間が残っているとかという状況の中にあります。これもまだ最終的に完成、完全に貫通するまでにはあと10年とか20年とかという歳月が要するかと思います。

その今の一條稲梓線も道路として本当にできるかできないかということはまだ未定です。いわゆるそのことが、県のほうで事業採択をされていくというか、こういう将来的にこういう方向性をという形の１つの道路計画みたいなものにまず俎上にのっかって、それからさらにまた何年か議論をしてというような流れになろうかと思います。だから、大分これは時間のかかる、ただ諦めずにこれを進めていくのが私は大事かなと。そのことによって将来、この町に住む人たちが住みやすい、持続可能な町にこの町がなっていくのかなと、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　ありがとうございました。

それでは、町長の施政方針に対する一般質問はこれくらいにいたしまして、次に移りたいと思います。

まだ答えたかったことありますか。

次に、選挙の投票率の向上についてという質問をいたします。

我が町は、過去には22カ所投票所があったわけでございまして、それが現在は８カ所プラス出前の期日前投票所、こういう状態に現在なっているわけでございます。それで、平成17年に南伊豆町行政改革推進委員会というのがございまして、その席上、当時ははやりですよね、無駄を省こうという風潮の中で。それが提案されて、それでそのときの委員の皆さんもその意見には賛成をしています。

でも、そういった中で、私も、今回後援会活動やらせていただいて各地区を回ってみますと、とにかく高齢者、なおかつひとり住まい、こういう方がとても多い。この人はどうやって選挙に行くんだろうと。これは思わざるを得ないですね。そういう状態の中で、ましてや南伊豆町は高齢化率、あと10年たつと50％に迫ろうかという高齢化率でございます。そういった中で、今の制度が高齢化社会に対して逆行しているんじゃないかと。そんなふうに私は考えるわけでございます。

それで、19年の選挙からたしかこれが８カ所ということでとり行われているわけでございます。そのときにおいては、当時の議員さんも大部分の方が反対でした、ある面では。それで、25年の議会で、ある議員がまたこのことについて質問をしております。その中で、19年かな、当時の総務課長は削減した中での経済効果といいますか、幾らだということに対して

の答弁が200万から300万、そういう答弁をされております。200万ぐらいの今の貨幣価値だとちょっとは上がったかもしれませんが、200万や300万で国民の最大の権利である参政権を奪うのかと、これすごく私は思うわけでございます。

そういった中で、それでなおかつ25年には選挙管理委員会の委員長に質問しているんです。その委員長の質問じゃなくて、そのときは書記長ですか、管理委員会の書記長が答弁をされています。精査しますという答弁です。それから、精査しますから２年間たって何も変わらない。そういった状況にあるわけですよね。ですから、ひとつその辺をもう一度見直して、だからもとの22カ所に戻せということではなくて、少しでも前向きな投票所の増設といいますか、そういうことが行われたら町民の皆さんとても助かるし、喜ぶんじゃないかと思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

熱弁をいただきましてありがとうございます。

所管が選挙管理委員会でありますもので、まず選挙管理委員会の書記長からどうぞ。

○議長（稲葉勝男君）　選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（橋本元治君）　お答えをいたします。

選挙管理委員会の書記長の意見でございますので、お答えをさせていただきます。

現在の８投票区制につきましては、ただいま議員のほうからもご指摘がございましたように、平成18年３月策定の南伊豆町行政改革推進実施計画、これに基づき実施をいたしました投票所の削減を含めた投票区の見直しによるものでございます。

選挙の自由、公平性を基本といたしまして、効率性につきましても、あわせて調査、審議及び検討を行って出した結果ということでございます。

投票率につきましても、減少傾向は確かに見られますが、投票所の削減、縮減がその大きな要因には至っていないと、委員会としては考えているところでございます。

また、本町においては、高齢化率も、議員ご指摘のとおり、県下で上位に位置しており、高齢者等が投票に行けない理由としてまず考えられますことといたしましては、投票所に行く手段がないというようなことなどが想定されているところでございます。

このため、本町選挙管理委員会では投票する機会を確保するための取り組みといたしまして、臨時投票所の開設のほか、期日前投票所までの巡回バスの運行なども実施をしたところ

でございます。また、歩行等が困難な特別障害者などの方々に対しましては、郵便投票を推奨してございますが、今後も投票機会の確保と有権者保護に努めてまいりますので、ぜひご理解を賜りたいと、このように考えているところでございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　選挙管理委員会の書記長のご意見といたしましては、現在はこのままでいかせていただきたい、そういう答弁ですよね。

そこで、もう一度、町長にお伺いしますけれども、今言った出前の期日前投票所、それから期日前投票、期日前投票で４割以上、そういう状態になっているんですよね。それで、選挙の期間というのは21日、今回は21日でした。22日から始まるわけですよね。それで、我々は選挙へ出る候補者としては21日に訴えるわけですよ、町民の皆さんに。私はこういう政策があるとか、町長にこういうお願いをして実行するとか、それを言わない間に期日前ばっかやっても既に我々の訴えを聞かないうちに、もしかして私の訴えを聞いたら26日には私に入れたくれたかもしれない、ある面では。だから、その辺がちょっと矛盾しているなって。それで、今回出前投票所、知らなくて行きました。投票をやっておいたから、マイクをとめました。出前投票所の前で演説やっていいんですか。そういう問題がある。今ありますよね。投票所から300メートル以内の選挙事務所の看板は当日は撤去しなさいと、今までもそういう法律多分ありますよね。何か違反していませんか。

だから、そういういろいろなことを考えて、やっぱり高齢化社会ですから、書記長、これはぜひ22カ所に戻せというんじゃなくて、皆さんのために３カ所ふやしたりとか、そういうやっぱりちょっとこう時代に即した回答がほしいんですけれども、町長、いかがですか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

選挙というのは、本当に間接民主制の中で非常に重要な儀式というか制度であります。この選挙の機会を確実に保証するということは、議員がおっしゃるとおりに大切なことであります。それと、議員がおっしゃるとおりに、期日前投票で何割もの人たちがやって、当日選挙する人が少ないから自分の訴えが十分できなかったというのもおかしいなという気がいたします。

そういうことに対して、この８カ所になったときには、期日前投票所での巡回バスという

のはなかったわけですけれども、これは今回からでしたっけ、取り入れたの、その前から。その前から取り入れたわけですけれども、この期日前投票所での巡回バスの場合、今、議員がおっしゃるような形でのその周りでの選挙運動が規制される場合、非常に困るなという部分もあろうかと思います。

そういうことも含めながら、さらに投票所をふやしていくのがいいのか悪いのか、そして今いわゆる電子社会に大分なってきました。そういう中で、選挙運動というかそういう形の中でも、スマホですか、ああいうものが使えるようになってきているとかっていう状況になってきています。

いずれ時代の流れの中では、例えばもうちょっと簡単な投票方法、いわゆる電子投票というんですかね、そういう方向性もいずれは出てくるのかなと思っています。それまでの過渡期の状況をどのようにするかということは、もう少し選挙管理委員会と検討をさせていただくことでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　とにかく当時200万や300万、大金ですよ、私にとっては。でも、町の45億、50億の予算の中で、それを削りたいから国民の最大の権利を、それが気に入らない、そこのところが。ですから、この問題はぜひ過去に、25年にある議員が質問してから２年たって、精査しますって答えたんですよ、当時の書記長。２年たって何もただバスを回しました、出前をしました。それでは町民は納得しませんよ。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　答弁いいですか。

○２番（渡邉　哲君）　もう一つあります。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　それでは、次の質問に移ります。

鳥獣被害対策についてでございます。

皆様もご承知のとおり、もう鳥獣被害対策に遭われている百姓の皆さんは、もう農作物をする意欲がなくなるよ、俺は。と言っていました。何とかしてくれよと、何とかしてくれよと言っても、なかなかこれはできないのが日本国の現状でございまして、それはわかるんでございますが、町では、25年度に３カ年計画で南伊豆町鳥獣被害防止計画というのを26、27、

28年度と３カ年計画で立てていますよね。それで、それが今ちょうど半ばなんですが、これもまたその後計画倒れには終わっていないと思いますけれども、その辺の進捗状況をお聞かせください。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

平成25年度に策定した南伊豆町鳥獣被害防止計画では、平成26年度から28年度までの３カ年における被害の軽減目標、捕獲計画、侵入防止柵の整備計画等を作成し、計画に基づき有害鳥獣被害の軽減を図るため、有害鳥獣捕獲報償金や有害鳥獣等被害防止対策事業補助金の交付、賀茂猟友会南伊豆分会への有害鳥獣駆除業務委託などの事業を実施しております。

計画初年度の平成26年度の実績といたしましては、イノシシは当初計画300頭に対しまして514頭を捕獲、ニホンジカは当初計画100頭に対して88頭、猿は当初計画20頭に対して19頭が捕獲され、報償金として総額697万円が交付されております。

また、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金の実績といたしましては、電気柵が申請件数20件、補助金額74万2,000円で、当初計画5,000メートルに対して総延長4,340メートルが設置されており、ワイヤーメッシュでは申請件数11件、補助金額44万2,000円で、当初計画500メートルに対して総延長1,810メートルの設置がなされております。

平成27年度の８月末までの捕獲数及び報償金の支払い実績では、イノシシ生体164頭で114万8,000円、イノシシ幼体40頭で12万円、ニホンジカ71頭で71万円、猿３頭で９万円となっております。

有害鳥獣等被害防止対策事業補助金につきましては、電気柵設置に関する補助申請件数が４件で、総延長1,500メートルに対し13万6,000円、ワイヤーメッシュ設置に対する補助申請件数が４件で、総延長268メートルに対し13万3,000円を交付してあります。

なお、本年７月に西伊豆町で発生した電気柵による死亡事故を受け、有害鳥獣等被害防止対策事業補助金申請により設置した電気柵については、所管課職員による現地の設置確認や注意喚起を促すパンフレットを配布するなどの対応に努めております。

今後も、南伊豆町鳥獣等被害防止計画に基づき関係機関と連携を図り、町内における鳥獣被害防止や有害鳥獣の駆除等に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　私もこれ読ませていただきましたけれども、ここに町長、３ページですよ。３ページに課題という欄がございまして課題、いいです、しゃべります。高齢化による狩猟免許保持者の減少に伴い捕獲の担い手の育成が急務となっている。急務、この急務という言葉はすごく重みがあると思うんですよ。それで今、南伊豆の町の鉄砲撃ちですね、13名。それで高齢化が進んでいる。それで、保持者の中にはわなを使う方もいるんですよね。ところが、イノシシは利口者であのわなになかなか入らなくなっている、本当に。だから、もう本当に自分の地区のことを言いますけれども、最初はとても捕れた、だけどだんだんと学習していますので、えさを食って帰るんですよ。だから、箱わなはプロがやればまた違う面があるかもしれませんけれども、もう素人だとほとんど駄目に近い。

そういった中で、ある自治体は、ＪＡさんももちろんかかわりがございますよね。それで、ＪＡさんと自治体とが手を組んで、ＪＡの職員であるとか町の職員であるとか、そういう方に全面補助で狩猟免許取らせて、鉄砲も与えて、猟友会の高齢化社会を埋めているという、こういうあれもあるんですよね。だから、南伊豆も困っている人いっぱいいるんだから、どうですか、町長、そういうことは。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員からこの話は聞いております。公務員とかＪＡの職員とかを猟師にしたらどうかという話を。具体的に、今庁内でも私は若い人で興味がありそうな人には、どうだ、やってみないかという声かけはしております。具体的にそれをこう予算化する段階にはまだいっておりませんけれども、ぜひそういう方向性を考えていきたいと思っております。どれぐらいの１人頭予算が必要になるのか。そして、やはり鉄砲という物があることによって抑止力になっていく、いわゆるイノシシとか鹿というものが里へおりてこないということは聞いておりますから、そういう抑止力として、そういう人たちが何人かいるということは、ふえていくということは非常に大切なことだなと思っておりますもので、いいご意見ありがとうございます。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　どうも褒めていただいてありがとうございます。

とにかくこれは町長ね、私が言っているんじゃなくて、その作物を、例えば湯の花に売るとか、自分で食べるとか皆さんに分け与えるとか、それを楽しみに一生懸命つくっている農家の年寄りなんですよ、一般的に。このことをぜひご理解をいただいて、なるべくそういう被害に遭わないように、そういう政策を進めていただきたい、そういうふうに感じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

猟師をふやすというのは、これは当然直接的な被害対策になろうかと思います。それで、今回もいろいろと話してきました。いわゆるバイオマス発電所、これはいわゆる里山を整備していくという一つの目的があります。発電が目的、最終的な目的は発電かもわからないですけれども、私の頭の中では、バイオマス発電をやることによって里山が整備されていく。そして、雇用も出てくる。これが非常にあります。里山を整備することによって、やはりすみ分けですか、よく言われる里と山、イノシシや鹿や猿が住む場所はここだよ。そして、人間が住む場所はここだよというすみ分けが昔はちゃんとできていた。今はその辺が崩れてきているということが非常に言えると思います。

そういう中で、議員がおっしゃるように、お年寄りのせっかくつくった作物に被害が出てくるということは考えらえます。そういうことも、なるべくなくす方向、大きな意味での自然環境をもう一度直していくということも含めて、または直接的な被害対策として猟師とかそういう人たちの育成ということも考えていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

〔２番　渡邉　哲君登壇〕

○２番（渡邉　哲君）　大変いろいろなことを申しましたけれども、ご答弁をいただきましてありがとうございました。

これにて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君、先ほど鳥獣被害対策の中で、質問のところで、「百姓」という言葉が出てきました。百姓というのは不適切な発言になるものですから。

○２番（渡邉　哲君）　議長、お言葉ですが、この不適切発言というのは、これはマスコミが報道関係のことに対して遠慮しているしぐさなんですよ。

○議長（稲葉勝男君）　それはわかっています。

○２番（渡邉　哲君）　日本語に対しては不適切な言葉というのは元来ありません。私はそういうことをどうせ言われると思って調べてまいりました。ですから、あえて百姓という言葉を使わせていただきましたけれども、これは決して差別用語ではありません。差別用語というのは、使う側の立場ですね。私はだから農家の方々を別に卑下して百姓という言葉を使ったわけではございません。元気な百姓祭りってあるじゃないですか、それは。

〔「なるほどね」と言う人あり〕

○２番（渡邉　哲君）　なるほど。ですから、お言葉でございますが、これはそういうつもりであえて発言をさせていただきましたので、よろしくお願いいたしたい。

○議長（稲葉勝男君）　今、渡邉議員のおっしゃることもそうなんですけれども、一応、議事録の中にもそれは載ってくることです。それで、通常の場合、今まで不適切発言というような形で扱っているものですから、私はあえて申し上げたのは、これを「農業者」というふうに訂正させていただきたいというふうに思ったんですけれども、よろしいですか。

○２番（渡邉　哲君）　はい、わかりました。

でも、とにかく私は言いましたように、お百姓さんを卑下して言ったわけではございませんので、その辺はご理解をいただきたい、そう思っております。よろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　これで渡邉哲君の質問を終わります。

午後１時までここで休憩といたします。

休憩　午前１１時３４分

再開　午後　１時００分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

◇　清　水　清　一君

○議長（稲葉勝男君）　７番議員、清水清一君の質問を許可します。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

まず最初に、地熱資源開発についてお伺いいたします。

町長は行政報告、答弁もいろいろ述べられておりますけれども、通告しましたように、そういう形をまた質問させていただきます。

理解促進事業がありますけれども、これのこれまでの経過、今後の予定ということでお伺いいたしますが、今期につきましては、温泉事業者関係を中心に意見交換、あるいは理解促進を図るというふうに書かれておりますが、どのようにこの理解促進を図っていくのか、それについてまずお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

平成26年度経済産業省の地熱開発理解促進関連事業支援補助金を活用し、地熱の有効利用に関する調査、研究を実施いたします。今年度は特に温泉掘削者の皆さんを中心に温泉ワーキング勉強会の開催、検討委員会の開催等、理解促進事業を進めてまいります。

この温泉ワーキングの勉強会には賛成者、反対者いろいろいらっしゃいます。反対されている旅館関係の皆さんも入っています。また、昨年度は地熱の利活用の有効性への検証、枯渇の可能性の検証が中心でしたが、制度規制の問題についても踏み込んでまいりたいと考えております。

加えて、昨年度の有効利用に関する調査、研究の結果から、今現在できることとして、温泉を利用したアワビ養殖の可能性が浮上してまいりました。このような中から伊豆漁協との連携により検証を進めてまいりますが、今後はウナギのふ化からの完全養殖にも挑戦したい、そのように考えているところであります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　それでは、その今ワーキングとかあるいは検証を行ってきたと言われましたけれども、その中でまた町長は、アワビの養殖もできたらいいなというふうに言ったと思うんですが、できたらいいなではなく、まだこれだけアワビの養殖、先ほどの質問でもアワビの養殖という話を言っておられましたけれども、やっぱりやる可能性が非常にあると、あるいは受け手がある、あるいはこういう場所でやりたいという考え等ありましたらお伺い

いたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

具体的に予算計上していきたいと思います。

詳しいことは企画課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

アワビの養殖の件につきましては、昨年度、理解促進事業の中で、漁業等部会の席で漁協中心に漁業の先進視察を行いました。その中で、東京都内という不思議な場所があったわけですけれども、ビルの中でアワビを育てているという研究をしているところがございます。それはＮＥＣが中心で制御システム等を、ソフトを開発した上で行っているものでして、それを漁協の若いメンバーと見に行ってまいりました。それが実現の可能性があるのではないかということで、予算計上等の要望書をいただいたところでございまして、新年度、今年度につきましては、実験段階ではございますけれども、大型の水槽をもちまして、アワビの養殖は温泉水とＮＥＣの制御ソフトを使って可能であるかを実験を進める予定で、年度後半以降になりますが、動いております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　となりますと、１年後にそういうタンク等を使って、温泉水を使ってアワビの養殖を試験的にまずやってみたいというふうに解釈しましたけれども、その中で、その１トンあるいは２トン水槽、３トン水槽なのか、どこら辺の水槽だかわかりませんけれども、その中でアワビの稚貝を何粒ぐらい、まず考えておられるのか、その具体的なもの、あるいは要望書としては、要望書の中にどういうふうな形であったのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　この件に関しましては、漁協のほうからこのような要望書、計画書のほうをいただいておりまして、また後ほどお渡しする形でよろしいでしょうか。これを全部説明をしておりますとかなりの量になってまいりますけれども、また後ほど資料を提供させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　では、そういう形ですみませんけれども、よろしくお願いたします。

それで、この理解促進事業についてまた、理解促進事業、今年度の申請が７月９日に交付決定を受けたと。それで、８月12日に業者と契約を締結したとありますけれども、その理解促進事業についての内容はどのようになっているのか。またその申請したときの申請書はどのような形になっておられるのか、またさわりみたいなものを６月議会でもやっぱりお話ししましたけれども、６月議会ではまだ申請中であるからこの申請書の写しは出せないと言われましたけれども、今回はそれに関しては議会のほうにどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　理解促進事業につきましては、経済産業省のほうから完全な締結手続書のほうをいただいておりますので、またそれにつきましても、資料という形でお届けが今回はできると思います。皆様にという形でよろしいでしょうか。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　理解促進事業でも、やはり議員の皆様に理解してもらうような形をとっておいたほうが非常にスムーズに行くかなと思いますので、お願いいたします。

続きまして、資源開発調査検討等、これまでの検討についてでございますけれども、やはりこれは７月16日に交付決定という形がございます。となりますと、これまでの内容ができなくなったという形の中で、７月16日の決定という形の中で、その決定の先ほどの話もありますけれども、こちらのほうもやはり理解促進等、今度開発調査につきましては、資料を各議員に出しておくべきではないかなと考えますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

資料の件に関しましては、企画調整課長から答弁させます。

この地熱資源開発に関しましては、平成26年度においてＪＯＧＭＥＣの地熱資源開発調査

事業費補助金を活用し、下賀茂温泉の地下メカニズムの調査を実施したところでございます。

下賀茂温泉の地下メカニズムの調査については、大方の地表からの調査解析は実施済みでありますが、いまだ調査井への掘削・噴出検証には至っておらず、本年度も引き続き現行湧出量のモニタリング調査によって得られた数値の再解析を進めているところであります。これまで40年以上にわたる研究により地表調査、湧出量調査などの結果から多数の文献が残されてきたことなどから、いまや当町は国内でも最も温泉の調査と理解が進んでいる地域と評されております。これらは重要な実績でありますが、平成22年から３カ年で実施した試掘及び噴気によって得られたデータはその40年間に匹敵するものであると考えております。

温泉掘削利害関係人である温泉組合や静岡県にも同意をいただいた上で、来年度には場所を変えて噴気調査を実施してまいりたい、このように考えております。

地熱発電事業は、熱源の独占ではなく、既存の資源の有効活用であると考えております。温泉掘削の利害関係人の皆様を初め住民の方々にも丁寧に説明し、共生の概念を持って事業を進めていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

ＪＯＧＭＥＣの地熱資源開発調査事業のことにつきましても、交付の決定につきましては、確定をいただいておりますので、直接的に関する内容につきまして、また皆さんに資料をお届けする形で伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　では、そういう形で資料提供していただければ、皆さん理解していただけるかなと思います。

それで先ほどの、前日、あるいは今日の答弁等でもございましたけれども、バイナリー発電機を研究中の業者から無償提供を受けようという話がございましたけれども、それについても詳しい、もう少しわかるような細かい話がありましたらお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

これにつきましては、国内のコンプレッサー等をつくっております会社のほうが、会社の

ノウハウを使用しまして小型の５キロワット発電規模程度のバイナリ―発電機の実証実験機をつくっております。

これについてを、機械については1,000万を超えてくるものなんですけれども、彼らといたしましては、その動かしたデータが欲しいものですから、無償で南伊豆町内に設置をしてくださいということで機械をいただきます。

それについきましての配管等の予算が若干かかることになりまして、それはお願いをするのですけれども、その中で現在、銀の湯がちょうど改修事業中でございまして、そして若干の冷却水もやはり必要になりまして、何もないところに設置しますと冷却の水道水もかなりかかる状況になりますので、お風呂屋さん、銭湯の形をしたものであれば、ちょうどシャワー用の熱交換での温水づくりなんかもありまして、ちょうど形がいい状態がつくれますので、現在銀の湯に設置することについてを、実施設計のほうに入らせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　この実証、バイナリ―発電機を銀の湯にコンプレッサーの会社からいただいてやるという形だと思います。そうすると電気５キロワットというと、普通の100ボルトに換算すると、私の計算だと50アンペアと、普通のちょっと大きな家が50アンペア、普通家なんかは30あるいは40でやっているんですけれども、ちょっと大きな家だと50アンペアのそのくらいしか、そのくらいというと失礼なんですけれども、そのくらいの出力の発電しかできないというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

そのとおりでございまして、あくまでも実証実験用ということになりますので、限られたコンセントの仕様、もしくは自分がその機械が動いていくための発電供給という形になってまいります。

今後につきましては、この一つ一つがユニット状のものでございまして、これを３つつなげると10キロワット、５つつなげるというふうに大きくしていくことができます。あくまでも、現在実証中でございますので、まずは１つを安定的に動くかどうかを検証していくという段階でございますので、ご了承ください。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　これ実験ですね、うまくいけばいいわけですけれども。それで無償でいただいたんだけれども、実証でユニットでやるという話なんですけれども、これもし何か詰まった、あるいは壊れたということときには、これ無償でもらったわけでデータが欲しいといえども、修理代が町が出すとか、そういう話になるとまたおかしくなってきますので、そういう契約等はどういうふうに考えておられるのかお伺いします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

この機械につきましては、もらうと申しましても、貸与ということで壊れるまで使い続けていいですよという形でお貸しいただくものでございます。原則としましては、本年度年度末までの間、４カ月か５カ月まで回してみてどのように動くものかを検証したいと思っております。

また、当町の温泉については、スケルと呼ばれるいろいろな凝固物、これがよその地域に比べて多い泉質であると言われておりますので、それがどのように影響するかということについても、この４カ月で検証してみたいと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　となりますと、４カ月間だけもしやってみるという形で承知しちゃえばいいということでしょうか。それとも、分けていただけるかと、３年あるいは５年、耐用年数５年としても５年間は回してもいいのかと、そういうふうに私も考えますけれども、これはこのバイナリ―発電機については、今年度いっぱい借りて終わりですよというふうに解釈してよろしいんですか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

原則といたしましては、年度末までの稼働を目指しますけれども、その先には事業者につきましても、耐久力というものも見てみたい状況にございますので、当面の間置いてくださいということは言われております。

ただし、銀の湯側としましても、逆に試験期ということで何らかの想定外の不備が出た場合のこともございますので、一旦は年度末、そしてそこで安定稼働しているようであれば、今後しばらく置いてみるという２段階で考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　２段階で考えているというお話なんですけれども、そのときにまた修理代の話が出てきます。だから、それをどういうふうに考えていくのかなと思いますので、そこをうまく考えて対処していただくようお願いいたします。

それで、この地熱資源、これ理解等資源開発がございますけれども、これらを推進していくために、町として何か条例を、温泉使用者に対して条例をつくって同意しやすくさせるような、方策は町としては考えておられるのかおられないのか、そういうことを考えたことがあるのかないのかをお伺いいたします。

〔「もう一回、すみません」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　こういう形で条例を考えたことがないのかというのは、やっぱりもし熱が出なくなったときに、裁判状態になったときに困ると。あるいはそういうときに、町としてもうまく所有者に対しても話ができるようなことを考えておかないとまずいんではないかなと思いますから、それについてお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　過去に南伊豆町の中に温泉の有効利用に関する条例はあったみたいです。今、議員がおっしゃる損害賠償の話かと思いますけれども、これらについても、いろいろ今後考えていかなければならないと思います。

そして、国のほうは地熱発電所の開発に関しましては、5,000キロワット以上の発電所の開発については、温泉の高圧とか温泉に対する影響が出た場合は、国が再掘削とかそういうことの費用を補償するという形で今出てきております。

この5,000キロワットというのは相当大きな施設になろうかと思います。そのことに対して、今後町として施設規模をもうちょいと国のほうで下げていただけないかとか、そういう

運動もしていきたいなと今考えているところであります。

具体的に地熱発電という方向性が出てきたときには、やはり温泉所有者宛ての調整、いわゆる利害関係の調整とかそういうことに関しては考えていかなければならないと思います。

条例については、またそういうことを含めて検討していくことが必要かなと思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　国としては5,000キロワットまでという形で、今の段階ではそうなんだという形なんだと思いますけれども、それと同じ形を、町で今回の発電について同じような形でやっていく考えは、要するに要望して、国にお願いするわけですけれども、国でやっていただければいいわけですけれども、国がやっていただけないというときは、町としてそういうものを考えていかないといけないんではないかなと思いますが、それに対してもまた国に要望していくという答弁になろうかと思いますけれども、それについて、そういうものを考えていったほうが、私はいいと思うんですが、町長、どう考えますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員が言うとおりの部分があろうかと思います。

平成22年の緑の分権のときに695メートル掘削したわけですけれども、そのとき加納区と温泉業者との間で損害賠償に対する協定を結びました。そのときに、私も、議員当時でしたけれども、相談を受けまして、いわゆる損害賠償についてどのような形でやっていくか、協定を結んでいくかということで、やはり因果関係の証明とか、そういうことは非常に難しくなると。その因果関係の証明は、当然損害を受けた側はする必要はないとか、いわゆるそういう転換ですね、証明の転換、そういう訴訟上の問題とかそういうことを含めて、協定の中に盛り込んだ記憶はあります。

そのことによって、具体的に事業者が責任を負わなくてはならないという形の協定になったと思います。その形の中で、加納区は安心を得たというケースがございます。

当然、具体的にその地熱発電ということで始まった場合は、町としても、町がこれ事業主体になるかどうかは別にしまして、そういうことに対する最善の注意を払って地権者の、い

わゆる温泉所有者の権利というものを守っていく手だては講じていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　わかりました。そういう形で行っていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、次の質問にまいります。

活力ある農林水産業の発展施策という形で質問させていただきます。

１つ目に、遊休農地、耕作放棄地解消に向けた取り組みについてという形でまず項目がございます。それとまた２つ目の鳥獣害被害対策の取り組みという形がございます。いろいろありますけれども、耕作放棄地にイノシシが住みついたとか、そういう話がございます。そういう形の中で、やっぱり耕作放棄地、あるいはそういう草のいっぱい生えたところに有害鳥獣がどうしても住みついてしまう。あるいは山のほうもそうなんですけれども、そういう形を考えたときに、遊休農地あるいは耕作放棄地をどんどん解消していくのも、鳥獣被害と絡みますので、それについてあわせてご質問いたします。これからどう考えていていくのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

遊休農地、耕作放棄地解消に向けた取り組みにつきましては、鳥獣被害対策の面からも重要な施策でありますので、新規就農者などの担い手対策、集積による産地化、景観作物の栽培などを行い、遊休農地の適正化活用及び耕作放棄地の解消を図ってまいりたいと考えております。

また、現在町内の耕作放棄地の解消を図るため、自走式草刈り機の貸し出しを行っていますが、今後も周知に努めるとともに、農地情報管理システムを活用し相続などによる持ち主を特定するなどで耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思います。

それで、昨日も話したわけでございますが、ヤギを利用した形での、いわゆる耕作放棄地の解消、いわゆる草刈り等の感じというのもあろうかなと思っております。今実際に新聞報道もされましたけれども、南伊豆町では、差田グラウンド周辺の町有地に関しまして、ヤギ

による草刈りというか整備をしているわけであります。これらも含めて、この耕作放棄地等対策ということは考えていきたいと思います。

今後も、これらの取り組みに対して一層の促進を図るとともに耕作放棄地の解消を図り、農業振興地域整備計画に基づく農地取り扱いの運用等についても調査、研究を進めていきたい、このように思っております。

また、鳥獣被害対策でありますが、鳥獣による農作物の被害につきましては、年々増加傾向となっております。先ほどからも議員から質問がありましたとおり、いわゆる耕作者にとりましては、作物を鳥獣に持っていかれるというのは非常に面白くない気持ちになろうかと思います。そういうことも含めまして対策はしていきたいと。

そのような中で、主な対策といたしましては、電気柵やワイヤーメッシュなどによる有害鳥獣等被害等対策事業や有害鳥獣駆除捕獲報償金等の活用により、駆除捕獲となっておりますが、高齢化による狩猟免許保持者の減少が顕著で捕獲の担い手の育成が急務となっております。

このことも、先ほどの質問が議員からありました。このことに関しても、役場の職員とかＪＡの職員とかという部分も含めて狩猟者を何とかふやしていくということも考えていきたいなと思っております。

今後におきましても、鳥獣被害対策をより広角的に実施するため、鳥獣被害対策実施隊の設置のほか、捕獲した鳥獣の食品としての利活用等についても研究してまいりたいと考えております。

また、南伊豆町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣の捕獲や追い払いに加えて、鳥獣の侵入を防ぐための柵の設置などを組み合わせることで、地域ぐるみの面的な対策についても近隣市町との連携を図りながら推進してまいります。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　答弁ありがとうございます。

この耕作放棄地の解消、課長あるいは職員の皆さんも一生懸命頑張って、これやっていくんだろうなと思います。とてもなかなか耕作放棄地が減ってこない。昨日の質問でもございましたけれども、高齢者は草刈りはできないとかという話もございました。ですから、草を刈るだけでも大分耕作放棄地らしく見えないだけでも、町はきれいになるし、そういうもの

がなければ、イノシシのすみかとはならないという形も出てきますので、そういうことをよく考えていただいて、町当局としての耕作放棄地と鳥獣被害対策には一生懸命やっているんだと、これ効果出すように努力しているという形を、また町長、またあるいは課長、どちらでもいいんですけれども、もう一度答弁していただけますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

最終的に耕作放棄地の解消というのは、やはり耕作者をふやしていくということにつながっていくのかなと。それで農地バンク等も行っているわけです。そういうことを含めて、さらに進めていきたい。

詳しいことは産業観光課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

耕作放棄地の解消に向けましては、先ほども町長が答弁されたように、町が自走式の草刈り機を含めまして、それとあわせまして、地主の方の協力がなくてはやはり草刈り等々の対応もできないというところがありますので、そこの部分について、ホームページとか回覧板等とか広報を活用した中で、そういうものも理解していただいて、地域ぐるみでそういう土地の管理等をしていただければ、鳥獣のやはりすみかというものも減ってくると思われますので、そういうところにも力を入れていただきたいと思います。

それとあわせまして、町のほうで被害対策の補助金等もありますので、そちらのほうを町民の方に積極的に活用していただいて、まず被害防止を図っていただいて、それでもだめな場合は有害の駆除の申請の中で有害鳥獣の捕獲等に取りかかるというような形で、今まで以上にちょっと取り組んでいかなければならないのかなということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町長、課長、ありがとうございます。

その中で鳥獣被害の中で、これまで町でおりを買って各区に貸し出しているというのがたくさんあるわけですけれども、それもやっぱり皆さんのどこの区でも一緒に活用してやっているんだと思うんですけれども、それをもっと、もう少し置くことによってもっと捕まえる

可能性がふえてくるんではないかなと考えます。

それで、その箱わなといえども、鹿がかかるという状況にもなっていますので、鹿対策に少しはなるのかなと考えますので、また来年度、また箱わなを、また10個でも20個でも貸し出してやることがまた鳥獣被害対策の一つにもなるんではないかなと考えますが、町長、どう思いますか。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

箱わなにつきましては、既に町の所有のものとあと農協さんが所有しているものについて各区のほうに貸し出しのような形でやっています。それについて、かなりもう前から貸し出しもしてあるものですから、その中で貸し出しした当時と、うちのほうの担当職員等々も入れかわりがありまして、そこの箱わなのもう少し管理をしっかりしたいということで、また担当を含めた中で、箱わなの現況について再度調査をしたいというところで今取り組む予定ではいます。

それ以外にもあわせて、現状で足らないという話になれば、それは町でも対応するような格好になるかなとは思いますが、あとは自治会というか各区単位でもし購入するという話になれば、したいという話になれば、町の補助金で２分の１負担するような格好の制度もありますので、そちらのほうも積極的に活用していただければなということです。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　その箱わなにつきまして、各区で半額補助があるからという形でやっていただけるのが、それでもやっていただく形でまず各区に話をしていただきたいなと思います。

区で購入すれば区の中でかけるわけでございます。極端なことを言いますと、私の班がございますけれども、９件ございますけれども、９件で箱わなを買いました。20万かかったわけですね。そのときは補助金もなかったと、買った後に気がついたもんですから。補助金使わずに惜しいことをしたと、５万円を損したという形があったんですけれども。考えますに、班でもし買っていただければ、その狭い範囲でかけますので、やっぱり下小野と言えども端から端までは１キロ以上あるわけです。そうやって考えたときに、班だったら幾ら離れても300メートル、500メートルも離れない範囲で、地域でわなをかけられるという形がござい

ますので、そういうものを半額補助を出しますから班で買っていただいてどうですかという形で町として推進していただけたら被害対策になってくるのかなと思いますので、その辺よろしくお願いいたします。

続きまして、カシノナガキクイムシについてお伺いいたします。

つい最近、よく南上あるいは、天神、伊浜のほうに木が真っ赤になってきたという形がございました。私が見ても本当だなと思って、どうしたらいいのかなと思ってわからなかったんですけれども、このマテバシイやクヌギやナラが枯れてきていると。この対策をどう考えていくのかと。非常に難しいんではないかなと思うんですけれども、その対策を考えていかなければ、これから大変になってくるだろうなと思いますので、この対策とまた木があるのが里山に近いところが非常に多いわけです。そういうものの整備に向けた取り組みをどういうふうに考えておられるのかをお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町内山間部のナラ枯れ被害につきましては、昨年度までは数本程度のものでありましたが、今年度に入り急激に増加拡大しており、特に南上や三浜地区で顕著となってまいりました。また静岡県内で被害状況ではおよそ1,900本と昨年の5.1倍に達し、かつてない被害規模となっております。

今月初旬には、静岡県庁において国・県・市町の担当者による被害対策連絡協議会が開催され、静岡県では早急に対策に乗り出すとともに、初期段階から適切な防除を進めていく方針が確認された旨、新聞等で報道されたところであります。

町といたしましても、静岡県や近隣市町との連携を図りながら有効な対策を講じてまいりたい、このように考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　国・県と相談してうまくやっていきたいというわけですが、この枯れた木が家の近いところにもあった場合、人の山であるという形、あるいは人の木だという形のときに、やっぱり住んでいる人は怖いんではないかなと思うんですが、まして南上のほうは急傾斜の山が多いわけですけれども、そういう中でやっぱり解決したらと思うんですね。

この木を切るに対して補助金等をうまく利用できないのかなと、要するに県の補助金等をそういうものを何か考えていただきたいんですが、そういうものを考えていただきたいなと。なかったら、また町で考えなければいけないんだけれども。そういう人の住んでいる家の近く、あるいは道路のところもあるわけですけれども、そういうものをどう考えていくのか、考えていただけるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

ナラ枯れについてのその枯れた部分について、確かに家屋の近くとか道路の近くというものについては、早急にやはり伐採というかしないと２次被害というおそれもありますので、そこの部分については県の補助制度は、これ確認しないとまだわかりませんが、そこの中で制度があればそれを活用してやりたいなと思います。もしなければ、町単独という話にもなるかとは思いますが、そこは検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　こういう枯れた木は、やはり40年、50年、60年たった、やっぱりそういう木が多いです、という気がします。そういう大きな木になったものに対して、カシノナガキクイムシが入るという形だと思うんですけれども、やっぱり炭は焼かなくなってもう40年以上、木炭やらなくなってもう40年、50年たつという状況の中、やっぱり山が大木になってきていると考えるときに、またこれがどんどん広がっていくのではないかなと。今から５年ぐらい前は浜松に出てたんだけれども、それから今年になってメーン的に伊豆半島に来たという形になると、これがどんどん東海岸まで延びていくのではないかなと考えます。

ですから、この雑木林を森の力再生事業で雑木林をうまく切る方法も必要ではないかなと。要するに、針葉樹ばっかりじゃなくて広葉樹に対しての森の力再生事業で要望していく必要があるんではないかなと考えますが、町長、課長、どういうふうに考えておられますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

森の力再生事業の中では、やっぱり育成林に対する補助ということになっておりまして、その辺に対しまして、県のほうへ要請し雑木林に対する補助もお願いできるようにしていき

たいとは思っております。

詳しいことは産業観光課長から答弁させます。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

これについての伐採ということですけれども、これが森の力ではなかなか難しいのかなというところもありますけれども、このように被害がかなり多く出ておりますので、そういった中で、これに対応する事業というものも出てくるのかなとは思っておりますので、そういうところで対応をしていければと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　こういう事業を県でつくっていただくよう、町長等が要望しておいていただきたいなと思いますのでお願いいたします。

このカシノナガキクイムシが入るのは、調べたらウバメガシも入りますよというふうに書いてありました。そうすると、町の木はこのウバメガシですから、やはりそういう木が入られたから枯れてきたと、町の木が枯れてきたなんていったらちょっと恥ずかしいなと思うもんですから、そういううまい対策を考えておいていただきたいなと思います。

続きまして、４つ目、町内各漁港の整備、土砂対策等の取り組みについてという形で質問させていただきます。

町内、町で管理している漁港がたくさんあるわけですけれども、その水産業者の発展を考えるときに、漁港整備、維持管理をどう考えていくのかという形でお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

町が所管する６漁港につきましては、平成23年度の三坂漁港を初めとし、町内漁港水産物供給基盤機能保全計画、いわゆる漁港の長寿命化計画の策定を進めております。

本年度におきましては、小稲、下流、大瀬、石廊崎、伊浜の５漁港について漁港施設の陸上・海上及び潜水による目視調査のほか、コア採取、泊地の深浅測量等を実施し、漁港施設の老朽化度の判定や調査特性の検討を初め機能保全計画の策定に向けて鋭意取り組んでいるところであります。

今後は策定した機能保全計画の内容を踏まえながら、伊豆漁港との協議調整を図りながら漁港施設の整備、強化を推進してまいりたい、このように考えています。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　その制度で今やっていただくと大変助かると思いますから、ぜひお願いいたします。

その中で、流入土砂対策をどういうふうに考えておられるのかと。やはり港湾、港のほうはちょっと浅くなってきたとかいう場合、船をつけるのはちょっと難しくなってくるというお話も聞いております。

手石港については、県のほうが一生懸命やってくれるんですけれども、それ以外のやつについては、やっぱり町でやっていかなければならないことになってくるんではないかなと考えますので、そういうことについて、土砂の対策等はどういうふうにこれから考えていっていただけるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

町営漁港のしゅんせつ事業につきましてですけれども、これについては、先ほども町長が申し上げましたが、現在、本年度漁港の長寿命化計画というか調査等も行っておりまして、そこの中でしゅんせつというか現状の数字等も出てきます。そういった中で、それを踏まえた中で順次、一度に全てということはなかなか難しいものですから、順次対応をしていくような格好になるかと思います。

ただその中で、漁協さんとの絡みもありまして、町単で全てやるのか、あるいは受益者負担が生じるのかというところもございますので、そこの部分も含めまして、漁協というか関係者と協議をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　町単あるいは漁協と協力してやりたいという話でございましたけれども、そこをうまく考えていただいて、やっぱり船が入らないような港では港ではありませんので、そこをうまく考えてやっていただきたいなと。そういうものを順番に８つぐらいある

という町営漁港があるわけですから、そういうものを順番にやっていくと10年に１回ぐらいしかできない形になろうかと思いますので、それをうまく考えてやっていただくようお願いいたします。

それでは、次にまいります。

定住化に向けた対策という形でございます。

町も少子高齢化で人口も減っているわけでございます。人口減少は消費の減少にもつながると。またそうするとまた事業所が減ってくるという形になってくると思います。こういう人をふやすために、今後どのように今考えておられるのか、町長にお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

当町の人口につきましては、国立社会保障人口問題研究所の試算をもって、平成52年にはおおよそ6,500人となり、25年間で約3,000人減少する推計となっております。この推計値からも出生率を２人以上に設定しても、現状の人口を維持することはできず、移住促進が重要な施策となってまいります。また住みやすく魅力ある地域でなければ人は移り住んでくれません。次世代を担う若い人たちにとっても、安定した収入先が必要であるので、産み育てる環境整備も不可欠であります。

このようなことの中から安定した就労先の確保、選択肢の確保を求めておりますので、今後開設する特別養護老人ホームにおける70人前後の雇用、所有地を活用した食品系加工工場誘致に係る30人程度の雇用を加えて、バイオマス発電ではこれを上回る雇用数が見込まれることとなることなどから、ぜひとも事業化を推進してまいりたいと思います。

それとさらに、よく言いますワープステイというものの考え方がございます。アクティブシニアに南伊豆町に移住していただく、まちづくりに参加していただく、そのような施策も進めていきたいなと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ワープステイとか言っていただきました。それも一生懸命やっていただければ大変助かるわけですけれども、なかなか成果が出にくいんだろうなと思います。

難しいところですが、やはりこの人が来てもらうためには、住んでいる人がやっぱり南伊

豆に住んでいてよかったなと思っていなければ、よそからも人は来ないんではないかなと思うもんですから。町民にここへ住んでいてよかったなという話をできるような話を町長、言っていただきたいんですが、そういうものがあれば、これがいいからそういう形で町民もいいと言っているから、皆様、移住してきてくださいよという話が言えると思うんですが、そういうことについてどう考えますか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員の言うとおりでありまして、住んでいる方々が誇りを持って自分の町を自慢できる、そのような町になっていくのがいいのかなと思います。そのような中で、南伊豆町というのは自然が豊かである、そして海産物が非常に豊富である、食材もいろいろ山の食材もある、そういう中で、非常に住みやすい地域であると。

古来弥生時代の出土がありますけれども、南伊豆町はやはりそういう意味では、温泉があり、そして食料というか海産物があり、食料需給に非常に困らない、そういう非常に住みやすい環境に古来あったのかなと思っております。

この日詰遺跡に関しましては、もう議員がご承知のように、相当大規模な遺跡であるということでありまして、そのことに関しては、この地域の人たちが自信を持って何とか自慢できることではないかとは思います。

また先ほどからも申し述べましたが、これから開設される特別養護老人ホームでは70人程度の就労が予定、期待され、工場誘致に伴って30人程度の就労が発生いたします。この特別養護ホームに関しましても、全国初の自治体間連携のケースとなっております。先ほど話しましたアクティブシニアの移住に関しても、これを全国に先駆けて新しい形、都市部の高齢者対策とか地方の地方創生とか、そういうことの１つの新しいモデルとして自慢ができるような町にしていきたい。そして、さらには山村留学でありますけれども、議員のお住いの南上の小学校は統廃合の問題が今起こってきていると、そのようなことに対しまして、どのように南上小学校を存続できるのだろうか。例えば、南伊豆中学校、そして東中学校等もそろそろ統合の問題を考えていかなければならない。そのことに対して、山村留学等をやることにより何とかこれを維持するとかというものの考え方も皆さんでしていきたいなと思っております。

今後は、バイオマス発電事業が成立すれば、木質系の燃料の確保のために相当数の就労が、

これも先ほど何度も話しておりますが、就労先も期待できる、具現化に向けて取り組んでいきたい。先ほど話したナラ枯れのことに関しましても、議員がおっしゃるとおり、特に雑木が多くなり過ぎている、これらの解消にもつながる、里山の整備につながっていく、このように考えております。

そして、先ほどから話しておりますように、アクティブシニアのお試し移住についても期待を寄せているところであります。関東圏の自治体と連帯し５年間という期限限定をもって本町に滞在逗留していただく取り組みでありまして、住民票の異動等を伴うものではありません。そのような、いわゆる制度をひとつやっていくということも大事なことかなと思っています。

これまでの高齢者の移住・定住促進は、地域の高齢化に拍車をかけるだけではないかとの見方もありましたが、高齢人口の増加は雇用の増加につながるとした見地で事業推進を図り、地域コミュニティの維持、文化の継承に努めてまいりたいと思います。

そして、移住促進の中では、何が非常に大事なのかというのはただ都会からアクティブシニアに来ていただく、都会から人に移住していただくではなくて、やはり積極的に地域コミュニティに参加する意識を持った人たちの定住促進を、移住促進を進めていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　人口増加、定住促進についても言っていただきました。

この定住化の中に、本年度、この間の３月議会で今年度予算をやりましたけれども、その中の下賀茂商店街の空き店舗を活用した何とかってありました。それ考えたときに、その下賀茂商店街もやっぱり閉まっているところが多いと。そういうのを活用して事業所として貸し出しする方法を町として考えたらどうかなと。空き家バンクも効果が出ているような気がするもんですから、そういう店舗対策もうまく考えてしていただけたらと思いますし、何かそういうものをうまく考えていただきたいし、町長、今答弁の中に山村留学という形があるという形がございました。今回、どこかのＮＰＯが、蛇石のほうでやっぱり定住促進のセミナーを開きたいという話を聞きましたけれども、その話を聞いたときにそれはいい話だと。なぜかというと蛇石は、あそこの蛇石の入り口にＮＴＴの交換機があると。ということはＮＴＴの交換機までは光ファイバーがいっているわけですから、それからＡＤＳＬが出ると。

蛇石なんていうのは、幾ら一番端っこまで行っても500メートル離れていないと、交換機からですね。という距離にありますから、となるともう役場のこのＡＤＳＬが早いという形の地区であると。だから、それをうまく宣伝しながら定住促進に進めたらどうかという話で言ってまいりいましたけれども、そういうことを定住促進と山村留学のこと、ほとんど似てると、同じだと、近いなと思うもんですから、そこをうまく推進していただきたいと思いますが、それについて２点言いましたけれども、ご答弁をお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

先ほどの下賀茂商店街の活用部分の関係でございますが、これは26年度の国の交付金のお金の中で繰り越しということで27年で今事業展開しておりまして、今商工会が事務局になっていただいた中で、各種委員を集めていただいて、そこの商店街の空き店舗を活用して出店等に結びつけていきたいということで取り組んではおりますが、まだ最終的なものというものができ上がってはおりませんもので、一応協議している段階だということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　山村留学とか移住促進ということに関しましては、これからも議員の皆さんのアイデアとか考え方をいただきたいなとは思っております。

この山村留学に関しましては、やはりワープステイと同じように、１年でも２年でもこの地元の学校に留学していただいて都会へ帰っていただく。実際問題、杉並区の場合は杉並区の健康学園があったわけであります。あれはあくまでも杉並区立の学校でありまして、そういうことでなくて、例えば南伊豆町立小学校に都市部から留学した場合に、山村留学した場合にどういう形ができるのか、そういうことを研究していきたいということです。

ご承知のように、特別養護老人ホームに関しましても、圏域をまたぐ施設でありまして、非常に調整が難しかったわけです、財政負担とかいろいろな負担も。そういう問題をぜひ解決していかないと具体的な取り組みになっていかないなと思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

〔７番　清水清一君登壇〕

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。

その件に関しまして、また山村留学に関しては、また教育長のほうに考えておいていただきたいなと、それはそれとしてまた委員会の中でまた質問させていただくかもしれませんので、教育長、よろしくお願いいたします。

続きまして、町内医療、福祉についてでございます。

高齢者等福祉、医療環境の整備についてという形で、医療環境もなかなか厳しいものがあるんですけれども、町としてこれからどう考えていくのか。また、２つ目の特養老人ホームの進捗状況はどうふうになっておるのかと。

また、共立湊病院の跡地、１市５町で管理するわけですけれども、建物を壊していく考えはあるというお話でございますけれども、この跡地を町としてはほかの１市５町に提案していかなければならない立場であろうかと考えます。ですから、そういうものを考えていただきたいなと思います。私が考えるには、やっぱり医療関係の、ベッドはなくてもいいから、医療関係のものを何か用意していっていただきたいなと考えております。

それとメディカルまでのバスが南上のほうにつきましては、また三坂のほうもそうなんですけれども、全部下小野で乗りかえになるという形があると。それを考えたときに、答弁等でいろいろありましたけれども、自家用車の有償制度とかという話がございましたけれども、それ以外にまた身体障害者みたいにタクシーの利用とか、あるいはもう一つ、車の免許の返納者について、これも考えてあげなければいけないのじゃないかなと考えます。それについてどう考えているのかをお伺いして、答弁を聞いて、私の質問とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

最後に、非常に盛りだくさんの質問になっております。

まず、高齢者等の福祉の医療環境の整備についての考え方ですけれども、高齢化が進行する中、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加及び介護者の高齢化など、高齢者を取り巻く課題は多様化しており、高齢者を支える体制づくりは急務となっております。

そこで、特別養護老人ホーム待機者の解消を目的とし、東京都杉並区との自治体間連携による特別養護老人ホームの整備を進めてまいりましたが、行政報告でも述べましたように、８月31日、建設・運営法人の社会福祉法人梓友会に決定し、平成30年１月の開所を目指しております。

さらに、同施設での短所入所は10床、通所介護事業者、居宅介護支援事業者及び地域交流スペースを整備するとともに、在宅サービスの充実を図り、同時に整備予定の健康福祉センターを併設することにより、健康福祉、子育て支援の基盤となる地域交流拠点としたいと思っております。加えて、施設整備のみならず、介護予防、在宅医療、介護の連携、認知症対策等を推進するとともに、地域包括ケアシステムの構築に努めてまいります。

また、医療関係の整備につきましては、町内に入院できる医療機関はなく、整形外科、産婦人科などの特定診療科についても、周辺市町への受診を余儀なくされておりますが、賀茂圏域唯一の公的病院である下田メディカルセンターの２次救急機能の充実を図り、圏域自治体や静岡県とともに広域連携を進め、３次救急医療機関との連携強化、ドクターヘリの24時間対応による救急医療体制の構築のほか、産科医療の確保及び充実に努めてまいりたいと思っております。

また、元中央公民館跡地建設予定地の特別養護老人ホームの進捗状況でございますが、行政報告でも述べましたように、自治体間連携による特別養護老人ホーム等の建設運営法人を公募し、応募にあった３社会福祉法人に対し南伊豆町自治体間連携による特別養護老人ホーム建設運営実施候補者選定委員会により第１次、第２次審査を実施し、建設運営事業者を決定いたしました。

９月24日には杉並区、社会福祉法人梓友会とともに、加納地区の皆さんに事業計画に対する説明会を行い、地区の皆さんから事業計画へのご賛同をいただきました。今後は、平成27年度末までに選定法人、静岡県、杉並区とともに特養本体の基本設計、実施設計に関する協議を進め、杉並区からの入所者の支援のほか、施設開所までに静岡県及び南伊豆町に新たな負担が発生しないように細部の調整を進めてまいりたい、このように思っております。

また、共立湊病院の跡地利用についての考え方ですけれども、非常に重要な問題だと思っております。行政報告でも申し述べましたように、平成24年５月に共立湊病院は下田に移転し、既に３年５カ月が経過いたしましたが、いまだに跡地利用計画は示されておりません。

旧病院施設の老朽化や敷地内の荒廃が顕著となっていることなどから、地元湊区を初め多数の町民の方々から早期解体撤去の要望をいただいておりますので、一部事務組合の責任において、旧湊病院跡地の早期解体撤去及び撤去後の適正管理も含め、組合管理者の下田市長に申し入れを行ってまいりました。今後は、一部事務組合による解体撤去による実施計画などが報告をされるものと考えられますもので、早期の解体整備に期待しているところであります。

次に、町民の下田メディカルまでのアクセスについてでございますが、平成20年５月に共立湊病院が下田市に移転したことに伴い、下田メディカルセンターでの受診に限りますが、町民の負担軽減を図り、早期治療の促進、町民の健康を守り、安心して生活できる環境整備を目的とする南伊豆町高齢者通院バス料金助成事業実施要綱を整備いたしました。

この制度は、路線バスを利用する通院に対して65歳以上の者及びその付き添い者１名を対象として、バス料金の半額を自己負担が１通院1,000円を超えないよう助成するものであります。多くのご利用者からもご好評をいただいておりますもので、今後も高齢者通院バス料金事業は継続してまいります。

それと、やはり公共交通が非常に不便な状況になってきている、そのような中で何度も申し上げますけれども、その交通体系をいろいろと考えていきたいと思っております。自家用有償運転、これらのことも本当に念頭に置きながら、新しい交通体系をつくり上げていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで２時15分まで休憩します。

休憩　午後　２時０５分

再開　午後　２時１５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報第６号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君）　これより議案審議に入ります。

報第６号平成26年度南伊豆町健全化判断比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　報第６号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、健全化判断比率である４指標、実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率のそれぞれの平成26年度数値を監査委員の意見を付して、議会へ報告するものです。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、当町の普通会計では、赤字ではなく黒字のため数値はありません。

実質公債費比率につきましては３カ年平均で9.3％、また、将来負担比率につきましては60.6％となりました。

いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告にかえさせていただきます。また、この後の報第７号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知ください。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第７号の上程、説明、質疑

○議長（稲葉勝男君）　報第７号平成26年度南伊豆町資金不足比率についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　報第７号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、公営企業に係る特別会計である水道事業会計、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、平成26年度数値を監査委員の意見を付して、議会へ報告するものであります。

水道事業会計につきましては、資金余剰金が出ており、また、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計及び妻良漁業集落排水事業特別会計につきましては、収支が均衡しておりますので、資金不足はありません。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

漆田修君。

○８番（漆田　修君）　個別意見の最初に水道事業会計についてでありますが、監査報告の決算は済んでしまったことでありますが、キャッシュフローについては良好というか余り芳しい状況ではなくないということでありますが、しからば何で水道事業の水道料金の改定においては料金の値上げをしたのかということについてはどうでしょうね。答弁は可能でしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　今は余剰金がございますが、一昨年まで欠損金が6,869万2,361円ほどございました。これが通年通しまして欠損が生じておりましたので、水道料金の改定という運びになったかと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　監査をやった関係で、公営企業会計の数年における経緯についてはよく理解しているつもりなんですが、結局、第５次拡張のかつての設備投資の支払い利息であるとか、あるいは減価償却という内部的な経費的な環境がかなりありますね。それが財政比率を逼迫したと、圧迫したというような経営分析の結果なんですよ。私もそういう認識でいますけれどもね。

今回の議第51号で、剰余金処分計算書で、さすがに金額は繰り越し利益剰余金として計上しておりますね。最終的には57号の議案で、その補正についての繰り越し処理の決算という

か、仕分け処理はされていませんね。剰余金の項目、同金額は来ていませんからね。実はそれとの関連もありまして、総合的に判断すると、結局かつての値上げは何だったのということになったんですね。近隣の市町村の水道料金との比較においても、それは指摘されているところでありますね。特に西伊豆の方なんか、南伊豆は高いからななんていうことをよく言われますけれどもね。

ですから、それを改めて、例えば公営企業会計、特に下水道と絡めた料金の体系を見直すというものは、最高責任者である町長に相談するとかという意思は担当部局としては持っておりませんか。いかがでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　生活環境課長。

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　この２月で全部の料金改定が終わりました。それで、今後の経営分析をした中で、料金改定については審議会を経まして進めてまいりたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　最後にしますが、新しい料金というのは、皆さんにもＰＲしていますか、県にＰＲ済みですね。ですから、この議案の上程になったということですよね、流れとしては。そうですよね。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えします。

水道料金の値上げにつきましては、もう当然議員もご承知だと思いますけれども、一般会計からの繰り入れが大体年間3,000万程度ずっと続いております。まだ続いております。値上げをしても、一般会計からの繰り入れをやって初めてこの余剰金が出ているという状況であります。

そして、今後、議員ご承知のように、拡張し過ぎという部分のところはあろうかと思いますけれども、今後、石井の浄水場とかいろいろな部分をまだまだ改修していかなければならない、改善していかなければならない、そういうことを考えたときに、この値上げもやむを得ざるを得ないかなと。それで、この形で平成30年までは一般会計からの繰り入れをやりまして、やっと赤字が解消するかというような状況です、公営企業会計は。

そして、その後さらに今度はまた石井の浄水場の問題、先になるのか後になるのか、これ

は皆さんで考えていかなければならない問題かなと思います。

そういうことを含めまして、今の状況になっていることをご承知おき願いたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　町長答弁は正しいと思いますよ。

結局、最終的に公営企業会計は各自治体とも非常にバスを抱えている自治体もありますしね、交通機関とか。これ非常に経費が偏在している。したがって、公営企業会計の35条で、例えば収益収支の補填する、あるいは資本的支出の補填するとかということは、ある意味では本体の会計をしっかり引っぱっていくという側面があるわけですね。

ですから、そこは、担当部局は正確な実態を把握して、それで最高責任者に常に上申するようにということをやられたらどうかと思うんですね。ですから、今の総務課長は、例えば業務課長のときですね、業務課のとき。私は当時、検診を１カ月を２カ月にしなさい。そして、業務課はもっとやるべき仕事がある。もっと有効的な利用、公営企業としての利用という視点を上げた仕事をしたらどうでしょうというようなことで、最終的には審議会で１カ月が２カ月になったというような経緯があるわけですよ。

そういうシステムを、行政のシステムを部分的に、一番いい方向にどんどん改良していくことが、あなた方のある意味、宿命なんですね。ですから、ぜひともそういうことを進めていただきたいと思います。

これについては、私は結構です。この案件については結構です。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　ただいまの質問に答弁よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第４６号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第46号南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第46号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります臼井善吾委員の任期が、本年10月26日をもって満了となりますが、温厚誠実な人柄で地域住民の人望も厚く、豊富な経験と教育に対する深い見識を有する同氏を最適任とし、引き続き任命したい、ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第46号南伊豆町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第46号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第４７号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第47号南伊豆町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（稲葉勝男君）　朗読を終わります。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第47号の提案理由を申し上げます。

教育委員会委員であります久保田藤江委員につきましては、本年10月26日をもってその任期が満了いたします。

今回その後任としてご審議をいただきます南伊豆町入間669番地の１、萩原利惠子氏は、人格も高潔で教育・文化に識見を有しており、教育委員会委員として適任者であるとともに、前任者同様に男女共同参画社会推進のため、女性の立場から教育行政の発展にご尽力をいただきたいと考えております。

つきましては、萩原利惠子氏を新たに教育委員会委員として任命いたしたく、ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第47号南伊豆町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第47号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第48号南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第48号の提案理由を申し上げます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）いわゆるマイナンバー制度に伴い、平成27年10月から個人番号の通知、平成28年１月から社会保障・税、災害対策の分野において利用が開始され、本町においても特定個人情報、個人番号、その内容に含む個人情報を取り扱うことから改正を行うもの

であります。

同番号法は、個人情報保護法制の中においては特別法の位置づけで、新たな措置については同法の規定が直接適用されます。また、従来よりも厳格化する措置については、個人情報保護法等の一般法を読みかえて適用するため、この規定の効力は条例に及ばず改正が必要となります。

主な改正項目は、１、従来の個人情報よりも厳格な取り扱いが求められていること。２、本人の関与についてより一層の保護が必要であると考えられること、などから、任意代理人についても開示請求、訂正請求、利用停止請求を認めることとなります。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　本年10月５日より行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行いたします。

本町においても特定個人情報を取り扱うことなどから、南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

同番号法の制定につきましては、個人情報保護法制化においては、特別法の位置づけを持つものでございますので、新たな措置につきましては、同法の規定が直接適用されることとなります。

一方で、従来よりも厳格化が必要とされる措置などにつきましては、個人情報保護法等の一般法を読みかえて適用するため、この規定の効力が本町で定める個人情報保護条例には適用されません。

このようなことから、南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

当該条例の一部改正における主要な改正内容でございますが、１点目といたしましては、情報提供等記録を除く個人特定個人情報について実施機関は一定の場合を除き、利用目的以外の目的のためにみずから利用してはならないことといたしました。

また２点目では、情報提供等の記録について、実施機関は利用目的以外の目的のために自ら利用してはならないことといたしました。

３点目は、保有特定個人情報については、本人の委任による代理人も本人にかわって公開請求等をすることができることといたしました。

さらに４点目では、何人も情報提供等の記録の除く自己を本人とする保有特定個人情報が実施機関により適法に取り扱われていないときにおいては、実施機関に対し当該保有特定個人情報の利用の停止等を求めることができることといたしました。

また５点目では、保有特定個人情報については、他の法令等の規定により公開を受けることができる場合であっても、この条例による公開請求ができることといたします。

このほか、各条例の改正に伴う条項の整理なども含めまして必要な改正を行うものでございます。

また、本条例の一部改正の施行期日につきましては、一部の規定を除き平成27年10月５日から施行することといたします。

当該一部改正に係ります新旧対照表につきましては、第１条については資料ナンバー１―１、第２条については資料ナンバー１―２として配付してございますので、ご確認をいただければと思います。

同表、右欄が改正前、左欄が改正後でございます。

まず、改正条例第１条に係る新旧対照表の資料ナンバー１―１からご案内をさせていただきます。

第２条の規定につきましては、用語の定義でございまして、特定個人情報、保有特定個人情報を追加したものでございます。

第７条第２項は、取得の制限でありまして、特定個人情報について本人取得の例外規定を適用除外としたほか、法令等に基づく場合を除く思想、信条、信教に関する取得制限の例外規定を適用除外といたしました。

第12条関係は、利用及び提供の制限でございまして、保有固定個人情報の適用除外のほか、第12条の２第２項のには、保有特定個人情報についての規定を追加したものでございます。

また、第16条第２項では、本人委任による代理人への公開請求権の付与を規定し、第17条第２項では、公開請求時の本人確認の対象に本人委任による代理人規定を追加したものでございます。

第18条は、保有固定個人情報の公開義務でございまして、第２号には利益相反のコード対象者に本人委任による代理人を追加し、第３号では公務員委任を有する者の範囲の変更のほか、日本郵政公社を削除いたしました。

第25条は、事案の移送に係る規定を追加したものでございまして、第27条第２項では公開の実施に係る本人確認の対象に代理人を追加するものでございます。

また、第29条第２項は、訂正請求権について本人委任による代理人に訂正請求権を付与したものでございます。

次に、第30条第２項でございます。訂正請求の手続でございまして、訂正請求時における本人委任による代理人を追加することとし、第34条では事案の移送に係る規定を追加してございます。

第36条関係につきましては、利用停止請求権における適用除外のほか、本人委任による代理人に利用停止請求権を付与するものでございます。

また、37条第２項は利用停止請求の手続に本人委任による代理人を追加するものでございます。

次に、第44条でございますが、他制度との調整でございまして、他法令により公開が可能であっても本条例により公開請求ができるものといたします。

続きまして、改正条例第２条に係ります新旧対照表として資料ナンバー１―２についてご案内をさせていただきます。

改正条例第２条の施行期日につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第１条第５号に基づく日となります。

第２条の用語の定義には、第５号として情報提供等記録を追加するものでございます。

これらにあわせて、第２条関係は個人情報の取り扱いでございまして、利用及び提供制限で情報提供等記録についての適用除外のほか、同記録についての実施機関による目的外使用の禁止規定を追加いたしました。

また、第25条では、同記録に係る公開請求の移送の適用除外、第34条では、同記録に係る訂正請求の移送を適用除外とするものでございます。

次に、第35条関係は、保有個人情報の提出先への通知についてでありまして、情報提供等記録の適用除外のほか、同記録に関する規定の追加を行います。

第36条の２につきましては、利用停止に関する規定でございまして、情報提供等記録については利用停止請求を適用除外としたものでございます。

当該条例の一部改正に関する説明につきましては以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第48号南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第48号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第49号南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第49号の提案理由を申し上げます。

本議案は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度における通知カード及び個

人番号カードの再交付手数料の規定を追加することが主な内容となっております。

マイナンバー制度では、10月から通知カードが順次発送され、来年１月からは申請された方に個人番号カードの交付が始まります。この通知カード及び個人番号カードの初回交付は無料となりますが、紛失した場合における再交付手数料につきましては、委任先である地方公共団体情報システム機構に支払う実費相当額として、通知カードの再交付手数料500円、個人番号カードの再交付手数料を800円とするものです。

また、満70歳から74歳までの方で運転免許証を自主返納した方及び満75歳以上の方から住民基本台帳カードの交付または更新もしくは再交付の請求があった場合、手数料を減免しておりますが、１月１日以降は個人番号カードの交付が始まり、住民基本台帳カードの交付が終了することから、個人番号カードの再交付の請求があった場合について減免する規定について改めるものであります。

詳細につきましては、町民課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

〔町民課長　渡辺雅之君登壇〕

○町民課長（渡辺雅之君）　議第49号南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして内容をご説明申し上げます。

町長の提案説明にありましたように、この改正はマイナンバー制度における個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の規定を追加することが主な内容となっております。

個人番号の通知カード及び個人番号カードの発行等に関連する事務につきましては、番号法総務省令第35条第１項の規定により、市区町村長は地方公共団体情報システム機構に行わせることができるとされております。

これによりまして、全ての市区町村が機構に対して一括して委任をしております。

この通知カード及び個人番号カードの発行等に関連する事務に要する費用につきましては、番号法総務省令第37条第１項の規定によりまして、市区町村長は地方公共団体情報システム機構に対して相当する金額を交付金として交付することとされております。

この交付金に対しましては、国が10分の10で補助することとされており、この国庫補助の

対象として通知カード及び個人番号カードの初回の交付手数料相当経費が含まれていることから、これらの初回の交付手数料は無料となっておりますが、再交付手数料相当経費につきましては、発行主体のミスによるＩＴチップの破損など再交付がやむを得ないと認められる場合を除き、国庫補助の対象外となることから、委任先であります地方公共団体情報システム機構に支払うそれぞれの原紙、ＩＣカードの購入原価等を考慮した実費相当額を再交付手数料として規定をするものでございます。

この実費相当額につきましては、地方自治法第245条の４第１項に基づく技術的助言として総務省自治行政局住民制度課発出の通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取り扱いについてにより、再交付手数料相当経費は、通知カードは500円、個人番号カードは800円とされております。

改正の内容につきましては、お手元にご配付してございます資料ナンバー２の新旧対照表によりご説明をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、左側が改正後、右側が改正前の条文でアンダーラインを引いてある部分が今回改正をする箇所となっております。

第１条による改正につきましては、手数料条例の別表に、個人番号の通知カードの再交付手数料の額を１件につき500円と規定をするものでございます。

次に、第２条による改正は２点ございまして、１点目は手数料の減免規定のうち、第６条第７号の規定では、満70歳から満74歳までの方で運転免許証を自主返納した方や満75歳以上の方から住民基本台帳カードの交付または更新、もしくは再交付の請求があった場合について手数料を減免しておりますが、来年１月１日以降は個人番号カードの交付に伴い、住民基本台帳カードの交付が終了することから、個人番号カードの再交付申請の請求があった場合について減免する規定に改めるものでございます。

１枚おめくりください。

２点目でございます。来年の１月からの個人番号カードの交付に伴い、第１条で改正した別表について再度改正をするもので、住民基本台帳カードの交付または更新、もしくは再交付１件につき500円の規定を個人番号カードの再交付１件につき800円に改めるものでございます。

なお、個人番号カードの再交付に伴う電子証明書の再交付手数料が別途かかりますが、この部分につきましては、地方公共団体情報システム機構が定めることになっておりまして、機構からの委託に基づき市区町村において徴収することになるため、電子証明書については

手数料条例の制定は不要となっております。

新旧対照表による説明は以上でございますが、次に、改正条文に係る附則の説明をさせていただきます。

改正条文、１枚めくっていただきまして、附則をごらんください。

施行期日につきましては、第１項によりまして、個人番号の通知カードの再交付に係る手数料を規定する第１条の改正規定につきましては、平成27年10月５日から施行いたします。手数料の減免規定の改正及び個人番号カードの再交付に係る手数料を規定する第２条の改正規定につきましては、平成28年１月１日から施行するものでございます。

次に、附則の第２項によりまして、第２条の規定の施行日前において同条の規定による改正前の南伊豆町手数料条例別表の規定により納付すべきであった住民基本台帳カードの交付または更新、もしくは再交付手数料につきましては、なお従前の例によります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

長田美喜彦君。

○５番（長田美喜彦君）　この条例、あれですけれども、マイナンバー制度は今いろいろと問題になっておりますけれども、これ町民にもっと十分に周知をしていただきたいと思っておりますので、これはどういうのかなと思って。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

議員ご指摘にございました住民への周知ということでございます。ご案内のとおり、テレビ、ラジオ、いろいろな番組でマイナンバーの情報はかなり流れているのかなというふうには思います。また、町のほうも広報紙を通じまして、広報「みなみいず」で２回ほど既にご案内もさせていただき、また各戸によくわかるマイナンバー制度というようなものも配布をさせていただいたところでございます。いよいよ通知がその10月からということで、10月の広報にもご案内のほうをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、住民の方々にしっかりと周知をするということは非常に重要なことでございますので、これからも広報等を通じまして、しっかりと皆さんにご案内をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（稲葉勝男君）　長田美喜彦君。

○５番（長田美喜彦君）　これはね、大事なものだと思うんですが、これはなくしたら、再交付の例が書いてありますけれどもね。別に税金の免除なんかも結局それで消費税の減額だとか、そういう問題がありますよね。それは大事なものだということを結局住民に十分に周知をさせないと、なくしたりするようなことがあると思うので、そういう点を十分に町民に知らしめておいてほしいと思っておりますので、その点よろしくお願いを申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

このマイナンバー制度で来年度から、10月５日からこの先ほどの条例でも説明ありましたけれども、それで行うと、個人ナンバーも行うという形でございます。

そう考えたんですけれども、これまで住基カードで住基ナンバーというものがありましたね。それで、住民票をもらうときに、番号いいですかという形でやってナンバー入れてくださいとか、入れなくてもいいですよという話をよくしたんですけれども、これまでの住基カードにあるそのナンバーとこの個人番号とマイナンバー制度のナンバーと途中で変わるわけですけれども、これはいつの日付をもって変わってくるのか、住民票とるときのね。とるときの番号は、その番号をつけてくださいということで、もう番号はいつの日付で変わるのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　お答えをいたします。

住基カードにつきましては、今現在、番号等は表面上載っておりません。

このマイナンバーというのは、この住民票コードを変換をしてつくる番号になります。この住民票コードが一番重要なところでありまして、それを変換してマイナンバーといたします。

法律の施行日ですが、28年１月１日からになります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　わかりました。この条例はあれなんですけれども、法律が要するに今度の１月１日施行ということですから、ことしいっぱいは住基の番号で行うと、住民票、同じ番号が出てくるはずが、ちょっとずつ変わってくると思うもんですから、聞いているんですけれども、住民票に対しての番号はこれまでの住基カードで、住民基本台帳のナンバーですよね。台帳カードのナンバーは載ってきたと。

これは、今度は住民票に対しては個人番号の番号がついてくるというのは１月以降の証明書をもらうと、住民票等をもらうときに出てくるというふうに解釈してよいということで、そう解釈していただきたいと。要するに、そういうふうに考えていただきたいということでよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　町民課長。

○町民課長（渡辺雅之君）　住民票を請求する場合において、今現在、住民票コードを表示しますか、しませんかという欄があります。そこでしますと言った方には住民票コード入りの住民票を発行するということになります。

マイナンバー制度になりましても、これは従前と変わらず、このマイナンバーを表示しますか、しませんかというところが出てきます。これを請求される方がマイナンバーを表示するということで申請書に記載されているのであれば、マイナンバーを表示した住民票が交付できます。マイナンバーを表示しない交付も、どちらでもできるような形になります。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第49号南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第50号備品購入契約について（平成27年度緊急地震・津波対策事業可搬ポンプ付積載車購入）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第50号の提案理由を申し上げます。

本議案は、指名競争入札によって、購入金額939万6,000円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額69万6,000円をもって株式会社東海消防機材商会と締結した仮契約について、地方自治法第96条第１項及び議会の議決に付すべき契約及び財産又は処分に関する条例第３条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

南伊豆町消防団第２分団第２分隊毛倉野地区の配備の消防車両は、消防団員による日常の点検整備により、配備後22年間にわたって管轄地域の安全・安心に寄与してきましたが、車両及び可搬ポンプの経年劣化に伴い、火災等の緊急出動対応に特段の配慮が必要な状態となりました。

このため、新たに消防車両の更新を行うもので、指名競争入札落札者である株式会社東海消防機材商会との契約を行うものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

渡邉哲君。

○２番（渡邉　哲君）　２番、渡邉。

この質問が今のあれにそぐわなかったら取り下げますけれども、この入札の件なんですが、過去においては、我々自動車屋も入札に参加をさせていただきました。ところが、二、三年前から急にポンプ屋さんに入札が一本化されちゃったんですね。それで、カメラがいないか

らしゃべりますけれども、これすごくもうかるんですよ、本当に。

そして、はっきり言って、ここに東海消防、この方たちはあくまでも商社であって、ここで車をつくっているわけじゃないんですよね。下請下請下請、下請が３社あります。ただできたものを町に納入してもうかっていると。

〔発言する人あり〕

○２番（渡邉　哲君）　でも、議長と話していますから。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉議員、ちょっと待って。

議長との話じゃなくて、これは入札の問題ですから。ですから、後で。

○２番（渡邉　哲君）　ここのあれにはそぐわないですか。

○議長（稲葉勝男君）　そうです。

○２番（渡邉　哲君）　それじゃ取り下げます。

失礼しました。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　入札は公正に行われているという観点から、もうかるとかもうからないということをこういう公の場で発言されるのは非常に困るわけで、議員のほうから取り下げるというお話がありましたから、この発言は全てなかったものということでご了解願いたいと思います。

〔「そうですか」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第50号備品購入契約について（平成27年度緊急地震・津波対策事業可搬ポンプ付積載車購入）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第５１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第51号平成26年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第51号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業第32条第２項の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　議第51号平成26年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

地方公営企業法第32条第２項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

水道施設の多くが耐用年数を過ぎ、今後更新時期を迎えることとなりまして、更新事業を

施行するに当たりまして莫大な費用の発生が見込まれます。そのことによりまして、将来収益の悪化が予想されます。そのため、次年度以降で発生が予想されます欠損処理に充てるために、平成26年度の未処分利益剰余金１億8,968万6,484円全額を繰越利益剰余金として処分しようとするものでございます。

また、未処分利益剰余金の主な要因としまして、従来補助金や受贈等で取得した償却資産は資本剰余金として計上しておりました。会計基準の見直しにより、本年度より長期前受金という新たな勘定科目を設けまして、償却見合い分を長期前受金戻入として収益化することとなったものでございます。この未処分利益剰余金につきましては、損益収支の上では利益として計上されますが、現金を伴う利益ではなく、あくまで会計基準の見直しにより計算上発生したものであるため、業績が改善するというものではございません。

以上で内容説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第51号平成26年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで３時15分まで休憩とします。

休憩　午後　３時０５分

再開　午後　３時１５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第５２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第52号平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第52号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額４億8,896万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ52億4,610万7,000円とするものです。

歳出の主なものについては、地域づくり推進費６億3,077万2,000円を減額し、国民健康保険費1,257万円、道路維持費2,200万円、河川改良費1,570万円、災害対策費1,560万円、文化財管理費710万円などをそれぞれ追加するものであります。

また、これら歳出に対応する財源として、地方交付税6,058万6,000円、繰入金1,011万3,000円、繰越金7,893万4,000円などをそれぞれ追加し、補助金の決定から国庫支出金６億4,413万5,000円を減額するものです。

詳細につきましては、総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　橋本元治君登壇〕

○総務課長（橋本元治君）　議第52号の内容説明を申し上げます。

平成27年度南伊豆町一般会計補正予算書（第２号）、１ページのほうをごらんをください。

第１条によりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億8,896万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億4,610万7,000円としたいものでございます。

また、第２条の債務負担行為の補正につきましては、予算書６ページにお示しのとおり、自動車賃借料を追加するものでございます。

それでは、歳出から主なものについてご説明を申し上げます。

予算書18ページ、19ページをお開きください。

２款１項12目地域づくり推進費を６億3,077万2,000円減額し、２億1,869万3,000円としたいものでございます。これは13節委託料を６億4,119万3,000円減額するもので、国庫補助事業の交付決定に伴うものでございます。

右、説明欄の62事業、地熱資源開発事業における地熱開発理解促進業務委託料で7,491万8,000円のほか、地熱資源開発調査業務委託料で５億6,765万円をそれぞれ更正減するものでございます。

次に、22、23ページをごらんください。

３款１項１目社会福祉総務費を1,217万6,000円増額し、３億5,573万4,000円としたいものです。

13節の委託料では、避難行動要支援名簿管理システムの導入に伴う業務委託料として482万3,000円を追加するほか、臨時福祉給付金に係る事業精算分として国庫支出金返納金554万7,000円、健康福祉センター整備に伴う旧南伊豆幼稚園解体工事費200万円などを見込んでおります。

このほか、４目国民健康保険費では1,257万円を増加し、１億3,082万8,000円としたいもので、28節操出金として1,198万6,000円を計上いたしました。これらは、国民健康保険特別会計及び国保会計保険基盤安定に係る操出金でございます。

続いて、32、33ページをごらんください。

７款２項１目道路維持費を2,200万円増額し、6,501万4,000円としたいものでございます。各地区からの要望に基づく中で、緊急性の高いものから優先的に路面、路側、安全施設のほか、排水路の補修工事を行うものでございます。

２目道路新設改良費では、工事請負費として615万円を増額し、町道２路線の改良工事を

見込んだものでございます。

また、７款３項河川費につきましては、１目河川費に890万円を増額し、２目河川改良費として1,570万円を見込みました。こちらも同様に地区要望のほか、災害回避に伴う緊急性に鑑み、河川維持補修並びに４河川の改良工事を予定するものでございます。

次に、36、37ページをごらんください。

８款１項５目災害対策費を1,560万円増額し、9,660万9,000円としたいものでございまして、全て448事業、大規模地震対策事業でございます。津波避難計画策定業務委託料及び三坂地区防災センター整備に係る工事請負費、防災備品の購入を見込んだものでございます。

次に、40、41ページをごらんください。

９款４項３目文化財管理費でございますが、710万円を増額し、1,204万4,000円としたいものでございます。全て514事業、文化財管理事務でございまして、県から返還されてまいります日詰遺跡出土品の収納倉庫を整備するため、13節委託料の270万円のほか、工事請負費に435万円をそれぞれ見込みました。

続きまして、歳入における主なものについてご説明を申し上げます。

予算書の12、13ページをごらんください。

10款１項１目地方交付税を6,058万6,000円増額し、18億9,932万6,000円としたいものでございます。１節地方交付税は、全額普通交付税でございます。

14款国庫支出金につきましては、１項１目民生費国庫負担金を542万8,000円増額し、１億6,486万円としたいものでございます。全て１節社会福祉費負担金で国保会計、保険基盤安定負担金でございます。

また、２項６目総務費国庫補助金では６億4,956万3,000円を減額し、6,064万6,000円としたいもので、同補助金の交付決定に基づき地熱開発理解促進関連事業支援補助金を7,794万8,000円、地熱資源開発調査事業費助成金を５億7,189万7,000円、それぞれ更正減し、個人番号カード交付事務費補助金を28万2,000円増額するものでございます。

このほか、18款繰入金では、次ページになりますが、２項１目基金繰入金の３節緊急地震・津波対策基金繰入金として959万円を見込み、19款繰越金では7,893万4,000円を増額し、２億4,893万4,000円としたいものでございます。

なお、一般職の給与費に係ります補正前後の明細書につきましては、予算書46、47ページに付してございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

議第52号の詳細な説明につきましては以上のとおりでございます。ご審議のほどよろしく

お願いをいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　２つあります。

まず、23ページの国民健康保険費に関しての操出金、保険基盤安定の繰り出しに関連して、これ町長に質問を行います。

これ国保の都道府県化がこれから検討されておりますけれども、第189回通常国会、５月19日の参議院の厚生労働委員会で日本共産党は国保料の課題として、１つは、生活保護基準をぎりぎり上回っている低所得の世帯が国保料、税を払うことによって生活保護基準以下に落ち込む実態を、これを披瀝して、介護保険には保険料を賦課されて生活保護基準以下になった場合には保険料免除する境界措置があることを指摘して、介護保険と同様に境界層措置を設けるべきという質問。

もう一つは、一般質問で地方創生に関連して若者世帯の支援策を話しました。こういう議論が出てきたところで、子供が多いほど保険料はふえる均等割、例えば東京23区の国保の場合は均等割１人だと、子供が１人だと４万3,000円、２人だと８万6,000円、３人になると12万、こういう上がっていって子育てに対する逆行ではないかと。軽減措置を設けるべきだと。こうしたことに関して、全国知事会はせめて境界健保並みに１兆円の財政支援を国民健康保険に行うべきだという提言をしているそうですが、この点、ご承知であるのか。また、こうした点を鑑みて、全国町村会の場でもこうした意見を具申をしていただきたいというふうに思います。この件でのご認識を伺います。

もう一つは、41ページの県からの日詰遺跡埋蔵文化財の管理倉庫設置等々、歓迎することでありますが、具体的設置場所とか保管の方法、これに関してご答弁をいただければというふうに思います。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

生活保護者に対する国民健康保険料の減額というお話ですね。まず、その点に関しまして、町単独でこれを制度化していくというのは非常に難しいんじゃないかと、財政的に。これはこのように思っております。

国の援助とかそういうことを考えられるんであるなら、その方向性で、今言われた全国知事会での提言とか、例えば町村会での提言とか、そういうことに対して、我々は賛成、賛意を表していくということはやぶさかではない、このようにに思っております。

それと若者世帯、多子世帯に対する課税が大きくなっていくという問題に関しましては、この件に関しましても、やはり町単独では非常に難しい問題であろうかと思います。ただ問題は、この多子世帯、子育て支援ということを考えたときに、やはり国のとるべき施策としては、そういう方向性、今、議員がおっしゃるような方向性というのは当然考えていかなければならないかと思います。

こういうことに関しまして、やっぱり全国知事会とか、我々は町村会でありますけれども、そういう場で発言をする機会があれば発言をしていきたい、そのように思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この問題に関連してですけれども、もう一つ、確認なんですけれども、町長がいわゆるワープステイとかというのは、まず住民票を移すことを前提にしてワープステイとするのか、そうじゃなくて単なる身柄だけということで考えているのか。仮に、住民票を移した場合に、都市から地方に行った場合に、国民健康保険が莫大な負担になるというのは、移住する上での大きなネックになっているんですね。定年退職しても、いわゆる住民票は持ってこないで住んでいる方々がたくさんおります。そうした点での検討、もちろん私も先ほどの子供世帯や政府に対しても、自治体単独ということではなくて、全体の制度としてこれをしなければ、地方に移住するというのは、ＣＣＰの動きというのは、根本的なところが欠落していては、その動きは加速はされないというふうに思うですね。その点はどうご認識になるのか。

○議長（稲葉勝男君）　町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおりで、地元負担がふえるということに関しては、非常に僕らは鋭敏になっていかなければいけないだろうと。だから、特別養護老人ホームに関しましても、いわゆる住所地特例の形で地元負担がないようにしていくと。そして、今ワープステイの話ですけれども、今、私たちが限定して杉並区と南伊豆町との間でのワープスイを限定して考えているということは、今言われたとおりで住民票を移さない、そのかわり住民票を移さない

けれども、こちらで生活することによる行政負担は当然あります。これに関して、どのようにするかということを今杉並区の担当といろいろ調整、これから考えていこうというところで今進めております。

単に昔からよく言われるように、高齢者にどうぞ自由という形で地元負担がふえるような形ということは考えていません。なるべくそういう議論をもっともっと深めながら両方の、杉並区も、南伊豆町もウイン・ウインの形になる、こういう形を模索していきたいと今思っております。

そういうことでよろしくお願いします。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　今の地元負担というか自治体というか、該当者、移住者当人が国保のべらぼうな都会から来た場合を、国保の分野での議論で繰り返し議論を出しますけれども、例えば杉並は限度額に係る、捕捉される方々は1,200万以上の収入の人しかかからないと。ところが、南伊豆町の場合はもう500万とか600万からかかってしまうと。これが、定年後の移住のネックになっていること、これは地方どこでもそうなんですが、こういうことがあるということは、念頭に置いて自治体の持ち出しがあるとか何かではなくて、制度そのものが都市と地方でべらぼうな格差があると、そこを制度設計で国に対してしっかりと負担をしながら、地方での負担、もちろん現に住んでいる方々が多くの負担をしているわけですけれども。この点、答弁要りませんので、ぜひしかるべきところで文書も含めて提言して改善に努めていただきたい。

○議長（稲葉勝男君）　総務課長。

○総務課長（橋本元治君）　お答えをいたします。

日詰遺跡の設置場所でございます。旧三浜中学校の跡地に整備をさせていただきます。そちらのほうに集合したいということで考えています。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野孝行君）　お答えいたします。

埋蔵文化財の保管倉庫につきましては、設置場所は旧南上保育所の跡地を予定しております。

入れる物についてなんですが、議員の皆様、視察をされた方もいらっしゃると思いますけれども、皆様方の前にある机よりちょっと小さいぐらいの天箱と申しましてグレーの箱ですね。あれに旧大仁高校に354箱、さらに旧南伊豆幼稚園、そちらのほうに1,245箱出土品がご

ざいます。

そちらのほうを今申し上げましたように、南上保育所の跡地にプレハブ倉庫、大体湯けむりホールの横にマイクロバスとかが入っているプレハブがございますが、あれよりちょっと小さいぐらいのプレハブを予定しておりますが、あれを設置して保管する予定でございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　構造は了解しました。三浜じゃないですね。三浜では津波が心配だなと思って。

南上の場合は、土石流の心配とか、それは大丈夫ですか、危険区域になっていないですか。

○議長（稲葉勝男君）　教育委員会事務局長。

○教委事務局長（大野孝行君）　議員ご指摘のとおり、急傾斜か何かだと思いますけれども、なっておりますが、人的な施設ではないもので、とりあえずなかなかほかのところというのが想定できないというところで考えております。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この間、土石流の問題ではさまざまな報告会とかあるものでね。また埋まっちゃったらね、本当に冗談じゃなくして、もうちょっと幼稚園とか解体することであれば、場所ももうちょっときちんとしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。ごめんなさい。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　７番、清水。

この予算書の14、15ページの雑入でございます。この112公共施設省エネルギー300万の減額、それで振興協会のほうから500万入ってくるという形でございますけれども、これは行って来いでなっているのか、それとも何かやめたのか、あるいは何かやるのか、あるいはどういう形でこの雑入としてこれは入っているのかをお伺いいたしますし、もう一つは、まず２点だけ聞かせていただきます。

18、19ページの委託料、地域づくり推進費、60の委託料、お試し移住拠点整備事業委託料と、それは１回どこへどんな建物を建てる考えがあるのか、そういうものについてもお伺いいたします。

その２点お願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

まず、雑入の公共施設省エネルギー化事業助成金と市町村振興協会助成金の△300万円と500万円の件ですけれども、これにつきましては、省エネルギーに関する事業検証費としてバイナリー発電機、またヒートポンプ等の設置に係る費用を事業化した場合に、冒頭、例えばなんですが、こういったところのＬＥＤ電球変換化等をしますと、上限が300万のところは500万円の補助金額になってまいります。

ですので、一旦年度想定、当初に予定をしておりました各公共施設のＬＥＤ化等を一旦ストップする形で、本年度につきましては、バイナー発電機のときとまたヒートポンプ等の検証のほうに財源を確保したいということのくらがえの分の行って来いとなっております。これが１つ目です。

２つ目の説明をさせていただきます。

お試し移住のビジターセンター、センターの整備ということになりますけれども、これは商工会脇のニュー南伊豆ホテルを借り受けまして、フロントロビー等を整備した上で、まず案内所を本年度中に稼働目標につくらせていただきます。

その後につきましては、ゲストハウスという形で１カ月から１年以降、泊まれる、滞在できる施設に変換していきたいわけなんですけれども、長らく施設が稼働しておらなかったものですから、消防設備等が全て壊れておりまして動きません。現在、その改修の費用ということでお願いをする、活用をさせているところでございます。

以上、２点でございます。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　となると雑入に、助成金というのは19ページにございますバイナリー発電機の設置工事費のほうへ回すという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　一番大きい金額としましてはそうなってまいりますけれども、低炭素化社会に向けてといった、その項目ですね。省エネルギー化ということについて、これが低炭素化社会の実現につながるということで、そのための若干追加の予定、ヒートポンプ、今度温泉熱を暖房に効率的に使えるかといったようなことについても、打診がきているものですから、そういった実証実験等への費用にも充てさせていただきたいと思っております。

大原則としては、議員のおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　清水清一君。

○７番（清水清一君）　ありがとうございます。

それと、あともう２つ聞きたいんですけれども、28、29ページの水産振興費で南伊豆漁場開発整備事業補助金という形でございますけれども、どのような事業をやられるのか。

それと次のページの観光委託料ですね。宣伝委託料が210万円、観光交流館指定管理委託料99万4,000円をつけていますけれども、これはどういう形でつけるようになったのかお伺いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　産業観光課長。

○産業観光課長（齋藤重広君）　お答えいたします。

まず、５款の３項水産業費の部分の南伊豆漁場開発整備事業の補助金の関係でございます。これにつきましては、一般質問等でもお答えさせていただきましたが、漁協の南伊豆支所におきまして、温泉水を活用したアワビの実証実験を行いたいということでありまして、それに対する補助ということでございます。

それから、その次のページの６款の商工費の委託料の部分でございますけれども、宣伝委託料の210万につきましては、観光協会のほうにこれは委託はしているんでございますけれども、今回フェスタ南伊豆があります。10月18日にございますが、そこのところへ杉並区の阿波踊りの連がそこへと来るような格好になっております。そこの部分に対しての経費です。それとあわせまして10月、明日ですけれども、観光協会が一般社団法人化されます。そこの部分に対する委託です。

それから、もう一つ、湯の花観光交流館の指定管理委託料ということで、これも観光協会に委託はしているんですが、これにつきましては、施設内の整備等が若干サイクリングの駐輪場をつくったんですけれども、その整備に絡んだ中で、ほかの部分でかなり修繕というか、そういうものが発生しましたものですから、そこに対する事業に対しての委託料を上げるということでございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　岡部克仁君。

○１番（岡部克仁君）　１番、岡部です。

先ほどの19ページの企画課長が言われました定住者の拠点となるニュー南伊豆ホテルでし

たっけ、そこの施設整備等の100万円ですけれども、定住希望者がこちらで住むところを探したりするときにここで拠点としてということですけれども、いつ来るかわからなく、かなり設備も古くお金かかるので、それ民宿みたいなところに泊まってもらってお金を少し補助をするとかという、そういう別の方法というのはなかったんでしょうか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

これに関しましては、町長もこの２日間、答弁を続けておりますお試し移住、ワープステイの件とも関連している部分でございまして、もともとにつきましては、相手方の杉並区というものがなかなか見えていない時代から、まだない時代からの話だったものですから、そういった際ですといつ来るかわからないといったようなご指摘のとおりのことが起こってくるわけなんですけれども、今回につきましては、本年度につきましては、杉並区との連携の中でお互いに案内人、コンシェルジュといったものをつくった上で、半ば常駐をした形で定期的にやり取りをしながら移住策を進めていこうということになります。

そのため、ある程度の広さと、またあそこは源泉も引いてございますので、お風呂に入ったりしながら数日泊まりながら案内でいろいろなことができるということで、あの場所を選定した次第でございます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第52号平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第53号平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第53号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による国民健康保険税の調整並びに医療費の動向を勘案した保険給付費の調整等が主な内容となっております。

歳出につきましては、保険給付費を4,210万円、諸支出金を1,810万1,000円増額し、後期高齢者支援金等を935万7,000円、前期高齢者納付金等14万円及び介護納付金397万9,000円などそれぞれ減額するものです。

また、歳入については、国民健康保険税を654万2,000円減額し、国庫支出金1,025万1,000円、療養給付費交付金を770万1,000円、前期高齢者交付金62万5,000円のほか、県支出金で18万円、繰入金1,198万6,000円及び繰越金2,252万4,000円を増額するもので、歳入歳出予算にそれぞれ4,672万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額18億328万円とするものです。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明が終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第53号の内容説明を申し上げます。

歳出から主なものを説明申し上げます。

14ページ、15ページをごらんください。

２款１項１目一般被保険者療養給付費でございますが、3,600万円増額し、９億3,000万円としたいものであります。内容は、19節負担金補助及び交付金の一般被保険者療養給付費につきまして、直近の給付実績に基づき年間の給付費を推計し、3,600万円の増額をお願いするものでございます。

次に、２目退職被保険者等療養給付費は580万円増額し、4,080万円としたいもので、内容は、同様な理由でございます。

３款１項１目後期高齢者支援金でございますが、社会保険診療報酬支払基金へ概算納付額が確定されましたので935万7,000円減額し、１億7,807万円としたいものであります。

次に、16ページ、17ページをお願いします。

６款１項１目介護納付金につきましても、納付額確定により397万9,000円減額し、7,728万4,000円としたいものです。

11款１項３目償還金でございますが、23節償還金利子割引料の療養給付費等負担金償還金を1,810万1,000円増額するもので、これは、前年度における超過受け入れ額を返還するためのものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

戻りまして、10ページ、11ページをお開きください。

１款１項国民健康保険税でありますが、１目一般被保険者国民健康保険税を181万4,000円、２目の退職被保険者等国民健康保険税を472万8,000円それぞれ減額したいものであります。内訳でございますが、一般、退職とも７月に実施しました本算定の額の調整を図るもので、一般分の１節医療給付分現年課税分から退職分の３節介護納付金現年課税分まで、それぞれの記載の金額を減額するものでございます。

３款１項１目療養給付費等負担金でございますが、703万7,000円を増額し、２億6,021万4,000円としたいものであります。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、２項１目国庫補助金でございますが、321万4,000円を増額し、8,737万円としたいもので、１節の普通調整交付金の増額でございます。

４款１項１目療養給付費交付金でございますが、770万1,000円を増額し、5,689万1,000円としたいもので、１節現年度分、退職被保険者等療養給付費交付金及び２節過年度分でございます。

５款１項１目前期高齢者交付金でございますけれども、62万5,000円を増額し、４億6,773

万6,000円としたいものであります。現年度分でございます。

10款１項１目一般会計繰入金ですが、1,198万6,000円を増額し、１億1,116万7,000円としたいものであり、保険基盤財政安定化支援事業繰入金でございます。

11款１項繰越金でございますが、その他繰入金の前年度繰越金を2,252万4,000円増額するものでございます。

８ページ、９ページにお戻りください。

歳出合計でございますが、補正前の額17億5,655万5,000円、補正額4,672万5,000円、計18億328万円、補正額の財源内訳ですが、特定財源の国県支出金1,043万1,000円、その他481万8,000円、一般財源3,147万6,000円となっております。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

◎会議時間の延長

○議長（稲葉勝男君）　ここで申し上げます。

本日の会議時間は議案審議の都合により延長いたします。

了解ください。

○議長（稲葉勝男君）　これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第53号平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第54号平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第54号の提案理由を申し上げます。

本議案は、平成26年度保険給付費の確定に伴う交付金、負担金の追加交付金、保険給付等の利用者増大に伴う事業費の拡大に伴う歳入歳出調整の内容となっております。

歳出につきましては、総務費を36万4,000円、保険給付費を184万1,000円、地域支援事業費を34万3,000円、諸支出金を139万9,000円増額するものです。

また、歳入については、交付金、負担金等増額分として国庫支出金115万円、支払基金交付金を143万6,000円、県支出金を57万4,000円、繰入金を179万4,000円増額し、繰越金を100万7,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額についてそれぞれ394万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を11億3,094万5,000円とするものです。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第54号の内容説明を申し上げます。

同じように、歳出から主なものを説明申し上げます。

12ページ、13ページをお開きください。

２款保険給付費の説明です。１項、２項、４項、それぞれ各節の項目を直近の実績に基づき、年間必要額を推計し、補正増をさせていただきたいものでございます。

１項につきましては、介護サービス等諸費135万円増額し、９億6,223万円としたいものでございます。２項介護予防サービス費等諸費でございますが、19万1,000円増額し、4,325万1,000円としたいものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

４款１項介護予防事業費ですが、15万円増額し、1,242万6,000円としたいものでございまして、２目介護予防一般高齢者施策事業、高齢者サロン活動支援事業委託料の増額をお願いするものでございます。昨年から実施しておりますが、健康サロンを開始する方が多くなってございまして、増額補正をお願いするものでございます。

７款２項償還金及び還付加算金でございますが、139万9,000円増額し、200万円にさせていただきたい、お願いするものでございます。１目償還金、３目１号被保険者保険料還付金の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページをお開きください。

４項１項１目介護給付費負担金でございますが、102万1,000円増額し、１億9,041万1,000円としたいものでございまして、新たに設けられた低所得者保険料軽減に対する国庫負担金を増額するものでございます。これは、先ほど横嶋議員からご説明あった保険料軽減をした分に対する国の負担金の増額でございます。

５款１項１目介護給付費交付金でございますが、143万6,000円増額し、３億603万8,000円とするもので、平成26年度分の確定に伴う追加高額に基づく増額補正でございます。

６款１項１目介護給付費負担金、県の分でございますが、この増額も先ほど国庫負担金と同様に低所得者保険料軽減に対する県負担金を増額するものでございます。

９款１項一般会計の繰入金でございますが、179万4,000円増額し、１億5,861万7,000円としたいもので、地域支援事業繰入金、その他一般会計繰入金につきまして、事業見込み額の変更、新規の低所得者保険料軽減に対する町の一般会計の法定負担分のそれぞれ増減額をお願いするものでございます。

10款１項１目繰越金でございますが、100万7,000円を減額し、６万8,000円としたいものでございます。前年度繰越金でございます。

８ページ、９ページに戻ってください。

歳出合計でございますが、補正前の額11億2,699万8,000円、補正額394万7,000円、計11億3,094万5,000円、補正額の財源内訳は、国庫支出金19万3,000円、一般財源が375万4,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第54号平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第54号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第55号平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第55号の提案理由を申し上げます。

本議案は、本算定実施による後期高齢者医療保険料の調整並びに後期高齢者医療広域連合納付金の調整が主な内容となっております。

歳出につきましては、諸支出金を54万2,000円増額し、後期高齢者医療広域連合納付金を101万4,000円減額するものです。

また、歳入につきましては、繰越金を７万2,000円、諸収入を54万2,000円増額し、後期高齢者医療保険料を103万8,000円、繰入金を４万8,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ47万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億760万7,000円とするものです。

なお、詳細につきましては健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　黒田三千弥君登壇〕

○健康福祉課長（黒田三千弥君）　議第55号の内容説明を申し上げます。

同じように、歳出から説明申し上げます。

ページ、12ページ、13ページをごらんください。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、19節負担金補助及び交付金の保険料負担金を101万4,000円、概算交付額の確定により減額をさせていただくものでござ

います。

３款１項、２項の還付加算金、一般会計操出金、それぞれ記載の金額を補正増額お願いするものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページ、11ページにお戻りください。

１款１項１目後期高齢者医療保険料を103万8,000円減額するもので、本算定の実施により１節の現年分保険料、特別徴収保険料を116万円減額し、普通徴収保険料を12万2,000円増額するものでございます。

４款１項１目事務費繰越金でございますが、広域連合からの本年度事務費繰越金が確定したため、４万8,000円を減額するものでございます。

次に、５款１項１目繰越金でございますが、前年度繰越金を７万2,000円増額するものでございます。

雑入、６款でございますが、４項１目雑入でございますけれども、前年度の事務費の負担金の精算額を52万3,000円増額するものでございまして、先ほど説明しました歳出の一般会計操出金に対応するものでございます。

８ページ、９ページに戻ってください。

歳出合計でございますが、補正前の額が１億807万9,000円、補正額47万2,000円の減、計１億760万7,000円でございます。補正額の財源内訳でございますが、一般財源を47万2,000円減額でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第55号平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第55号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第５６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第56号平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第56号の提案理由を申し上げます。

本議案は、補正予算額192万円を追加し、歳入歳出予算の総額を４億6,084万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、人事異動に伴う給与等であります。また、これら歳出に対応する財源として一般会計繰入金を192万円追加するものです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第56号平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第56号議案は可決することに決定いたしました。

◎議第５７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第57号平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第57号の提案理由を申し上げます。

本議案は、水道事業会計の収益的収入及び支出のうち、営業費用を111万7,000円増額し、水道事業費用の総額を３億2,397万1,000円とするものです。

なお、詳細につきましては生活環境課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　議第57号平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）について内容説明をさせていただきます。

１ページをごらんください。

収益的収入及び支出でございます。

第２条で、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

第１項営業費用２億9,134万4,000円を111万7,000円増額しまして、２億9,246万1,000円としたいものです。これに伴いまして、水道事業費用の総額を３億2,397万1,000円としたいものでございます。

また、３条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費としまして、職員給与費既決予定額2,420万9,000円を42万6,000円増額いたしまして、2,463万5,000円としたいものであります。

詳細な内容説明につきましては、16ページをごらんください。

３目の総係費の給与費を42万6,000円増額したいものでございます。これは扶養手当が増加したものに伴うものであります。

12目委託料のその他委託料につきましては、今後予想される消費税の税率改正に対応するための公営企業会計システム改修業務委託25万9,200円及び平成26年度から地方公営企業会計制度の見直しにより長期前受金の管理が必須となりました。

当年度受け入れ額を正確に捉え、耐用固定資産の財源として整合し、そこから長期前受金戻入益を算出する必要がございます。特定収入に係る長期前受金の圧縮基調や、翌年度返還などの経理処理が発生した場合には、前との整合をとることが煩雑となる場合があります。

そこで、毎年度固定資産財源となる長期前受金を正確に捉え、それを固定資産台帳に正確に反映するための支援ツールを導入するための委託料として43万2,000円を増額したいものであります。

以上、内容説明について終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第57号平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第57号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

なお、明日の本会議は午後１時から開会しますので、よろしくお願いいたします。

昼食のほうはこちらで用意といったらおかしいですけれども、してありますからよろしくお願いいたします。

どうも今日はご苦労さまでした。

散会　午後　４時１３分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　比野下　文　男

署名議員　　加　畑　　毅

平成27年9月定例町議会

（第3日　10月1日）

平成２７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２７年１０月１日（木）午後１時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第５８号　平成２６年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議第５９号　平成２６年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第６０号　平成２６年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第６１号　平成２６年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第６２号　平成２６年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第６３号　平成２６年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第６４号　平成２６年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第６５号　平成２６年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第６６号　平成２６年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第６７号　平成２６年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第６８号　平成２６年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第６９号　平成２６年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第７０号　平成２６年度南伊豆町水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	副　町　長	松　本　恒　明　君
総　務　課　長	橋　本　元　治　君	企画調整課長	菰　田　一　郎　君
建　設　課　長	鈴　木　重　光　君	産業観光課長	齋　藤　重　広　君
町　民　課　長	渡　辺　雅　之　君	健康福祉課長	黒　田　三千弥　君
教委事務局長	大　野　孝　行　君	生活環境課長	飯　田　満寿雄　君
会　計　管　理　者	鈴　木　豊　美　君	総　務　係　長	山　本　広　樹　君
代表監査委員	髙　橋　正　明　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大　年　美　文	主　　幹	渡　辺　信　枝

開議　午後　１時００分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年９月南伊豆町議会定例会本会議第３日の会議を開きます。

なお、教育長は公務のため、本日欠席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎議第５８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　これより、議案審議に入ります。

その前に、今回、決算の26年度の一般会計決算それから特別会計が上程されるわけですけれども、今後、委員会があるものですから、予算決算常任委員会があるものですから、その点を頭に入れた中で今日の審議をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第58号平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第58号の提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成26年度は、第５次南伊豆町総合計画及び過疎自立促進計画等の整合性を図りつつ、事業を推進するとともに、地域力を強化し持続可能な南伊豆町の実現に向け、減災・防災、都市との交流、自然エネルギー活用などの主要事業を掲げ、予算執行いたしました。

平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額は47億1,978万9,488円、歳出総額44億5,726万6,780円で、歳入歳出差引額２億6,252万2,708円となり、翌年度に繰り越すべき財源1,358万8,000円を差し引いた実質収支額は、２億4,893万4,708円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

〔代表監査委員　髙橋正明君登壇〕

○代表監査委員（髙橋正明君）　監査委員の髙橋でございます。

お手元の資料に基づきまして、監査報告を申し上げます。

平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第233条第２項の規定により、平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿・証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

次のページの別紙審査意見書をごらんください。

平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の対象

平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算

２　審査期間

平成27年７月15日から平成27年８月28日

３　審査の方法等

（１）南伊豆町一般会計歳入歳出決算書

（２）南伊豆町一般会計歳入歳出決算事項別明細書

（３）財産に関する調書

（４）主要施策の成果を説明する書類

（５）その他説明のために提出された関係書類

以上の書類をもとに、関係法令に準拠して調製されているか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されたか審査を実施した。

第２　審査の結果

平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算について、地方自治法、その他関係法令の規定に基づき審査した結果、決算諸表は適法かつ正確に作成され、その収支は適切に処理されているものと認められた。

なお、同決算に関する所見は次のとおりである。

次の一般会計決算及び財政状況から、８ページの４番の資金事情につきましては、お手元の資料を後ほどご確認をしていただきたいと思います。

私のほうからは、次の第４の審査意見（別表１）、あわせてごらんください、につきまして申し上げます。

１　一般会計決算収支について

形式的収支は２億6,252万2,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は２億4,893万4,000円となった。

なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額はマイナス1,528万1,000円であるが、実質単年度収支はマイナス1,243万6,000円の赤字となった。

今後も極力財政の安定を図るため、基金への積み増しができるよう努力されたい。

２　一般会計歳入について

歳入決算額は減少（前年度と比較するとマイナス４億3,988万7,000円）している。主な原因は、町税マイナス4,243万5,000円、自動車取得税交付金マイナス1,304万1,000円、地方交付税マイナス3,215万6,000円、分担金及び負担金マイナス1,163万7,000円、国・県支出金マイナス1,853万6,000円、繰入金マイナス２億1,141万7,000円、町債マイナス9,270万円であ

る。

経常的収入である町税はマイナス4,243万5,000円で、その主なものは、町民税マイナス2,794万7,000円、固定資産税マイナス901万7,000円、たばこ税マイナス407万2,000円、入湯税マイナス192万6,000円である。軽自動車税のみ52万7,000円の増となった。

町税全体の収納率は89.71％と前年とほぼ同水準にとどまっている（前年89.31％）。収納率が90％を下回る水準にあるのは、過去の滞納繰越分の収納率が15.75％と極めて低位にあることが要因。町税調定額10億円の10％を超える滞納額は決して低くはない。滞納解消に向け精力的に取り組み、徐々に結果も見られるが、さらなる促進が必要である。

また、税外収入においても、町営住宅賃料ほか収入にも滞納が見受けられる。

当町自前の収入増加に向けて、全庁的な情報の共有による税との一体的な管理も必要と考える。

今後も、自主財源の確保には引き続き努力されたい。

３　一般会計歳出について

前年度決算額との対比（別表４）では、平成26年度はマイナス４億1,462万4,000円となった。

減少した主な原因は、前年度事業を実施した総務費の緊急地震・津波対策基金、公共施設整備基金、土地開発基金繰出金の減少と、消防費の津波避難タワー建設工事の完成によるものである。

さらに性質別に前年度と対比してみると、別表６のとおりである。

別表６につきましては、後ほどご確認ください。

４　財政分析

財政力指数は0.32と相変わらず低い。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするには自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は85.8％となったが、これは経常一般財源の増によるものである。

基金残高比率は、計画的な積み増しにより、49.6％となった。全体的にはおおむね良好である。

５　町債について

年々減少してきており、一般会計残高は40億4,718万5,000円となった。当面は「借入額は元金償還額以内」を原則に進めれば健全財政が確保できる。

しかしながら、特別会計の残高26億8,281万3,000円あり、合わせると67億2,999万8,000円

となる。

６　基金について

平成26年度もふるさと応援基金が2,812万2,000円積み立てられた。今後も計画的に積み増しをし、将来、公共施設の整備のために活用されたい。また、財政基盤の安定化を図る財政調整基金は284万5,000円の積み立てがされ、残高は９億6,456万4,000円となった。常に10億円以上の財政調整基金があれば財政運営は安心であるので、引き続き努力してほしい。

７　その他

（１）ふるさと納税について、前年度より積極的な取り組みがなされているが、これは当町の財政ばかりでなく、当町の経済に大きな貢献をするものであり、さらなる積極的な取り組みを期待する。

（２）高齢者への社会保障費負担が年々増加し、現役世代の負担も増加している中では、80歳以上の高齢者に対する一律な敬老祝い金支給は見直す時期に来ていると考える。

（３）年金機構等、公共機関における大量の情報漏えいが問題になっている中、当町職員使用の全てのパソコンがインターネット接続されているが、その必要性は妥当か。また、ＵＳＢ等機器の接続も自由に可能な状態。セキュリティ面の安全確認に十分な留意が必要と考える。

第５　むすびに

日銀の追加金融緩和による円安の進行、堅調なアメリカ経済による輸出企業の増益基調は続き、また、大手企業を中心とした賃上げにより内需企業への波及効果もあり、総じて堅調な日本経済であるが、一方で地方経済においては高齢化社会の真っただ中にあり、人口減少と相まって、その実感にはほど遠い現状である。そうした中で、当町においても税収の伸びは多くは期待できず、一方で高齢化に伴う社会保障費負担の増加は明らかである。

地域の高齢化率のさらなる上昇が確実な中、現役世代が夢を持って地域に根差すためには、その負担を極力抑え、地域の活性化による雇用の確保は重要な課題となり、ますます自治体の政策の重要性が増している。

ふるさと納税の大幅な増加と、それによる経済の活性化等、一部明るい話題も見られるが、さらなる安定的で持続的な行政基盤の確立に向け、なお一層の努力が必要と考える。

平成27年８月28日、南伊豆町監査委員、髙橋正明、同、齋藤要。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　髙橋正明代表監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の３ページ、４ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

朗読して説明とさせていただきますが、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明いたします。

１款町税、収入済額９億4,210万4,568円、不納欠損額4,123万8,488円、収入未済額6,683万6,823円。

２款地方譲与税5,568万6,000円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下11款までと15款から21款までは、不納欠損額及び収入未済額がともにゼロでございますので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

３款利子割交付金159万円。

４款配当割交付金535万円。

５款株式等譲渡所得割交付金329万3,000円。

６款地方消費税交付金１億812万5,000円。

７款ゴルフ場利用税交付金1,031万9,120円。

８款自動車取得税交付金876万5,000円。

９款地方特例交付金143万4,000円。

10款地方交付税20億9,424万5,000円。

11款交通安全対策特別交付金80万1,000円。

12款分担金及び負担金4,780万2,137円、不納欠損額ゼロ、収入未済額96万7,460円。この未済額は保育料８人分の未納分でございます。

13款使用料及び手数料3,949万7,224円、不納欠損額ゼロ、収入未済額135万7,120円。この未済額は道路、河川の占用料及び海岸空地、町営住宅使用料の未納分でございます。

14款国庫支出金４億7,171万6,646円、不納欠損額ゼロ、収入未済額2,221万2,384円。収入済額中、特に民生費国庫補助金は、社会福祉費補助金として平成26年度に新規に臨時福祉給付金事業費補助金等で4,072万8,000円、子育て世帯臨時特例給付事業費補助金等として868

万8,000円がついた分でございます。収入未済額は道路橋梁費補助金として落居の宇留井大橋橋梁長寿命化修繕事業と、石廊区内４号線道路改良事業の平成27年度への繰り越しに伴うものでございます。

15款県支出金２億4,092万2,860円。

16款財産収入519万2,088円。

17款寄附金2,838万5,760円。

18款繰入金2,351万8,287円。

19款繰越金２億8,778万4,964円。

20款諸収入6,505万6,834円。収入済額の主となるものは雑入で、内訳は決算書36ページに記載されております。在宅高齢者等食事サービス事業利用者負担金として503万9,300円、市町村振興宝くじ交付金として373万4,228円等でございます。

21款町債２億7,820万円。

歳入合計は、予算現額47億8,591万5,000円、調定額48億5,240万1,763円、収入済額47億1,978万9,488円、不納欠損額4,123万8,488円、収入未済額9,137万3,787円、予算現額と収入済額との比較マイナス6,612万5,512円でございます。

引き続き、歳出についてご説明申し上げます。

７ページ、８ページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

１款議会費支出済額6,166万1,543円、翌年度繰越額ゼロ。

２款総務費８億5,381万3,290円、翌年度繰越額5,440万円。

次の３款民生費から６款商工費までは、翌年度繰越額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

３款民生費11億6,013万3,120円。

４款衛生費５億2,813万9,013円。

５款農林水産業費１億3,609万4,224円。

６款商工費１億7,777万3,376円。

７款土木費４億3,490万4,387円、翌年度繰越額4,390万円。この繰越額は、２項道路橋梁費中、下賀茂区内２号線道路維持工事、石廊区内４号線道路改良工事、宇留井大橋橋梁長寿命化修繕事業の繰越明許費として繰り越す分でございます。

次のページをごらんください。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、収入済額の欄の説明とさせていただきます。

８款消防費３億3,241万2,312円。

９款教育費３億46万6,123円。

10款災害復旧費947万8,024円。

11款公債費４億6,239万1,368円。

12款予備費ゼロ、支出はございませんでした。

歳出合計は、予算現額47億8,591万5,000円、支出済額44億5,726万6,780円、翌年度繰越額9,830万円、不用額２億3,034万8,220円、予算現額と支出済額との比較、３億2,864万8,220円でございます。

歳入歳出差引残額２億6,252万2,708円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。このうち1,358万8,000円は繰越明許費の財源となっており、実質収支額は２億4,893万4,708円でございます。

決算の詳細につきましては、次ページ以降の事項別明細書145ページの実質収支に関する調書、及び146ページから151ページの財産に関する調書、並びに別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんになっていただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、一般会計の決算内容の説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

加畑毅君。

○４番（加畑　毅君）　４番、加畑です。

１つだけ教えてください。

髙橋監査委員のほうからの説明の中でありました10ページのほうです。この決算認定についての資料の10ページのほうの７番の（３）、これ、ちょっと興味深いことがあったので、ひとつ今後の方針を聞いておきたいんですけれども、当局のほうに。

パソコンのインターネットが随時接続されている状況という話なんですけれども、例えば、これ、情報漏えいのリスクという点もあると思うんですけれども、ちょっと時間が経過しましたけれども、ウインドウズＸＰのＯＳがサポートされなくなって、大分入れかえがあったという時期がありましたよね。あれ、ネットつないでいなければ、あのＯＳはまだまだ使えた状況だと思うんです。新聞紙面なんかでも、自治体ではよく、その無駄になってしまった

ような書き方されてたんですけれども、ネットつなぐものとつながないものを分けることによって、無駄にならない使い方ができるんじゃないかなと思うんですけれども、その点というのは、そういうものなんでしょうか。それともまもう全部入れかえていかなければいけないものなんですか。

○議長（稲葉勝男君）　企画調整課長。

○企画調整課長（菰田一郎君）　お答えいたします。

まず、庁舎内の現状のネットシステムでございますけれども、基幹業務と情報業務と申しますか、事務業務との２系統に分けてございます。

基幹業務のほうにつきましては、税のデータ、会計データといったような各個人の住所氏名その他が入っているもののデータベースをサーバー上で動かすものになっております。

情報系につきましては、インターネットにつながっており、かつ、ワード、エクセルが動く状況で、各個人ごとの机の上にありまして、事務に使っている状況でございます。

基幹業務のほうにつきましては、もう閉鎖された電線の中で行っておりますので、問題はないと思っております。

情報系につきましては、今後なんですけれども、各種ソフト等のつくり方がクラウド化という方向に向かっておりまして、つながっていることによってビッグデータの向こう側といいますか、ソフトの大もと自体も、例えばソフトの開発事業元のサーバにあるといった形のものにどんどん動いてきております。これの特に厳しいものがアドビシステム、これについては、実際つながっていることが最低条件になっておりまして、今後については光速度の問題も出てまいります。

そういうわけで、現状ですと、セキュリティをいかに上げてということに、担当部署、企画の情報管理係のほうに入っておりますけれども、現在、全精力を投入いたしまして、クラウド化の問題に当たっているところでございます。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第58号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第５９号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第59号平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第59号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成26年度の決算額は、歳入決算額17億1,719万884円、歳出決算額15億7,326万1,341円、差引残高１億4,392万9,543円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもってかえさせていただきます。

この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするのでご承知願いたいと思います。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の152ページ、153ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

先ほどの一般会計と同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させ

ていただきます。

１款国民健康保険税、収入済額３億476万1,745円、不納欠損額2,836万6,965円、収入未済額6,029万1,286円。

２款使用料及び手数料、収入済額18万1,000円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額のみの説明とさせていただきます。

３款国庫支出金３億7,578万1,222円。

４款療養給付費交付金5,629万1,000円。

５款前期高齢者交付金４億3,520万113円。

６款県支出金8,884万5,263円。

７款連合会支出金ゼロ。

８款共同事業交付金２億2,341万7,771円。

９款財産収入4,135円。

10款繰入金１億1,718万769円。

11款繰越金１億1,309万907円。

12款諸収入243万6,959円。収入済額の主なものは、一般被保険者第三者納付金が９万9,224円、一般被保険者返納金９万4,633円、退職被保険者等返納金12万1,590円等でございます。

歳入合計、予算現額16億9,050万8,000円、調定額18億584万9,135円、収入済額17億1,719万884円、不納欠損額2,836万6,965円、収入未済額6,029万1,286円、予算現額と収入済額との比較2,668万2,884円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

154ページ、155ページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費678万7,500円。

２款保険給付費10億6,399万260円。

３款後期高齢者支援金等１億8,507万3,380円。

４款前期高齢者納付金等14万3,079円。

５款老人保健拠出金7,924円。

６款介護納付金9,375万6,350円。

７款共同事業拠出金１億8,588万6,787円。

８款保健事業費1,140万3,732円。

９款基金積立金2,000万4,135円。

10款公債費ゼロ。

11款諸支出金620万8,194円。

次のページに移りまして、12款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額16億9,050万8,000円、支出済額15億7,326万1,341円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに１億1,724万6,659円でございます。

歳入歳出差引残額１億4,392万9,543円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

なお、詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、181ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上、雑駁ではございますが、国民健康保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第59号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第60号平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第60号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものでございます。

平成26年度の決算額は、歳入決算額10億3,673万2,081円、歳出決算額10億3,666万3,363円、差引残高６万8,718円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の182ページ、183ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

１款保険料、収入済額１億6,600万2,200円、不納欠損額163万5,200円、収入未済額426万3,300円。

３款手数料、収入済額４万1,000円、不納欠損額ゼロ、収入未済額300円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

４款国庫支出金２億6,688万3,647円。

５款支払基金交付金２億8,619万1,000円。

６款県支出金１億5,590万2,208円。

７款財産収入及び８款寄附金はともにゼロ。

９款繰入金１億4,783万6,752円。

10款繰越金1,312万6,874円。

11款諸収入74万8,400円。

歳入合計、予算現額10億7,560万8,000円、調定額10億4,263万881円、収入済額10億3,673万2,081円、不納欠損額163万5,200円、収入未済額426万3,600円、予算現額と収入済額との比較、マイナス3,887万5,919円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費1,570万6,776円。

２款保険給付費９億8,091万1,768円。

３款財政安定化基金拠出金ゼロ。

４款地域支援事業費3,286万8,157円。

５款基金積立金及び６款公債費ゼロ。

７款諸支出金717万6,662円。

８款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額10億7,560万8,000円、支出済額10億3,666万3,363円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに3,894万4,637円でございます。

歳入歳出差引残額６万8,718円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、186ページからの事項別明細書、209ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、介護保険特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第60号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第61号平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第61号の提案理由を申し上げます。

本議案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げたものです。

平成26年度の決算額は、歳入決算額１億758万2,462円、歳出決算額１億750万9,262円、差引残高７万3,200円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の210ページ、211ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

１款後期高齢者医療保険料、収入済額6,720万7,200円、不納欠損額ゼロ、収入未済額39万700円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

２款使用料及び手数料１万7,600円。

３款寄附金ゼロ。

４款繰入金3,930万475円。

５款繰越金35万2,800円。

６款諸収入70万4,387円。

歳入合計、予算現額１億965万2,000円、調定額１億797万3,162円、収入済額１億758万2,462円、不納欠損額ゼロ、収入未済額39万700円、予算現額と収入済額との比較、マイナス206万9,538円でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

次のページをごらんください。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費200万6,981円。

２款後期高齢者医療広域連合納付金１億479万1,394円。

３款諸支出金71万887円。

歳出合計、予算現額１億965万2,000円、支出済額１億750万9,262円、翌年度繰越額ゼロ、不用額214万2,738円、予算現額と支出済額との比較、214万2,738円でございます。

歳入歳出差引残額７万3,200円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、後期高齢者医療特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第61号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６２号～議第６４号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第62号、第63号及び第64号の提案理由を申し上げます。

本３議案は、全てが財産区特別会計歳入歳出決算でありまして、地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額33万5,979円、歳出総額10万9,680円となり、差引残高22万6,299円となりました。

議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額44万6,183円、歳出総額34万5,000円となり、差引残高10万1,183円となりました。

議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額

905万1,429円、歳出総額895万9,418円となり、差引残高９万2,011円となりました。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算について説明を申し上げます。

決算書の223ページ、224ページをごらんください。

歳入からご説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

１款財産収入、収入済額14万2,103円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

収入済額は生産物、これは材木ですけれども、これの売払収入でございます。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄の説明とさせていただきます。

２款繰越金19万3,876円。

３款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額19万2,000円、調定額及び収入済額ともに33万5,979円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、14万3,979円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について、ご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費、支出済額10万9,680円。

歳出合計、予算現額19万2,000円、支出済額10万9,680円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに８万2,320円でございます。

歳入歳出差引残額22万6,299円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、232ページの財産に関する調書及

び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、南上財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、234ページ、235ページをごらんください。

平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算について、説明を申し上げます。

歳入から説明いたします。

１款繰越金、収入済額10万6,335円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

２款諸収入ゼロ。

３款財産収入33万9,848円。

収入合計、予算現額45万2,000円、調定額及び収入済額ともに44万6,183円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス5,817円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費34万5,000円。

歳出合計、予算現額45万2,000円、支出済額34万5,000円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに10万7,000円でございます。

歳入歳出差引残額10万1,183円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、243ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、南崎財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

245ページ、246ページをごらんください。

平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたしますが、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１款財産収入896万4,836円。

２款繰入金ゼロ。

３款繰越金８万6,593円。

４款諸収入ゼロ。

歳入合計、予算現額906万8,000円、調定額及び収入済額ともに905万1,429円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス１万6,571円でございます。

次のページをごらんください。

歳出について説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款総務費895万9,418円。

歳出合計、予算現額906万8,000円、支出済額895万9,418円、翌年度繰越額ゼロ、不用額及び予算現額と支出済額との比較は、ともに10万8,582円でございます。

歳入歳出差引残額９万2,011円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、254ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、三坂財産区特別会計の内容説明を終了いたします。

これで３件の財産区特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第62号議案、議第63号議案並びに議第64号議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで午後２時15分まで休憩といたします。

休憩　午後　２時０２分

再開　午後　２時１５分

○議長（稲葉勝男君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第６５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第65号平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第65号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定により、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

平成26年度の歳入歳出決算額は、歳入総額1,673万7,995円、歳出総額1,673万7,995円の同額でありまして、歳入歳出差引残高はゼロ円であります。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の256ページ、257ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に朗読説明させていただきます。

１款財産収入、収入済額60万494円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

２款繰入金1,608万7,500円。

３款繰越金５万１円。

歳入合計、予算現額1,673万9,000円、調定額及び収入済額ともに1,673万7,995円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス1,005円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

１款公共用地取得費1,608万7,500円。この取得費は、差田グランド周辺用地の取得費でございます。

２款繰出金65万495円。

歳出合計、予算現額1,673万9,000円、支出済額1,673万7,995円、翌年度繰越額ゼロ、不用額1,005円、予算現額と支出済額との比較、1,005円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次ページからの事項別明細書、265ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、土地取得特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第65号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第６６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第66号平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第66号の提案理由を申し上げます。

本案につきましても、前号議案同様に地方自治法第233条第３項の規定に基づき、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものでございます。

平成26年度の歳入歳出決算額は、歳入総額で３億5,737万5,858円、歳出総額で３億3,637万5,858円であります。このため、歳入歳出差引残高残金は2,100万円となり、うち翌年度に繰り越すべき財源は300万円であります。

詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の266ページ、267ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明させていただきます。

１款分担金及び負担金、収入済額739万1,900円、不納欠損額10万円、収入未済額358万9,508円。

２款使用料及び手数料、収入済額3,841万7,565円、不納欠損額ゼロ、収入未済額61万7,703円。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

３款国庫支出金5,655万円。

５款繰入金１億9,469万2,493円。

６款繰越金190万円。

７款諸収入882万3,900円。収入済額の主なものは、下水道施設移設補償費880万円でございます。

８款町債4,960万円。

歳入合計、予算現額３億7,406万4,000円、調定額３億6,168万3,069円、収入済額３億5,737万5,858円、不納欠損額10万円、収入未済額420万7,211円、予算現額と収入済額との比較、マイナス1,668万8,142円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたします。

１款下水道費、支出済額１億5,488万4,237円、翌年度繰越額2,100万円。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

２款業務費7,727万7,388円。

３款公債費１億421万4,233円。

４款予備費ゼロ。

歳出合計、予算現額３億7,406万4,000円、支出済額３億3,637万5,858円、翌年度繰越額2,100万円、不用額1,668万8,142円、予算現額と支出済額との比較、3,768万8,142円、歳入歳出差引残額2,100万円は、平成27年度へ繰り越しいたしました。このうち300万円は繰越明許費の財源となっており、実質収支額は1,800万円でございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、281ページの財産に関する調書及び別冊の決算の附属資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上、公共下水道事業特別会計の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第66号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第６７号～議第６９号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、並びに議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第67号、議第68号及び議第69号の提案理由を申し上げます。

本３議案は、全てが漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算でございます。地方自治法第233条第３項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げるものであります。

議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入、歳出総額ともに1,275万6,443円となり、差引残高はありません。

議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入、歳出総額とも784万1,611円となり、差引残高はありません。

議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきましても、歳入、歳出総額ともに1,829万1,865円となり、差引残高はありません。

なお、それぞれの詳細につきましては、会計管理者から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

会計管理者。

〔会計管理者　鈴木豊美君登壇〕

○会計管理者（鈴木豊美君）　平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明申し上げます。

決算書の283ページ、284ページをごらんください。

歳入から説明いたします。

一般会計同様に、款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたします。

１款分担金及び負担金ゼロ。

以下、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

２款使用料及び手数料450万2,070円。

３款繰入金820万4,552円。

４款諸収入４万9,821円。

５款国庫支出金及び６款県支出金ゼロ。

歳入合計、予算現額1,324万2,000円、調定額及び収入済額ともに1,275万6,443円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス48万5,557円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたします。

１款総務費、支出済額457万6,251円、翌年度繰越額ゼロ。

以下、各款とも翌年度繰越額がゼロですので、支出済額のみの説明とさせていただきます。

２款公債費818万192円。

３款漁業集落環境整備費ゼロ。

歳出合計、予算現額1,324万2,000円、支出済額1,275万6,443円、翌年度繰越額ゼロ、不用額48万5,557円、予算現額と支出済額との比較、48万5,557円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、292ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、子浦漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続きまして、294ページ、295ページをごらんください。

平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順に説明いたしますが、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１款分担金及び負担金ゼロ。

２款使用料及び手数料419万9,840円。

３款繰入金359万5,528円。

５款諸収入４万6,243円。

歳入合計、予算現額833万4,000円、調定額及び収入済額ともに784万1,611円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス49万2,389円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順に説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１款総務費424万6,083円。

２款公債費359万5,528円。

歳出合計、予算現額833万4,000円、支出済額784万1,611円、翌年度繰越額ゼロ、不用額49万2,389円、予算現額と支出済額との比較、49万2,389円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、303ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、中木漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

引き続き、305ページ、306ページをごらんください。

平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

歳入から説明いたします。

款、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で説明いたしますが、各款とも不納欠損額及び収入未済額がゼロですので、収入済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１款分担金及び負担金１万6,200円。

２款使用料及び手数料360万8,810円。

３款繰入金1,458万9,992円。

５款諸収入７万6,863円。

歳入合計、予算現額1,871万9,000円、調定額及び収入済額ともに1,829万1,865円、不納欠損額及び収入未済額ともにゼロ、予算現額と収入済額との比較、マイナス42万7,135円でございます。

次のページをごらんください。

歳出についてご説明いたします。

歳出につきましては、款、支出済額、翌年度繰越額の順で説明いたしますが、翌年度繰越額がゼロですので、支出済額の欄のみの説明とさせていただきます。

１款総務費371万5,473円。

２款公債費1,457万6,392円。

歳出合計、予算現額1,871万9,000円、支出済額1,829万1,865円、翌年度繰越額ゼロ、不用額42万7,135円、予算現額と支出済額との比較、42万7,135円でございます。

歳入歳出差引残額はゼロでございます。

詳細につきましては、次のページからの事項別明細書、314ページの財産に関する調書及び別冊の決算説明資料でございます主要施策の成果説明書をごらんいただきたいと思います。

以上で、妻良漁業集落排水事業特別会計の内容説明を終了いたします。

これで、子浦、中木、妻良それぞれの漁業集落排水事業特別会計の決算内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案３件を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第67号議案、議第68号議案並びに議第69号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第７０号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（稲葉勝男君）　議第70号平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　梅本和熙君登壇〕

○町長（梅本和熙君）　議第70号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、議会の承認をいただきたく、監査委員の意見を付して提案申し上げます。

当期の水道事業収益は３億2,029万4,640円でありまして、事業費用は３億535万6,652円となりました。

また、資本的収支の決算額では、企業債及び国県補助金等を含めた収入額は１億2,776万4,694円となり、建設改良費のほか、企業債償還金等に係る支出額は２億3,515万157円となりました。

このため、収支において不足する額１億738万5,463円は、過年度損益勘定留保資金のほかで補塡いたしました。

詳細につきましては、生活環境課長から説明させますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲葉勝男君）　提案説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

髙橋正明代表監査委員。

〔代表監査委員　髙橋正明君登壇〕

○代表監査委員（髙橋正明君）　それでは、平成26年度南伊豆町水道会計決算審査意見書をごらんいただきたいと思います。

地方公営企業法第30条第２項の規定により、平成26年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿・証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は、別紙のとおりとする。

次の別紙をごらんいただきたいと思います。

平成26年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書

第１　審査の概要

１　審査の期間　平成27年６月１日から同年７月31日。

２　審査実施場所　役場庁舎。

３　審査の手続

この決算審査に当たっては、町長から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財務状態を適正に表示しているかを検証するため、会計帳簿、証拠書類との照合等通常実施す

べき審査手続を実施した。

次いで、平成26年度の会計処理においては、地方公営企業に導入された新会計基準により本事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として考察した。

第２　審査の結果

１　決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状態をおおむね適正に表示しているものと認める。

２　経営状況について

この２から、６ページの（３）の建設改良工事等についてにつきましては、後ほど資料をごらんいただきたいと思います。

次の（４）未収金について

未収金調べは記載のとおりでございます。

前年度対比では、現年度未収金220万6,090円となり、311万8,159円、過年度分で401万9,224円となり、744万8,975円、それぞれ減少している。

減少した要因は、事業破綻により回収困難となっている大口利用者２件の不納欠損処分を行ったものである。

未収金は大口利用者の収納状況で大きく変動するため、早目の対応が肝要である。

不納欠損処分内訳、上水道２件、1,056万8,903円。簡易水道はございませんので、合計で同額となります。

（５）の水質検査契約につきましては、記載のとおりでございます。

第３　むすび

継続事業である南上・毛倉野簡易水道施設整備については、国県補助を受けて1,787メートルの配水管布設替工事が完了した。

経営成績では、地方公営企業法の改正による新会計基準の補助金等により取得した固定資産の変更により減価償却見合い分を収益化したことから、当年度末未処分利益剰余金は１億8,968万6,000円となるものの、総収入３億455万6,000円に対して総費用２億9,551万7,000円と、純利益903万9,000円を計上するが、平成26年度一般会計繰入金4,210万6,000円を除いた場合、収支は大幅な赤字となる。

これを改善すべく、平成25年度から平成27年度の３年間で料金改定を実施したが、一方で、

急速に進む少子高齢化、観光業の低迷に伴う流動人口の減少のほか、料金改定などによる節水意識の定着などから有収水量の大幅な増加は見込みにくく、料金改定効果は限定的となることも想定される。

かかる状況下、水道事業の経営の長期安定化には、引き続きさらなる施設維持経費の節減、未収金の解消などに積極的に取り組むなど、なお一層の経営努力が求められる。

特に指標面で、最大稼働率57.18％、施設利用率は38.50％と極めて低位にあり、この結果、有収水量１立方メートル当たりの供給単価175.27円に対し、給水原価225.98円と大幅な赤字の要因となっている。

今後は遊休施設の見直し、効果的設備の活用と、一方で有収水量の増加対策も必要と思料される。

とはいえ、町民にとって極めて重要な基本的なインフラであり、広範な地域性、低い人口密度から、一定の非効率性はやむを得ないが、今後は一般会計からの繰入額を少しでも減額するように努力することが重要となる。

平成27年７月31日、南伊豆町監査委員、髙橋正明、同、齋藤要。

以上でございます。

○議長（稲葉勝男君）　監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明を求めます。

生活環境課長。

〔生活環境課長　飯田満寿雄君登壇〕

○生活環境課長（飯田満寿雄君）　議第70号について内容説明をさせていただきます。

お手元の平成26年度南伊豆町水道事業会計決算書の１ページをごらんください。

決算報告書としまして、収益的収入及び支出につきまして、収入から順次ご説明させていただきます。

なお、本報告書につきましては、消費税を含むものでございますのでご了承願います。

第１款水道事業収益では、補正予算を含めました予算合計額が３億1,652万6,000円に対しまして、決算額は３億2,029万4,640円となりました。予算額に比べ376万8,640円の増でございます。主なものは、上水道、簡易水道料金と長期前受金によるものです。

次に、支出でございます。

第１款水道事業費用では、補正予算を含めました予算合計額が３億1,504万6,000円に対しまして、決算額は３億535万6,652円となりましたので、不用額は968万9,348円となりました。

不用額の主なものは、施設等の修繕費、動力費、資産減耗費によるものです。

また、個別事項決算額に係ります仮受消費税及び地方消費税等の計算説明書につきましては、本決算書36ページ、37ページに記載してございますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、２ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。

第１款資本的収入では、予算合計額１億4,398万円に対しまして、決算額では１億2,776万4,694円となりました。予算額に比べ1,621万5,306円の減となりました。減額の主なものは、公共下水道事業の事業削減による建設改良工事負担の減によるものです。

次に、１款資本的支出では、予算合計額２億6,429万3,000円に対しまして、決算額は２億3,515万157円となりましたので、不用額は2,914万2,843円となりました。不用額の主なものは、工事請負費の減少によるものです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額１億738万5,463円は、過年度損益勘定留保資金１億153万4,675円のほか、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額585万788円で補塡いたしました。

次に、３ページの損益計算書をごらんください。

本計算書につきましては税抜き表示となっております。

営業収益では、（１）給水収益から（３）その他営業収益までの合計額となります２億2,732万6,139円となりました。また、営業費用では、（１）原水浄水送水配水給水費から（７）その他営業費用までの合計額２億6,020万4,413円となりましたので、差引営業損失は3,287万8,274円となります。

４ページをごらんください。

営業外収益は、（１）受取利息及び配当金から（４）長期前受金戻入の合計額で7,723万155円となりました。

また、営業外費用の（１）支払利息及び企業債取扱諸費、（２）雑支出の合計額は2,338万6,401円となりましたので、差引営業利益は5,384万3,754円の黒字となりました。このため、経常利益は2,096万5,480円となりました。

特別損失には（１）過年度損益修正損1,192万5,711円を計上いたしましたので、当年度純利益は903万9,769円となります。また、前年度繰越欠損金6,869万2,361円、その他未処分利益剰余金変動額２億4,933万9,076円でありますので、当年度末未処分利益剰余金は１億

8,968万6,484円となりました。

次に、５ページの剰余金計算書をごらんください。

会計基準の見直しによる科目の変更により、当年度変動額が発生しております。

自己資本金につきましては、簡易水道の建設改良に要する経費に対する一般会計繰入金69万4,357円を加えまして、当年度末残高は12億7,638万616円となっております。

資本剰余金のうち、受贈財産評価額につきましては、非償却資産である土地340万7,646円及びその他資本補助金につきましては、会計基準の見直しにより、補助金等との関連づけができなかった資産755万5,770円となりまして、資本剰余金合計額は1,096万3,416円となっております。

利益剰余金につきましては、前年度末残高マイナス6,869万2,361円に当年度変動額２億5,837万7,845円を加えまして、当年度末残高は１億8,968万6,484円となっております。

これにより、資本合計額は14億7,703万516円となっております。

６ページの剰余金処分計算書をごらんください。

未処分利益剰余金１億8,968万6,484円全額を繰越利益剰余金とするものであります。

次に、７ページから10ページにつきましては、貸借対照表でございます。

資産の部では、固定資産の（１）有形固定資産では、イ土地からト建設仮勘定までの各項目における減価償却累計額控除後の資産合計額が33億1,150万3,033円となりました。詳細につきましては、決算書32ページに記載の有形固定資産明細書をご確認いただければと思います。

８ページの（２）無形固定資産では、イ水利権、ロ電話加入権のほか、ハその他無形固定資産を含めた資産合計額が452万1,000円となります。詳細につきましては、決算書33ページに記載の無形固定資産明細書をご確認いただければと思います。

このため、固定資産の合計額は33億1,602万4,033円となりました。

また、流動資産では、（１）現金預金で１億9,380万2,054円、（２）未収金は、イ上水道給水未収金からト未収補助金までの各項目における合計額4,856万2,940円となっております。

これに（３）貯蔵品が10万4,190円でありますので、流動資産の合計額では２億4,246万9,184円となりまして、資産合計は35億5,849万3,217円となります。

９ページからは負債の部でございます。

固定負債は、企業債10億5,352万9,252円となっております。

流動負債は、（１）企業債、こちらのほうは１年以内に返還期間が到来する債務でござい

ます。（２）未収金、（３）引当金、及び（４）預り金でありまして、流動負債の合計額は１億575万4,954円となっております。

また、補助金や受贈等で取得した償却資産は、資本剰余金として計上しておりましたが、今年度より長期前受金という新たな勘定科目が追加されたことに伴い、イ国県補助金、ロ受贈財産評価額、ハ工事負担金、ニ他会計補助金までの各項目における合計額９億2,217万8,495円となっております。

固定負債、流動負債、繰延収益の合計額である負債合計は20億8,146万2,701円となっております。

10ページをごらんください。

資本の部でございます。

資本金としまして、（１）自己資本金12億7,638万616円となりますので、資本金合計額は12億7,638万616円となります。

剰余金は、（１）資本剰余金は、イ受贈財産評価額、ロその他資本剰余金の合計額1,096万3,416円となります。（２）利益剰余金として、イ当年度未処分利益剰余金が１億8,968万6,484円となりますので、資本剰余金合計は２億64万9,900円となります。

以上によりまして、負債資本の合計額は35億5,849万3,217円となりますので、資産合計額と同額となるものです。

決算書11ページ以降には、平成26年度水道事業に係る事業報告書のほか、附属資料も付してございますので、後ほどご確認を賜りますようお願いいたします。

内容説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（稲葉勝男君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議なしと認めます。

よって、議第70号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事が終了したので、会議を閉じます。

各委員会に付託されました議案審議のため、明日より10月29日まで休会とします。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時０４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　比野下　文　男

署名議員　　加　畑　　毅

平成27年9月定例町議会

（第4日　10月30日）

平成２７年９月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２７年１０月３０日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第５８号　平成２６年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第　３　議第５９号　平成２６年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　４　議第６０号　平成２６年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　５　議第６１号　平成２６年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　６　議第６２号　平成２６年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　７　議第６３号　平成２６年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　８　議第６４号　平成２６年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
日程第　９　議第６５号　平成２６年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１０　議第６６号　平成２６年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１１　議第６７号　平成２６年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１２　議第６８号　平成２６年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１３　議第６９号　平成２６年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第１４　議第７０号　平成２６年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
日程第１５　各委員会の閉会中の継続調査申出書

日程第１６　議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	岡　部　克　仁　君	２番	渡　邉　　哲　君
３番	比野下　文　男　君	４番	加　畑　　毅　君
５番	長　田　美喜彦　君	６番	稲　葉　勝　男　君
７番	清　水　清　一　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	梅　本　和　熙　君	教　育　長	小　澤　義　一　君
総　務　課　長	橋　本　元　治　君	企画調整課長	菰　田　一　郎　君
建　設　課　長	鈴　木　重　光　君	産業観光課長	齋　藤　重　広　君
町　民　課　長	渡　辺　雅　之　君	健康福祉課長	黒　田　三千弥　君
教委事務局長	大　野　孝　行　君	生活環境課長	飯　田　満寿雄　君
会　計　管　理　者	鈴　木　豊　美　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大　年　美　文	主　　幹	渡　辺　信　枝

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（稲葉勝男君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成27年９月南伊豆町議会定例会本会議第４日の会議を開きます。

なお、副町長と総務係長は公務のため、本日欠席しておりますことをご報告いたします。

◎議事日程説明

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（稲葉勝男君）　日程第１、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

３番議員　　比野下　文　男　君

４番議員　　加　畑　　毅　君

◎議第５８号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　これより議案審議に入ります。

議第58号平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　加畑　毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑　毅君）　それでは、委員会報告を申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

平成27年10月30日。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長　加畑　毅。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議第58号平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、審査の結果、認定することに決定したので、会議規則第77条の規則により報告します。

南伊豆町議会。

開催月日及び会場、平成27年10月15日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後２時59分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

２日目の記載になります。

開催月日及び会場、平成27年10月16日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後２時54分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりになります。

事務局、記載のとおりになります。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりになります。

議事件目、付託件目。

議第58号平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見要望事項。

第１款議会費、第２款総務費、第８款消防費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入について。

問　財政状況についての質問がなされた。

答　一般財源を伸ばしていく政策が必要と考えます。

問　交通災害保険についての質問がなされた。

答　交通安全関係の事業に使うための基金として保管してあります。

問　ドライブレコーダーについての質問がなされた。

答　議会からの要望であれば検討します。庁用車には完備しています。

問　空き家バンク事業についての質問がなされた。

答　業者との直接契約は発生していません。

問　ジャングルパーク跡地についての質問がなされた。

答　基本計画案を尊重し、関係法等を勘案し、伊豆半島の石廊崎として整備が必要と考えます。

問　財政力指数についての質問がなされた。

答　現実的には厳しいが、最終目標は財政力指数１を目指したいです。

問　地熱資源開発事業についての質問がなされた。

答　アワビ養殖やバイナリー発電につながる期待があります。

問　バイオマス事業についての質問がなされた。

答　手を挙げている企業があるので、できる限り進めていきたいです。

問　南伊豆町から他町へ納めているふるさと応援基金についての質問がなされた。

答　平成27年度は、個人住民税に係る寄附金控除額は13件で35万7,161円です。

問　松崎高校への通学についての質問がなされた。

答　東海バスにて運行中です。今後もよりよい方法を検討していきます。

問　南伊豆中学校南上方面行きのバス停についての質問がなされた。

答　雨対策は検討していきます。

問　研修費等についての質問がなされた。

答　簿記検定、資格取得のためです。

問　防災備品備蓄状況についての質問がなされた。

答　広域避難地に９万食、水は３万本を目標に備蓄していきます。

問　ふるさと基金についての質問がなされた。

答　返礼品は４割程度のもの、現在生産物は品薄なので旅行商品等も検討します。

問　プロジェクトチームでアイデアを出してみてはどうか。

答　検討していきます。

問　津波カメラの動画化について質問がなされた。

答　現在は、随時更新の静止画で動画化にはインフラ整備が必要です。

第３款民生費、第４款衛生費、第９款教育費及び関連歳入について。

問　通院助成についての質問がなされた。

答　路線バスでの助成はあり、本年度は90名程度の申請がありました。

問　敬老祝い金見直しについての質問がなされた。

答　80歳を区切りに節目、節目で祝い金等を今後は検討していきたいです。

問　医療費扶助の父子家庭支援についての質問がなされた。

答　父子家庭にもあります。

問　高校生までの医療費負担金無料についての質問がなされた。

答　今後検討していきます。

問　学校統合審議会についての質問がなされた。

答　統合ありきではなく、慎重に審議していきたいです。

問　南上小学校の存続についての質問がなされた。

答　中立的に発言していきたいです。

問　共立湊病院跡地についての質問がなされた。

答　院長宿舎跡地売却を優先に考えております。

問　在宅高齢者食事サービスについての質問がなされた。

答　３月末での利用者数は84名で、これからも継続していく予定です。

問　校舎雨漏り点検についての質問がなされた。

答　学校からの要望がありましたら、当初予算等で対応していきます。

問　横浜市交流でのカッターレースをふるさと学級で復活させてみてはどうか。

答　練習場所等の問題もあるので難しい現状ですが、検討していきます。

問　認定こども園の日曜祝日の開放についての質問がなされた。

答　管理問題もありますので、園長や保護者会とも検討したいと思います。

問　武道館への血圧計設置についての質問がなされた。

答　血圧計設置は今後検討していく。

問　出産祝い金の上乗せについての質問がなされた。

答　現状が適切な金額と考えております。

問　ウミガメについての質問がなされた。

答　昨年度、今年度ともに産卵状況はゼロです。

問　ＡＬＴについての質問がなされた。

答　小学校、中学校の英会話授業へ参加し、今後英語は小学校でも必修科目になるので、

英会話を拡充していきたいです。

第５款農林水産業費、第６商工費及びその関連歳入について。

問　有害鳥獣対策についての質問がなされた。

答　狩猟免許保有者への対応見直しも検討していきたい。

問　役場職員の取得についての質問がなされた。

答　希望者がいれば支援していく。

問　捕獲おりについての質問がなされた。

答　現在の数は28です。補助活用、買い増しも検討していきます。

問　吉祥体験農園補助についての質問がなされた。

答　今後、管理委託先、農園利用者と協議していきます。

問　遊休農地対策についての質問がなされた。

答　地主へ適正な管理を働きかけていきます。

問　ハンマーナイフについての質問がなされた。

答　貸し出しについては検討しますが、台数をふやすことは難しい。

問　農業用水路についての質問がなされた。

答　基本的には受益者に管理してもらうことになります。

問　ＮＰＯ湯の花直売所の内部留保金、家賃の金額についての質問がなされた。

答　観光協会とＮＰＯ湯の花との問題であるが、契約の見直しを提案していきます。

問　水産業の振興についての質問がなされた。

答　観光と漁業を総称して海業とし、国や県と折衝していきます。

問　細胞を壊さない冷凍設備の導入についての質問がなされた。

答　基幹産業への投資は必要ですが、町づくりで最も重要なのは人財です。

問　成果説明書の水産業表記の質問がなされた。

答　来年は、事業内容を表記できるよう努力していきます。

問　ブランド特産品についての質問がなされた。

答　認定ブランド特産品は56品目です。「海中熟成酒の里事業」も行いました。

問　海外セールスキャンペーンについての質問がなされた。

答　伊豆の認知度が低いので、旅行社へのアピール継続の必要性を感じています。

問　姉妹都市塩尻市との関係についての質問がなされた。

答　昨年５月のワインフェスタには30名弱が参加しました。いろいろな面で交流を深めて

いきたいです。

問　観光協会法人化による補助金の関係についての質問がなされた。

答　法人化しても連続性があるので、補助金は続ける予定です。

問　林道青野八木山線についての質問がなされた。

答　工事の残りは3,800メートルくらい。平成33年まで工期は延長しました。

問　一條稲梓線についての質問がなされた。

答　伊豆縦貫自動車道路の問題はありますが、当町としては進めていきたいです。

第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入について。

問　伊豆縦貫自動車道路についての質問がなされた。

答　早期完成を目指して活動していきます。

問　県道等、水銀灯についての質問がなされた。

答　県の関係者に伝えていきます。

問　住宅リフォーム補助事業についての質問がなされた。

答　16件の申請がありました。状況によっては補助割合の増加も検討します。

問　ふるさと公園についての質問がなされた。

答　河川親水公園なので、本来遊具設置は難しい。要望があれば検討していきます。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定に当たって反対の討論を行います。

今決算は梅本町政２回目の決算審議でありました。こうした中で、議論の中で、まず根本的に委員会報告にも記されましたが、財政状態の認識の問題です。財政力指数１を目指すという答弁がなされましたが、議論を通じて、この間の議論を通じてナショナルミニマムと地方交付税制度についての認識が不足していて、財政認識に対して非常に乏しいことからこうしたことが言われるということがよくよく明らかになりました。南伊豆町は３割自治と言わ

れておりますが、半島先端の地理的な状況の中でこの間奮闘しておりました。こうした中で財政力の現時点での指数だけでの評価が、財政認識が乏しいがために、この地域の振興の展望をなかなか持ち切れないというのが町政の現状ではないかというふうに思います。

これは、全般的に見て、人口増に対する今の地方創生プログラムに当たっても、いわゆる地域の産業、住民の力に依拠して個々に発展させるという点が乏しく、唯一、梅本町政の柱での事業で目玉事業である地熱発電事業、この事業に当たっても大手大企業の援助を受ける形でこれは議会の確認をする前に始まりましたが、この決算に当たって、決算審議を通じて経年事業にあるにもかかわらず、単年度の同様利害関係者から得て進める、結果としては、27年度では大幅な補正減額をせざるを得ない事態に追い込まれてきました。

石廊崎ジャングルパークの問題に当たっては、そもそも文化庁保護地域で厳しい規制がかかっている地域でありながら、ここの事業をいわゆる南伊豆町だけではなく伊豆半島全体の石廊崎と位置づけて進める上で、当初から県事業の補助を受けてやるとか、あるいは過疎債の適用を受ける、こういう話がありましたが、こうした際には、石廊崎ジャングルパークの跡地、上のほうに駐車場を求めなければならないというのは道理でありましたが、こうした問題でも齟齬が明らかになりました。

産業振興に当たっては、指摘をされた水産業に当たっては、いわゆる57キロの海岸線で観光客の皆さん、あるいはこの間のふるさと納税でも、南伊豆町のふるさと海産物に対するこれを求めてくる傾向が多くございまして、またこれは南伊豆町の大きな魅力の一つでありますが、水産業に当たっては成果説明書の記載がありませんでした。こうした点での展望がここに求められていないあらわれではないかというふうに思います。

また、青野八木山線の検証から、一條箕作線のあり方、こうしたところに取り組む余地は、ほぼ見通しはないということ、南伊豆町の産業振興に当たって地域の実情をしっかりと見て、そして住民に依拠して、そして企業誘致に依存しないで地域を発展させていく意見も出されましたが、こうしたことをしっかりと据えて町の発展を進めていくことが必要ではないかというふうに思います。

今、地方創生が叫ばれている中で、かつて10年前に合併をしてしまった地域の町では、非常にいわゆる手がかりがない状態があります。しかしながら……

〔発言する人あり〕

○１１番（横嶋隆二君）　議長、ちょっと静粛にさせてください。私、討論しているんで。

こうした中で、いわゆる地方創生をうたう安倍内閣が筆頭に上げてこのモデルにしている

のが島根県の離島、絶海の孤島にある海士町の例であります。こうしたところに学んで南伊豆町の発展を着実に進めていくことが求められます。

同時に一方で、南伊豆町の現状に当たっては、これまでの取り組み、蓄積の結果、高齢化率が高い地域でありながら、寿命が世界の中で一番高い日本の中で、健康寿命は一番の静岡県、その中で女性の寿命は日本で２番目だと、こういう成果があります。こういう実情があります。これは、この間の保健福祉の取り組みだけではなくて、広く一般に地域づくりや産業の問題の蓄積がこれが反映されていることと思います。そのほかにも町の残してきた取り組みから、今後の発展方向がしっかりと据えられていることを誇りに思って、一層の努力、町民と一緒に職員の皆さんも先頭にして、南伊豆の町を発展させていくことに私も微力ながら力を尽くしていくことを表明して、反対の討論とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

漆田修君。

○８番（漆田　修君）　賛成の立場から発言をさせていただきます。

私は、個人的には今決算の予算、当初予算から全ての一連の予算には関与し得ない立場にございましたが、さきにも監査報告にも一般会計の報告がございました。そこで、私は全面賛成ではないんですが、条件つき賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

まず最初に、私、一般質問でも申し上げましたが、地熱利用とりわけ再生エネルギー問題については、決算においてさきの、当初の平成23年ですね、総務省そして環境省の調査等非常に重複する部分があり、そしてそれらをまとめた報告書、昨年ですが85ページに及ぶレポートがございました。これは企画課長には申し上げたんですが、その中身が非常に他の文献を引用した例が非常に多くて、非常に投資した金額に対して効率性あるいは効果性においては非常に効果が低かったという解釈をせざるを得ないと思っております。そのような面では、この面では非常に問題があるかなと思っております。

それ以外のことについては、住民生活に直結する日々の生活、経済活動のための決算であるとかという面もございますので、全てを否定することはできませんが、条件つき賛成という立場で討論させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　渡邉哲君。

○２番（渡邉　哲君）　２番、渡邉です。

まだ梅本町政２年何カ月、その中で私の見ている限りでは、全政権の中では梅本町長初め

役場の皆さんは大変努力をしている、私はこんなふうに感じております。事業についてもいろんな施策を打ち出し、これは前向きな取り組みであるという私は認識をしておりまして、私は今回のことについては全面的に賛成いたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第58号平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第58号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第５９号～議第６１号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第59号平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議第60号平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について及び議第61号平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　加畑　毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑　毅君）　委員会の報告を申し上げます。

平成27年10月30日。

南伊豆町議会議長　稲葉勝男様。

予算決算常任委員会委員長　加畑　毅。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された平成26年度特別会計歳入歳出決算認定について及び水道事業会計については、審査の結果、原案のとおり認定することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

南伊豆町議会。

開催月日及び会場。

平成27年10月16日、南伊豆町役場議場。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後２時54分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりです。

事務局、記載のとおりです。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりです。

議事件目、付託件目。

議第59号平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第60号平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

議第61号平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

議第59号平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議第60号平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

議第61号平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

問　国民健康保険の資産割についての質問がなされた。

答　現状では導入しているところが多いです。

問　国民健康保険税の状況についての質問がなされた。

答　１人当たり８万7,922円です。

問　国民健康保険税の県単位移行についての質問がなされた。

答　県の通達にもよりますが、負担増にならないように均等割も主張していきます。

問　介護保険地域包括支援における医療機関ほか関係機関との連携についての質問がなされた。

答　法律上は29年度からの施行ですが、当町は28年度から取り組みます。

問　民生委員の役割についての質問がなされた。

答　本町の民生委員は27名です。個人情報を守りながら地域の状況を行政に報告する重要な役割です。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第59号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第59号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に当たっては、賛成の意思を表明いたします。

これは、国民保険制度そのものについては非常に矛盾があるということで、指摘とそれの対応を求めました。都道府県の管轄の制度に移行するということでの矛盾、あるいはそれに対する制度の改善に対する取り組み、これについては前向きな対応の答えがありました。その制度に対する姿勢と同時に、これまでの取り組みでは、一般会計でも指摘した保健事業とあわせた取り組みで南伊豆町の高齢者比率が高いにもかかわらず、保険税１人当たりは８万7,922円という額で、県下の中でも低いほうに位置づけられております。こうした実績も評価して、制度の矛盾は指摘しながらも、今後一層努力しながら制度の改善、国民皆保険のために国が役割をしっかりと果たすよう具申することを改めて求めて、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第60号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に当たって、私は、委員会の中では現場の取り組みを評価して賛成の意見を出しました。

しかしながら、全体の介護保険制度に当たっては、介護保険制度の見直しから介護報酬が引き下げられて、現場では非常に介護事業者が倒産をするとか、介護労働者が定着しない状態が広まっております。こうしたところは、中央の社会保障審議会でも問題になっております。国会の審議でも問題になっております。

自治体間連携で杉並区の特養を誘致をして、この事業が始まっている中で、こうしたことはこの制度の矛盾は放置することはできません。改めてこの点を重視して、首長、町長を先

頭に制度の改善を強く求める、そのことを求めて、制度に対する反対として反対の意思を表明いたします。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第60号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第61号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に当たっては、この後期高齢者、高齢者を差別する制度だという、この１点で反対の意思を表明しておきます。

以上です。

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第61号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第59号平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第59号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第60号平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第60号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第61号平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　賛成多数です。

よって、議第61号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第６２号～議第６５号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について及び議第65号平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　加畑　毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑　毅君）　議第62号から続けて報告いたします。

議事件目。

議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定しました。

議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定しました。

議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定しました。

議第65号平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項です。

議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について。

議第65号平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について。

問　差田町有地の今後の計画についての質問がなされた。

答　継続的に取得してきたものですが、当初計画のスポーツ施設建設は現在では無理だと

思います。今後検討していきます。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

○議長（稲葉勝男君）　まず、議第62号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第62号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第63号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第63号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第64号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第64号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第65号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第65号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第62号平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第62号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第63号平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第63号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第64号平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第64号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第65号平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第65号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第６６号～議第６９号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第66号平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について及び議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　加畑　毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑　毅君）　議事件目66号から続けます。

付託件目。

議第66号平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

３、議第66号平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

問　公共下水道の加入率についての質問がなされた。

答　湊70.4％、手石50.6％、下賀茂19.7％、全体で51.6％です。

問　クリーンセンター改修についての質問がなされた。

答　３カ年で進めていきます。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

○議長（稲葉勝男君）　まず、議第66号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第66号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第67号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第67号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第68号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第68号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第69号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、議第69号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第66号平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第66号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第67号平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第67号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第68号平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第68号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第69号平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、

委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第69号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第７０号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（稲葉勝男君）　議第70号平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員長　加畑　毅君登壇〕

○予算決算常任委員長（加畑　毅君）　それでは、続けて報告いたします。

１つ、その前に、一般会計の報告書の表題部のところで原案のとおり認定することにという文言のところの「原案のとおり」ということが抜けていましたので、ここを加筆してください。申しわけございませんでした。

それでは議事件目、付託件目。

議第70号平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

４、議第70号平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定について。

問　井戸、上水道についての質問がなされた。

答　下水道では別メーターはありますが、上水にはありません。公平性の面でも検討していきます。

問　水道課の建物についての質問がなされた。

答　36年が経過しており、耐震診断は現在進行中です。

問　簡易水道についての質問がなされた。

答　町内で石綿管が残っている箇所は、南上簡易水道が約３キロ、毛倉野簡易水道が1.5キロ残っています。発電機については必要に応じて検討していきます。

問　無形固定資産の増加についての質問がなされた。

答　青野川水利権の更新分がふえました。10年更新になります。

問　上水道でカルキ臭以外の対策についての質問がなされた。

答　カビ臭は対応していきます。

以上になります。

○議長（稲葉勝男君）　委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

○議長（稲葉勝男君）　まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（稲葉勝男君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第70号平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（稲葉勝男君）　全員賛成です。

よって、議第70号議案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（稲葉勝男君）　日程第15、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長、議会改革調査特別委員会委員長、共立湊病院跡地利活用調査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

◎議員派遣の件

○議長（稲葉勝男君）　日程第16、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（稲葉勝男君）　異議ないものと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に印刷配付しましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（稲葉勝男君）　本日の議事件目は終了しましたので、会議を閉じます。

９月定例会の全部の議事件目が終了しました。

よって、平成27年９月南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会とします。

ご苦労さまでございました。

閉会　午前１０時１７分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　稲　葉　勝　男

署名議員　　比野下　文　男

署名議員　　加　畑　　毅

平成２７年９月議会定例会審議結果

No.	議案番号	提出議案	議決年月日	結果
1	報第６号	平成26年度南伊豆町健全化判断比率について	9月30日	報告
2	報第７号	平成26年度南伊豆町資金不足比率について	9月30日	報告
3	議第46号	南伊豆町教育委員会委員の任命について	9月30日	同意
4	議第47号	南伊豆町教育委員会委員の任命について	9月30日	同意
5	議第48号	南伊豆町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について	9月30日	原案可決
6	議第49号	南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について	9月30日	原案可決
7	議第50号	備品購入契約について（平成27年度緊急地震・津波対策事業可搬ポンプ付積載車購入）	9月30日	原案可決
8	議第51号	平成26年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	9月30日	原案可決
9	議第52号	平成27年度南伊豆町一般会計補正予算（第２号）	9月30日	原案可決
10	議第53号	平成27年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）	9月30日	原案可決
11	議第54号	平成27年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第１号）	9月30日	原案可決
12	議第55号	平成27年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	9月30日	原案可決
13	議第56号	平成27年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）	9月30日	原案可決
14	議第57号	平成27年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第１号）	9月30日	原案可決
15	議第58号	平成26年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
16	議第59号	平成26年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
17	議第60号	平成26年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
18	議第61号	平成26年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
19	議第62号	平成26年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
20	議第63号	平成26年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
21	議第64号	平成26年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
22	議第65号	平成26年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
23	議第66号	平成26年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
24	議第67号	平成26年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
25	議第68号	平成26年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
26	議第69号	平成26年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	10月30日	認定
27	議第70号	平成26年度南伊豆町水道事業会計決算認定について	10月30日	認定